

第七二 各種工産物

各種工産物調査表

種別	數量	價額	單價	備考	住 所		營業者 氏名
					男	女	

追テ本表ハ生産統計調査ノ資料ニ供スルモノニシテ調査済次第氏名欄抹削棄却可致候ニ付他人ニ漏洩シ又ハ課税ノ材料トナルヘキモノニ無之候條御懸念ナク實際ノ事實御申告相成度候也

第七三

船舶燃料消費高

(報告期翌年三月限)

大正何年

備考	計	官 公 用		石 炭	石 油
		民 間 用	官 公 用		

(注意)

- 一、本表ハ船籍所在地ノ市町村ヨリ報告スヘシ
- 二、中央官廳ニ屬スル船舶ノ消費高及内外國船舶ノ外國航海ニ燃料用トシテ積載セルモノハ調査ヲ要セス
- △官公用ノ船舶ヲ民間ニ借受ケ使用スル場合ハ民間用トシテ調査スヘシ
- △船舶ノ船籍ハ市町村ニ於テ知ルコト困難ナランモ市町村ヲ指導シテ充分ニ調査セシムヘシ
- △石炭、石油共船舶内ニテ消費セラル、モノハ暖爐用、燈火用ニテモ總テ調査スヘシ

第七三 船舶燃料消費高

第七四 石材

第七四 石材		(報告期翌年三月限)		大正何年	
	數量	價	額	單	價
花崗岩(建築用)					
安山岩(建築用)					
凝灰岩及灰岩(建築用)					
粘板岩(建築用)					
砂岩(建築用)					
石灰岩(建築用)					
砂利(建築用)					
花崗岩(裝飾用)					
蛇紋岩 ^{瑪瑙岩} (裝飾用)					
大理石、石灰岩(裝飾用)					
硯材(器具用)					

備考	計	其他

△才及切ハ一尺立方、坪ハ六尺四方
 △石材ハ採掘地調査ナリヤトノ山口縣ノ間ニ對シ生産地ニ於テ調査スヘシトノ本省ノ回答アリ之ニ對シ更ニ生産地トハ採掘地ニアラスシテ加工地ト云フノ意ナリヤトノ同縣ノ再質疑ニ對シ本省ハ主義トシテ生産地調査ナルモ調査上ノ便宜ニ依リ用途ノ區別シ得ヘキ集散地ニテ調査スルモ差支ナシト應答アリ
 △括弧内ノ用途別ハ主要用途ヲ掲ケタルモノニシテ其ノ區別ハ使用ノ結果ニ依テ區別スルニアラス大體石材ノ性質ニ依リ自ラ建築用ナルカ裝飾用ナルカニ區別スルモノトス
 △庭園ニ用ユル燈籠用材及轉石ハ裝飾用トス
 △建築用中ニハ單ニ狹義ノ家屋建築用ノミヲ記入シ廣義ニシテ土工用ニ係ルモノハ次項ノ如ク其ノ他中ニ合算スヘシ
 △其ノ他ニハ左記ノ類ヲ記入スヘシ
 一 土工用積石、碎石
 一 道路敷用砂利(採取場所ノ河川ナルト石材採掘ノ破片ヲ碎キタルモノトヲ問ハス苟モ普通砂利ト稱スルモノ)
 一 車道ノ敷石用材、墓碑及其臺石、華表、墓地構築用材、道路堤塘ノ石垣用材

第七四 石材

第七四 石 材

△岩石ノ四大別

- (一)火成岩 地球内部ニ在リテ高温度ノタメニ熔融セル岩漿カ地球表面又ハ地殻ノ深部ニテ凝結セルモノ
 - (甲)深造岩 (地殻ノ深所ニテ固結セシモノ)花崗岩、閃綠岩、斑禰岩等
 - (乙)噴出岩 (地殻ノ淺處又ハ表面ニテ固結セシモノ)流紋岩、(石英粗面岩)、安山岩、玄武岩、斑岩、玢岩、輝綠岩等
 - (二)水成岩 器械作用若クハ化學作用ニヨリ、既成ノ岩石カ粉碎若クハ分解セラレ、水中ニ運ハレテコ、ニ再ヒ沈積シテ岩石トナレルモノ
 - (甲)破片ノ堆積 砂、粘土、礫、砂岩、頁岩、粘板岩、礫岩(子持石、蠻岩)角礫岩、凝灰岩等
 - (乙)溶液ヨリノ沈澱 石膏、山鹽、石灰岩、白雲岩、泥灰岩、硅岩、燐灰岩、硫黃、諸鐵礦水、石炭類等
 - (三)變成岩 岩石カ地殻ノ變動ノタメニ高壓ヲ受ケ、或ハ火成岩ノ噴出等ニ際シテ、著シク其質ヲ變シテ、結晶質片狀ノ觀アルニ至レルモノ
 - 片麻岩、雲母片、綠泥片岩、滑石片岩、角閃岩、輝石岩、千枚岩、蛇紋岩等
 - (四)風成岩 岩石ノ粉末カ風ノ作用ニヨリ遠隔ノ地ニ運ハレ、コ、ニ堆積シテ成レルモノ黄土等
- △本表石材ノ解説
- 花崗岩 火成岩中深成岩ニ屬ス、主ニ石英(一ニ硅石透明質)正長石(肉色又ハ白色)雲母(軟ク且劔キ易シ)ノ粗粒狀結晶ノ凝聚結合ニ成ル、雲母ニハ黑白ノ二種アリ、隨テ兩者ヲ含メル複雲母花崗岩、一方ノミノ白又ハ黒雲母花崗岩ノ別アリ、又副成分ニヨリテ輝石花崗岩、角閃石花崗岩、柘榴石花崗岩、電氣石花崗岩等アリ建築材トシテ廣ク用ヒラル、モ風化作用ノ爲脆弱ナル砂狀ト化スルコト屢アリ、本邦諸地ニ産ス、一名ヲ御影石ト謂フハ兵庫縣下武庫郡御影町附近ヨリ多ク出ツルニ因ル、京都地方ニテハ白川石、讃岐地方ニテハ小豆島石ト謂フ、主ナル産地名稱左ノ如シ

産地	通稱	産地	通稱
渡島國爾志郡相沼内	黒御影石	丹後國與謝郡波路村	御影石
後志國久遠郡上古丹	同	攝津國川邊郡西谷村	小戸石
同 太櫓郡良溜石	同	同 武庫郡芦屋村、住吉村	本御影石
岩代國安達郡二本松町	花崗石	同 有馬郡名來村	奈良御影石
上野國利根郡松田村、名草村	御影石	播磨國飾磨郡男鹿島	男鹿石
常陸國眞壁郡東飯田村、山尾村	同	淡路國津名郡江崎村、中川原村	御影石
同 西茨城郡岩間本郷稻田村	同	河内國北河内郡下田原村、上田原村	同
同 新治郡上佐谷村	同	近江國蒲生郡長福寺	榮根石
同 筑波郡本郷村、永井村、小田村	同	若狹國遠敷郡泊浦	御影石
三河國幡豆郡寺津村、宮崎村	同	讃岐國小豆郡富濱村、福田村、北浦四海岸等	小豆御影石
同 寶飯郡西浦	三州御影石	同 木田村牟禮村	久通石
同 東加茂郡小川村、岩倉村、中村	同	同 香川郡庵治村	大目、中目小目、目ノ三種あり
同 額田郡瀧村、小呂村、箱柳村	同	同 向島、井島、相島	直島石
山城國愛宕郡白川村	白川石	同 仲多度郡與島	與島石
丹波國船井郡八木村	御影石	伊豫國越智郡大島、余處國村	大島石

第七四 石 材

第七四 石 材

備前國邑久郡犬島

通 稱

同 赤磐郡高倉山

犬島石

備前國兒島郡六口島本床村

アカメ御影石

備中國小田郡北木島

御影石

安藝國賀茂郡廣村

北木石

周防國都濃郡大津島、蛙島等

御影石

安山岩 一名富士岩、火山岩ニ屬ス、南米アンデス山地方ノモノ始メテ研究セラレシヨリ名ク、本邦ノ最主要ナル火山岩トシテ其ノ分布廣ク火山地方到ル所ニアリ、多クハ黝灰、黑色ナルモ時トシテ赭色ヲ呈セルモノアリ斑狀組織ヲ有シ緻密又ハ多孔質、主要ナル成分礦物ハ白色ノ斜長石ト黑色ノ輝石若クハ角閃石、磁鐵礦、副成分トシテ橄欖石、雲母、石英等アリ、隨テ輝石又岩脈、岩床等ヲナスアリ、其ノ外觀美ナラサルモ質堅ク耐火力ニ富ミ建築石材トシテ用ヒラル相模ノ小松堅石、根府川石等其一例ナリ

兵庫縣ニテハ但馬水ノ山、菅野山及妙見山附近出石郡圓城寺嶺、宍粟郡戸倉嶺神崎郡川上附近等此ノ岩石ヨリ成ル主產地左ノ如シ

陸奥國下北郡佐井村

通 稱

同 東津輕郡野内村

材木岩

同 中津輕野郡兼平村

野内石

陸奥國中津輕郡岩木村上横手

磐石

羽前國南村山郡中川村

鐵平石、ヘゲ石

羽後國南秋田郡鮪川村、樽澤村

寒風石、男鹿石

陸奥國中津輕郡岩木村上横手

通 稱

同 東津輕郡野内村

野内石

同 中津輕野郡兼平村

兼平石

陸奥國中津輕郡岩木村上横手

通 稱

同 東津輕郡野内村

野内石

同 中津輕野郡兼平村

兼平石

通 稱

鳴瀧石

大海石

佐波山石

御影石

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

第七四 石 材

信濃國下高井郡木島村

木島石

同 更級郡稻荷山、野篠山

湯ノ崎石

同 長野市西長野町

郷路山石

同 諏訪郡上諏訪四賀村

平石

同 北佐久郡志賀村、協和村

板石

同 上野國吾妻郡草津村

石古根石

同 碓氷郡秋間村

秋間石

同 同 上里見村、東里見村

里見石

同 下野國河内郡新里村

新里石

同 能登郡鹿島郡端村

黒斑石

同 加賀國河北郡金浦村

板石

同 越後國古志郡村松村、鎌澤村

戸室石

同 越前國大野郡三谷村

村松石

同 相模國足柄郡江ノ浦村、門川村

カクマ石

同 岩村、眞鶴村、吉濱村

小松堅石

同 相模國足柄郡根府川村

根府川石

同 駿河國駿東郡江ノ浦村、獅子濱村

竿石

同 大和國添上郡奈良春日野村

カナゴ石

同 讚岐國木田郡上由井村

由良石

同 同 三谷村

火山石

同 香川郡淺野村、船岡村

日裏石、船岡石

同 綾歌郡白峰國府臺村

カンカン石

同 石見國那賀郡黒川村

黒川御影石

同 伯耆國西伯郡大山村

クロス石、モク石

同 周防國都濃郡平野村

平野石

同 肥前國藤津郡鹽田村

鹽田石

同 肥後國菊池郡辨利村

九ノ峯石

同 飽託郡島崎村

島崎石

同 天草郡飛嶽目島

飛嶽石

凝灰岩及灰石、火山ヨリ噴出セシ火山灰、火山砂、火山礫等カ陸上又ハ水底ニ沈積シテ地層ヲ作レルモノ、多クハ質輕クシテ粗鬆脆弱ナリ屢化石ヲ藏ス、第三紀時代ニ成リ、岩質ハ流紋岩質若クハ安山岩質ニシテ、本邦ノ第三紀層ニハ甚多シ、概ネ灰色ヲ呈シ時トシテ暗青、綠黒等ノモノアレトモ灰ニテ組成セル形跡分明ナリ建築用材トシテハ劣等ノモノナリ、東京地方ニテハ

第七四 石 材

三八八

伊豆、安房、下野等ヨリ出ツ、伊豆ミカゲ、澤田石、房州石、大谷石等ノ稱アリ近クハ小豆島ノ豊島石、城崎郡湯島ノ今津石、印南郡寶殿ノ龍山石材、加西郡下里村善防石、因幡岩美郡南田村ノ圓護寺石、出雲能義郡ノ荒島石等之ニ屬ス中生代、古生代ニ成レルハ特ニ輝綠岩質ニシテ輝綠凝灰岩ト稱ス主產地左ノ如シ

陸奥國三戸郡障泥作村	通 地	角石	相模國鎌倉郡今泉村、深澤村	通 稱	鎌倉石
羽前國東田川郡熊出村	熊出石	同	三清郡走水村	同	青石
同 西田川郡加茂町	青石	同	鳴居村	同	鳴居石
同 同 田川村	田川石	同	小矢部村	同	小矢部石
下野國河内郡新里村	大谷石又ハ龜石	同	中郡二宮村、中里村	同	龜石
同 下都賀郡靜村	火避石	同	足柄下郡吉濱村	同	クド石、釜石
同 那須郡芦野村、鳥山町	芦野石	同	湯本村	同	湯本石
常陸國東茨城郡岩船村	岩船石	同	底倉村	同	葡萄酒
安房國安房郡元名村	元名石	同	伊豆國賀茂郡下田町本郷	同	伊豆花崗石
同 同 佐久間村	堤ヶ谷石	同	同 同 下田町大安寺	同	斑石
同 同 岩井村	本胡麻石	同	同 同 笠田	同	白斑石
同 同 岩井袋村	岩井袋石	同	見高村	同	見高石、青石
同 同 天神山	マダラ石	同	本山村	同	御影石、青土蓋石、龍子石等の稱あり
上總國君津郡環村	シヤクシ石	同	澤田村石山	同	澤田石、青石
同 同 賈津村	高石石	同	澤田村向ノ山	同	本川津石

伊豆國賀茂郡入間村	生壁石	美濃國可兒郡平牧村	サバ石
同 同 本郷村	斑石、戸倉石	越前國今立郡南中山村	野岡石
同 同 手石村	青手石	同 足羽郡若杉村	笏谷石
同 同 大賀茂	鼻岩石	越中國西礪波郡了輪村	宮島石
同 同 妻良村	白斑石	同 同 川合田村	桑山石
同 同 柿崎村	伊豆花崗石	同 下新川郡鹿熊村	鹿熊石
同 同 雪見村	青石	同 東礪波郡國金屋岩黒村	確石
同 同 長津呂村	切石	讃岐國小豆郡豊島村	豊島石
同 同 田方郡多賀村	川奈石	但馬國城崎郡湯島村	今津石
同 同 川奈村	長岡石、赤石	石見國邇摩郡佐摩村、久利村	赤波石
同 同 長岡村	土丹石	石見國邇摩郡福光村	福光石又ハ福
武藏國久良岐郡三分村	三輪石、靴脱石	因幡國岩美郡南田村	光御影
駿河國志太郡三輪村	伊豆赤石、青石	出雲國能義郡荒島村	圓護寺石
同 同 口野村	青石	同 八東郡來待村	荒島石
甲斐國西八代郡共和村	粘板岩 一名石板石、水成岩ニ屬ス、粘土ノ硬ク固マリテ板狀ニナルモノ、色概ネ黒、薄キ板	同 同 朝酌村字大海崎	來待石又ハ來
	狀ニ剝離スル性アリ、砂岩、硅岩其ノ他ノ成層岩ト重リテ古生代、中生代ノ地層ニ多ク、採リ		大海崎
	テ學校用ノ石板、屋根瓦、石碑等ニ賞用ス		
	砂岩 普通ノ砂カ海底ニ沈ミ固結シテ成レルモノナリ、普通荒砥トシテ用フルモノハ概ネ此ノ岩		
	石ナリ主產地左ノ如シ		

第七四 石 材

三八九

第七四 石材

產地

通稱

三九〇

下總國海上郡高神村、飯沼村	銚子砥と岡石なり	阿波國板野郡土佐泊村、北海村、阿波國阿波郡日間谷村、浦地村、伊澤村	鳴月石又は撫養石
尾張國知多郡内海村	利屋石	伊豫國北宇和郡丸島村、三油村、宮ノ下村	青石
美濃國稻葉郡鶴沼村	鶴沼石	土佐國高岡郡高石村	同
和泉國泉南郡下莊村、多奈川村	青石ス、和泉石	筑前國早良郡姪濱村	同
淡輪村、桑畑村、山中村	宇賀志石	同 嘉穂郡川津村	同
大和國宇陀郡宇賀志村	木理石	同 宗像郡津屋崎村	川津石
甲斐國南巨摩郡鵜澤町	伊奈石	同 遠賀郡洞南村、山鹿村	目コ入、玉入
武藏國西多摩郡増戸村	砂岩石	肥後國天草郡楠浦馬村、下浦村	砂石
紀伊國西牟婁郡北富田村	青石		青石
淡路國三原郡福井村、天野村、湊村			

石灰岩 炭酸石灰ニシテ其ノ純粹ナルモノハ白色ナレトモ概ネ灰色、暗灰色等ヲ呈ス軟クシテ酸ノ爲ニ氣泡ヲ發シテ容易ニ溶解ス石灰製造ノ原料及銅及鐵鑛ノ溶劑ニ用フ

蛇紋岩 橄欖岩、飛白岩等ノ分解シテ生シタルモノ、主ニ蛇紋石ヨリ成リ酸化鐵、綠泥石、白雲石等ヲモ含ム產出多カラズ、建築石材、裝飾用等ニ供ス、主成分タル蛇紋石ハマグネシウム珪酸、水等ヨリ成リ、結晶ハ稀ニ塊狀ノモノ多ク又非結晶ナルアリ、暗綠、黃色等ニシテ脆軟、脂肪澤アリ、マグネシウムノ珪酸鹽類ヲ含ム、他ノ種々ノ鑛物ノ變質シテ生シタルモノナリ

兵庫縣養父郡口大屋、大屋、西谷ノ諸村、朝來郡與布土村、出石郡合橋村高橋村ヨリ產スル温石ハ此ニ屬ス

大理石 石灰岩ノ一、方解石粒ノ凝聚シテ粒狀構造ノ岩石ヲナセルモノ、通常純白ナレト、其ノ他ノ岩石ヲ狹ミテ縞ヲナスコトアリ、多クハ片麻岩、結晶片岩等ト共ニ出ツ、裝飾及建築石材

トシテ用ヒラル伊太利産名高ク、本邦ニテハ長門秋吉、常陸太田、美濃地方ノ産著シ

△町村ニ於ケル石材ノ稱呼中本表石材ト同名異質又ハ異名同質ナルモノ或ハ地方名ニシテ一般ニ通セサルモノアルヲ以テ兵庫縣ニ於テハ石材標本ヲ各産地市町村ヨリ集メ縣ニ於テ其ノ名稱ヲ附シ更ニ之ヲ各市町村ニ通知シ以テ稱呼ノ一定ヲ計レリ

第七五 有用土石及鑛水

三九二

第七五 有用土石及鑛水		(報告期翌年三月限)		大正何年	
品名	數量	價	額	單	價
矽砂(硝子原料)					
矽石(耐火材料)					
浮石砂(硝子原料)					
陶石及陶土(陶磁器原料)					
粘土(煉瓦及土管瓦原料)					
長石(陶磁器原料)					
耐火粘土(耐火材料)					
蠟石(耐火材料)					
白雲石(耐火材料)					
雲母(耐火材料)					
石綿					

明礬礬土(明礬及硫酸礬土原料)					
ボーキサイト(アルミニウム原料)					
金剛砂(研磨材料)					
火山灰(セメント用)					
硅藻土(セメント用)					
石灰岩(セメント原料)					
クレー(製紙紡織用)					
滑石(製紙用)					
バリウム鑛(塗料)					
石膏(建築用)					
紅殻(顔料及塗料)					
水晶(裝飾用)					
瑪瑙(裝飾用)					
トッパース(裝飾用)					

第七五 有用土石及鑛水

三九三

第七五 有用土石及鑛水

三九四

備考	計	鑛水(飲料)	△砥石	鑛石	螢石 (製鐵用エナメル 硝子原料)	蛋白石(裝飾用)

(注意)

一、貫以外ノ單位ヲ用キル場合ニ在リテハ其ノ旨備考ニ記入スヘシ
 △前項貫以外ノ單位ヲ用キル場合トハ貫ニ換算困難ナルモノハ其ノ旨備考ニ示シ別ノ單位ニテ可
 ナリノ意旨ナリ
 △本表土石ノ解説
 硃砂
 硃石 硃酸ニシテ白色純良ナルモノハ硝子原料ニ用ヒ又良質ノモノハ硃質煉瓦ノ原料ニ供ス
 陶石及陶土 陶石ハ學術上長石ト稱ス、晶形色一ナラス分布廣ク産額多シ、紀伊肥後産ノモノ有
 名ナリ
 陶土ハ長石ノ分解ヨリ生シタル粘土ノ一種ニシテ、白色ナリ
 耐火粘土、普通ノ粘土ト異ナル點ハ「アルカリ」ノ如キ溶解シ易キ性分ヲ含有スルコト少キナリ

通例白色ニシテ容易ニ火ニ溶解セス耐火煉瓦、レトルト、坩堝、分析用ノ爐等ノ製造ニ用ユ
 土藏ノ壁、竈、瓦等ニ用ユルモノハ普通ノ粘土ナリ
 蠟石 硃酸質ノ鑛物、色定マラス、硯材、彫刻材等トナシ又粉末ハ最モ滑ナレハ機械ノ摩擦ヲ緩
 和スルニ用ヒ、耐火煉瓦ノ原料ニ供ス神崎郡福本村、揖保郡香島村ニ産ス
 白雲石 炭酸石灰及苦土ニシテ往々石灰石ト伴フテ出ツ非常ニ耐火質ニ富ミ耐火煉瓦ノ原料ニ適
 ス
 雲母 硬度低ク剝離ノ性アリ、白色透明ナルハ硝子ニ代用シ、暖爐等ノ強熱ヲ支ヘ電氣機械ニ用
 ヒ劣等ナルモノハ粉碎シ防熱防火ノ塗料ニ供ス
 石綿 石綿「アスベスト」ト謂フ白色ナル纖維狀ノ礦物ナリ、其ノ纖維ノ長キモノ最モ貴ク絲ト
 ナシテ織物ヲ作り粉狀ナルモノハ紙トナシ又ハ板狀ニ製シ共ニ防火夫ノ衣服又ハ保温用材料ニ
 供シ或ハ汽管類ノ接続部充填用トナス本邦肥前武藏等ニ産ス
 明礬石 成分ハ含水硃酸礬土ニ硫酸加里ノ加ハレルモノ、結晶ハ六面體狀ヲナセト、塊狀ナルモ
 多シ、白、肉、黄色等、脆クシテ流紋岩、粗面岩等ノ中ノ正長石カ、硫氣ノ作用ヲ受ケテ生シ
 タルモノ粉末處理シテ明礬及礬土ヲ拆出ス神崎郡長谷村枋原及福本村ニ産ス
 金剛砂 柘榴石ノ粉末ニシテ其儘或ハ之ヲ紙ニ塗抹シ研磨ノ用ニ供ス
 火山灰 火山岩ノ霏爛シ(分解スルコト)恰モ灰狀ニ化セルモノニシテ「セメント」ノ代用ヲナス
 硃藻土 「デアトム」ナル下等植物ノ殻ニシテ硃質ノ粉末ナリ純良ナルモノハ「ダイナマイト」製造
 ニ用ヒ又磨粉ト爲ス
 クレー 蠟石ヲ粉碎水濯シ乾燥シタルモノニシテ製紙紡織用ニ供スルモノナルモ中ニハ燐鈍粉、
 菓子粉ニ混合スルモノアリ

第七五 有用土石及鑛水

三九五

第七五 有用土石及鑛水

三九六

滑石 硬度最も低クシテ滑ナレバ、機關ノ摩擦ヲ減センカ爲ニ用ウ、阿波、武藏等ニ産ス
 バリウム鑛 重ナルモノハ重晶石ニ硫酸重土ニシテ「白色ベイント」又ハ「鹽化バリウム」
 製造ノ原料トシ又護謨ノ製造ニ混交ス其ノ品質ノ純良ナルモノハ市場價格一噸ニ付約四拾圓位
 ナリト謂フ本邦ニテハ宮城縣、新潟縣ヨリ出ツルモノナリ
 石膏 主トシテ「セメント」調合劑トシテ需要アルモノニシテ建築上又ハ各種模型用ニ供セラル其
 ノ良質ナルモノハ美術用陶器模型ノ用ヲナス
 蛋白石 含水硅酸ト稱ス結晶セサル硅酸質ノ寶石ニシテ一定ノ形體ヲ爲シテ産出スルコトナク色
 ハ一定セサルモ多ク白色ニシテ水晶ヨリ柔ラカク光澤ハ煮タル卵ノ白味ノ如キヲ以テ此ノ名ヲ
 リ九州地方美濃邊ニ産ス
 螢石 等軸晶形硬度四、色定ラス、弗素ヲ含ムヲ以テ、弗酸ヲ製シ媒熔劑トシ硝子ノ艶消シ、模
 樣、度盛リヲ附クルニ用ヒ又硝子ノ色彩用トナス但馬生野銀山地方ニ産ス
 砥石 現今最も多ク用ヒラル、砥石ハ粘板岩、砂岩、泥板岩、石英粗面岩、石英斑岩、凝灰岩等
 ニシテ二種ニ區分ス
 目ノ細緻ナルヲ砥、粗硬ナルヲ礪(アラト)ト謂フ刀劍其他及物類ヲ研磨スルニ用ウ、内曇又淺
 黃ト稱スルハ山城丹波産、刀劍、剃刀用、戸澤砥ハ水ヲ用ヒスシテ研クヲ得ハク、名倉砥越前
 砥亦名アリ、青砥ハ又中砥トモ謂ヒ丹波ノ猪倉佐伯、肥後ノ天草、伊豫ノ白赤等、礪ハ肥前唐
 津、紀伊ノ茅ケ中等實用セラル

第七六

水産業者

(報告期至年三月限)

大正何年末現在

備考	計	養殖		製造		漁撈		本業計	副業計	男	女	男	女	男	女	計	
		被用者	業主	被用者	業主	被用者	業主										被用者

(注意)

一、水産業者トハ業主又ハ十五歳以上ノ被用者ニシテ實際漁撈、製造又ハ養殖ニ從事スルモノヲ

第七六 水産業者

三九七

第七六 水産業者

謂フ

三九八

二、本業トハ主トシテ漁撈、製造又ハ養殖ニ依リ生計ヲ營ムモノヲ謂ヒ副業トハ他ノ職業ヲ本業トスル者カ傍ラ漁撈、製造又ハ養殖ニ従事スルヲ謂フ

三、二種以上兼營ノ者ハ主タル一方ニ記入スヘシ

△業主トハ作業ニ従事スルト否トニ係ハラス其ノ業ヲ主宰經營スルモノトス

△被用者トハ家族タルト雇人タルトヲ問ハス又作業ニ従事スルト事務ニ従事スルトニ係ハラス水産業者被用者全部ヲ指スモノナリ

△業主ノ家族ニシテ漁業ニ従事スル者ハ被用者トシテ記入スヘシ

△本表被用者ハ筋肉労働者ノ外事務員ヲモ含ム

△漁船漁網ヲ貸與シ其ノ水揚ノ幾分ヲ徴シテ生計ヲ營ムモノハ本表ニ算入セス、又漁船漁網ヲ借受ケテ漁業ヲ營ムモ漁主タルモノハ業主ニ被用者トシテ調査スヘシ

△漁業團體即漁業組合ハ調査ニ及ハス本表ハ實際漁業ニ従事スル人員ヲ調査スルモノナルヲ以テナリ

△水産業者ノ定義ハ注意第一項ノ通りナルヲ以テ漁業税ノ納否ハ問フ所ニアラス但水産業中ニ水産製造物表ノ魚油魚肥製造者ヲ含ムモ工業ニ屬スル沃度貝卸ノ類ノ製造者ハ含マズ

△漁業法ニ依リ青年團等ニ於テ營ム區劃漁業ノ場合ハ青年團ノ代表者ヲ業主トシ關係團員ヲ被用者ト見做シ調査スヘシ

△採藻業者ハ漁撈中ニ加ヘ調査スルモノトス

△會社經營ニ係ル水産業ノ場合ハ其ノ代表者ヲ業主ニ、使用人ハ被用者ニ計上スルモノトス

△又本表ハ營利ノ目的ヲ以テ従事セル者ヲ調査スル主旨ナルヲ以テ縣郡市町村學校試驗場等ノ經

營ニ係ル者ハ調査ニ及ハス

△本表ニハ鹽ノ製造業者ニ係ル者ハ調査ヲ要セス

△本表水産業者中製造ニ従事スル者ハ第八三水産製造物表ニ調査スヘキ種目ノ製造ニ従事スル者ヲ調査スヘシ

△漁業權、入漁權ヲ有スルモ直接漁撈又ハ養殖ヲ經營セサルカ如キモノハ調査ヲ要セス

△遊漁ニ屬スルモノハ之ヲ包含セス、漁船、漁網、漁獲物各表ニ就テモ亦同シ

△漁業組合ノ經營ニテ養殖シ其ノ組合加入者ノ任意ニ採獲シ之ヲ製造スルカ如キ場合ハ各組合加入者ハ何レモ養殖又ハ製造ノ業主トシテ調査スヘシ

△山口縣下ニ於テ漁業者數人若クハ十數人一團トナリ朝鮮及對州方面へ出稼漁業又ハ遠洋漁業ヲナスモノアリ之ヲ漁業團ト謂フ而シテ此ノ團體ニハ特ニ指揮監督者モ認メス業主被用者ノ關係ナク全ク共同漁業者ナリ故ニ此等ハ被用者ニアラサルモノナルヲ以テ全部業主ト認テ差支ナシ

第七六 水産業者

三九九

六、廢用漁船トハ漁用ニ堪ヘスシテ其ノ年内ニ使用ヲ廢シタルモノヲ謂フ但難破漁船ヲ加フヘカラス

△修繕船 一度廢用トナリタル漁船ヲ修繕シ再ヒ使用シタル場合ハ年末現在船數中ニ計入スヘシ

△甲府縣ニテ新造シ其府縣ノ船簿登錄後乙府縣ニ賣却シタルトキハ甲府縣ハ新造船トシ乙府縣ハ

年末現在船數ノミニ計入スヘシ

甲府縣ニテ新造シ登錄前乙府縣ニ賣却シタルトキハ乙府縣ニ於テハ新造欄及年末現在船數ノ双方ニ記入スヘシ

△新造船價額ハ新造當時ノ價額ヲ記入スヘシ

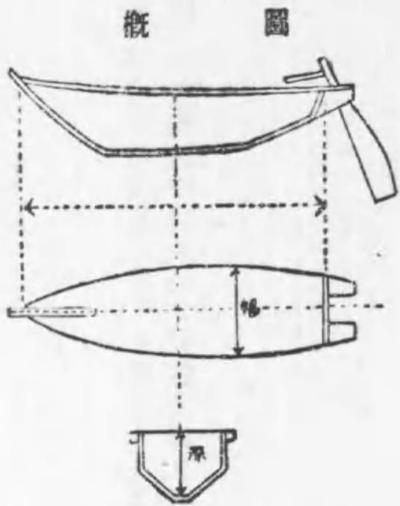
△本表ニ記入スヘキ漁船

- 一 船體ノ構造漁業用ノモノ
 - 二 構造ノ如何ニ拘ハラズ主トシテ漁業用ノモノ
 - 三 紫菜其他藻類等ノ海草類採集ニ供スルモノ
 - 四 主トシテ漁獲物ノ運搬ニ供スルモノ (出買船ヲ含ムモ鹽ノ運搬用ハ除ク)
 - 五 漁獲物處理冷蔵用ノモノ
- △噸數 西洋形船ノ積量ヲ示ス、百立方尺ヲ一噸トス
噸數ニ左ノ區分アリ
- 總噸數 船體内全部ノ積量
登簿噸數 貨物、船客ノミニ搭載積量ナリ故ニ汽船ニ在リテハ乗組員常用室及機關室ヲ除キ帆船ニ在リテハ乗組員常用室ヲ除キタルモノトス

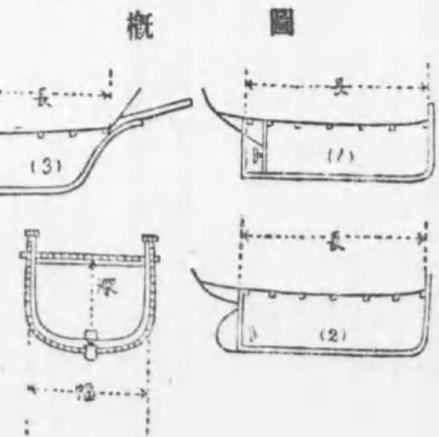
△船舶 長、幅深ノ單位 (噸數ヲ以テ積量ヲ示ス船舶ハ一噸ハ百立方尺) (石數ヲ以テ積量ヲ示ス船舶ハ一石ハ十立方尺)

一、船積概測法

石數船 長サ幅及深サヲ測ル位置ヲ示ス



噸數船ノ長サ幅及深サヲ測ル位置ヲ示ス



(イ) 石 數 船

長サ幅×深サ×0.55=石數 (係數)

(一噸ノ石數) 石數÷10=噸數

長サハ圖ノ如ク舳ノ小縁付止ヨリ艫ノ戸立前面迄ノ水平距離トス
幅ハ船ノ最廣部ニ於テ左右棚ノ内面間ノ距離トス

第七七 漁 船

深サハ長サノ中央ニ於テ左右兩上棚ヲ劃シタル線ノ中央ヨリ垂直ニ敷ノ上面迄ノ距離トス
 (ロ) 噸 數 船

四〇四

(乘數)
 長サ×甲板上ニ於テ船首材ノ後面ヨリ

- (1) 單螺旋汽船ナルトキハ舵柱ノ前面迄
 - (2) 雙螺旋汽船ナルトキハ船尾材ノ前面迄
 - (3) 上部彎曲ノ船首材ヲ備フル船
 ニ在リテハ該材下部ノ後面ニ沿ヒテ眞直ニ延長シタル線ト甲板梁ノ上面線トノ交叉點ヨリ之ヲ測ルモノトス
- 幅ハ船體ノ最廣部ニ於ケル肋骨ノ外面ヨリ外面迄ノ距離トス
 深サハ船體ノ中央ニ於テ龍骨上面ヨリ甲板梁ノ上面迄ノ距離トス

第七八

難 破 漁 船

(報告期翌年三月限)

大 正 何 年

有 ヲ 力 動				ノ モ ル サ セ 有 ヲ 力 動							沈 沒 破 壞 坐 礁 又 ハ 坐 洲 行 衛 不 明 其 ノ 他 數 計					
ノ	ス ル モ	關 ヲ 有	蒸 汽 機	計	五 噸 未 滿 (五 十 石 未 滿)	五 噸 以 上 十 噸 未 滿 (五 十 石 以 上 百 石 未 滿)	十 噸 以 上 二 十 噸 未 滿 (百 石 以 上 二 百 石 未 滿)	二 十 噸 以 上 三 十 噸 未 滿 (二 百 石 以 上 三 百 石 未 滿)	三 十 噸 以 上 五 十 噸 未 滿 (三 百 石 以 上 五 百 石 未 滿)	五 十 噸 以 上 (五 百 石 以 上)						
												二 十 噸 未 滿	二 十 噸 以 上	三 十 噸 未 滿	三 十 噸 以 上	五 十 噸 未 滿

第七八 難 破 漁 船

四〇五

第七八 難破漁船

高害損		別 月											
計	漁具	漁船	計	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三
				二	一	月	月	月	月	月	月	月	月

第七八 難破漁船

		所場ノ難遭				合 計	ノ モ ル ス					
二	一	計	何	何	何		何	ノ	ヲ有ス	發動機	十噸以上	十噸未満
			々	々	々	々						
月	月											

第七八 難破漁船

四〇八

備考	乗組員	
	死亡又ハ行衛不明	生存者 (負傷者ヲ含ム)
計		

(注意)

- 一、本表ハ原因ノ如何ニ拘ラス其ノ結果ニ付調査シ各相當欄ニ記入スヘシ
- 二、本表ハ船籍所在地ノ市町村ヨリ報告スヘシ
- 三、船數ノ計ハ漁船ノ種類遭難ノ場所月別ノ三者共ニ符合スヘキモノトス
- 四、遭難ノ場所ニハ何々港内、港口又ハ港外、何町村海岸、沿海又ハ沖合ノトキハ例ヘハ何島東南海岸、何岬西何湊ト記入スルカ如シ
- 五、遭難ノ種類カ二種以上ニ互ルトキハ主ナル一方ニ記入スヘシ
- 六、損害高ハ遭難當時ノ評價額ニ依ルヘシ
- △港内、海岸、湖岸等ニ繫留シアルモノ及陸上ニ引揚ケ置キタルモノ又ハ出漁中避風若クハ事故ノ爲繫留中ノ難破ヲモ調査スヘシ
- △其ノ他ノ欄ニハ漂流、顛覆等ヲ記入スヘシ
- △暴風雨若ハ海嘯等アリテ遭難船多數アリシ場合ハ可成詳細ニ其ノ状況ヲ備考トシテ記入スヘシ
- △遭難スルモ船體ニ別條ナク單ニ乗組員ノミノ損害ナル場合ニ於テハ船數等ハ調査ニ及ハス
- △船體ニ遭難ノ原因ナクシテ單ニ漁具又ハ作業中ノ乗組員ノミニ損害アリタル場合ハ調査ヲ要セ

△乗組員トハ遭難當時ノ在船者總テヲ指スモノナリ

第七八 難破漁船

四〇九

第七九 漁 網

四一〇

第七九 漁 網		(報告期翌年四月限)		大正何年
種別	数量	現	在	
		額	額	一統新調費
曳網類	地曳網 <small>(地漕網、高網)</small>			
	船曳網			
旋網類	揚繰網			
	巾著網			
曳網類	打瀬網			
	手繰網			
旋網類	發動機手繰網			
	縛網			
旋網類	線網 <small>(中高網ヲ含ム)</small>			
	大敷網 <small>(臺網、藁臺網、根拵網ヲ含ム)</small>			
旋網類	大謀網 <small>(大網ヲ含ム)</small>			
	大謀網 <small>(大網ヲ含ム)</small>			

種別	数量	現	在	一統新調費
臺網類	行成網			
	角網			
臺網類	瓢網 <small>(小臺網、猪口網ヲ含ム)</small>			
	樹網 <small>(壺網ヲ含ム)</small>			
刺網類	底刺網			
	流刺網			
刺網類	圍刺網			
	八手網			
敷網類	四艘張網			
	棒受網			

(注意)

一、本表ハ大正十年ヲ以テ第一回トシ以後毎三年ニ調査シ報告スヘシ
 △本表様式分類ハ限示的ニシテ例示的ニアラス

第七九 漁 網

四一一

△實際漁業ニ使用シタルモノヲ調査スルモノニシテ販賣ノ爲メ店舗ニ陳列シアルカ如キモノハ調査ニ及ハス

△鹹水用淡水用ノ別ナク河川湖沼ニ使用スルモノト雖該當ノモノハ其ノ種類ニ記入スヘシ

△年末現在ノ價額ハ十二月三十一日現在ノ新舊漁網ノ合算評價額ヲ見積リ調査スルモノナリ

△一統計調査ハ最近ニ新調シタル價額ヲ記入スヘシ而シテ實際當該年中新調ノ漁網ナキ場合ト雖現今其ノ地方ニ於テ新調スルトセハ幾干ヲ要スヘキカノ概價ヲ記入スヘキモノトス但價額ノ標準ハ中等品ト被認モノニ依ルヘシ

△漁網ノ解

漁網ニハ自然ニ相群集セル魚族ヲ圍ミテ之ヲ捕フルモノト、其游泳ノ通路ヲ遮リ、或ハ嚇シ、或ハ誘集シテ之ヲ捕獲スルモノトアリ、サレハ網ハ其ノ捕獲セント欲スル魚類ノ性質ニ應シテ變化アルヘキハ勿論ナリ

網ハ通常糸ヲ同一ノ距離ニテ結フ、本眼結、蛙股結アリ、米國ニテハS字結、二重蛙股結アリ形状ハ網地ノ編製方、縫合、及周邊ノ網等ヲ結著スル方法ニ依リテ異リ

又網絲ノ隙間ヲ網眼ト稱シ、網目何寸、何分又ハ何寸ニ幾節ト謂フ例セハ鯛五智網ハ五寸ニ三節、五寸ニ七節乃至十節、飯地曳網ハ囊ハ五寸ニ三三四節兩翼ノ末端ニ到ルニ隨ヒ五寸ニ七節、五寸ニ五節トナルカ如シ畢竟網目ノ大小ハ漁獲物ノ大小ト密接ナル關係アリ、小ナル時ハ水ノ抵抗大ニシテ運用不便ニ隨テ大魚ヲ得難シ通常左右兩端ハ大ニ、魚取(囊)ニ近クニ隨ヒ密トナス

以上漁網ヲ左ノ七分類トナス

(一)抄網類 水中ノ魚類ヲ抄ヒ揚クルモノ「タモ」「サデ」ノ如シ

(二)掩網類 水上ヨリ網ヲ投下シテ魚類ヲ掩ヒ捕フルモノ、投網、卸網ノ如シ

(三)曳網 魚群ヲ圍繞シテ之ヲ陸地ニ引寄スルモノ即チ地曳網ト、船中ニ引寄スルモノ即チ船曳網トアリ、然ルニ又此船曳網中ニモ、碇ヲ以テ船ヲ止メテ網ヲ船中ニ曳寄スル手續網ノ如キモノト、船ヲ進行セシメツ、網ヲ船後或ハ船ノ横ニ曳キテ魚類ヲ捕獲スル打瀬網、トロール等ノ如キモノトアリ

(四)旋網 魚群ヲ圍ミテ之ヲ捕フルコト曳網ノ如シト雖、此網ニハ曳網ノ如ク網ノ兩端ニ長キ引網ヲ付スルコトナク、又陸上ニ引寄スルモノナシ、而シテ此網ハ網裾ヨリ繰揚ケ或ハ網裾ヲ括約スヘキ構造ナルニヨリ沖合隨所ニ於テ使用セラル、巾著網揚繰網ノ如シ

(五)臺網又ハ建網、網ヲ一定ノ場所ニ定置シテ魚ヲ其ノ内部ニ迷ヒ入ラシムルモノ、即チ臺網、大敷網、壺網、建干網等ノ如シ

(六)刺網類 魚道ニ網ヲ壁立シ置キ、魚ヲシテ其ノ網目ニ刺サシメ又ハ纏絡セシメテ捕獲スルモノニシテ、魚類ノ性質ニヨリ水中上中層ニ於テスルモノ、即チ浮刺網、流網、或ハ水底

若クハ下層ニ於テスルモノ即チ底刺網等アリ

(七)敷網 網ヲ水底又ハ水中ニ敷キ入レ置キ魚群カ其ノ網上ヲ通過セントスルトキ、或ハ魚ヲ其上ニ誘ヒ、若クハ驅リ込ミテ其魚ヲ捕獲スルモノ、即チ棒受網、八手網(八田網)四ツ手網、四艘張網等ノ如シ

元來網ハ網地、網、浮子、沈子ノ四部ヨリ構成セラル、稀ニハ浮子、或ハ沈子ヲ缺クモノアリ而シテ本様式ハ限示的ニシテ例示的ニアラス而シテ(一)抄網、(二)掩網ノ項ナキヲ以テ之ヲ調査スルニ及ハサルモノトス

名稱別構造其他左ノ如シ

第七九漁 網

但(許)ハ縣ニテ許可スヘキモノ
免ハ縣ニテ免許スヘキモノ

許ハ縣又ハ郡ニテ許可スヘキモノ

名 稱	構造	造	異名同種類	捕獲魚類	曳		
					地 曳 網	船 曳 網	打 潮 網
	浮子沈子ヲ備ヘ兩翼一囊ヨリ成レトモ往々囊網ヲ缺クモノアリ翼網ヲ以テ魚群ヲ圍ミ曳網ニ依リテ海濱ニ曳上ケケ魚ヲ捕獲ス		大曳網(德島)飯網(山口)山口(徳島)曳網(山口)鰯網(廣島)鰯網(熊本)鰯網(福岡)廣島(鰯網)玉筋魚網(太刀魚)鰯網(兵庫)	鰯、飯、鯉、鮎、魷、鮭、小鯉			
	一囊兩翼ヨリ成リ地曳網カ海濱ニ曳上ケラル、代リニ網ヲ船上ニ曳上ケル趣向トス往々水ノ上層ヲ曳キ又ハ網ヲ水底ニ沈メテ曳寄スルモノアリ		鰯掛曳網(廣島)ソロリ網(廣島、香川)鰯船網(岡山、香川)鰯網(鳥取)鰯網(香川)鰯網(兵庫)	真鰯、車鰯、鰯、鯉、鰯、鰯、鰯			
	一囊兩翼ヨリ成リ普通トス風力ヲ藉リテ帆ニ依リ船ヲ動カシ網ヲ曳クヲ風打網又單ニ打網ト云ヒ風力ニ代フルニ潮流ニ依リ船ヲ動カスヲ潮打網ト云ヒ又漕行ニ依リテ船ヲ進ムルヲ漕網ト稱ス地方ニ依リテ手繰網ト混同スル所アレトモ船ヲ移動シテ網ヲ使用スル所然ラサルト依リ區別スルヲ例トス						

第七九漁 網

名 稱	構造	造	異名同種類	捕獲魚類	類		
					手 許 線 網	手 發 線 網機	揚 線 網
	構造ハ前者ト略同一ナレトモ漏斗ヲ有セス錨ヲ以テ船ヲ一定ノ場所ニ止メ置キ網ヲ船ニ曳寄セ漁獲スルヲ普通トス往々錨ニ代ユルニ潮、帆又ハ錨ニ依リ船ヲ一所ニ止ムルコトアリ		梅干漕網、藻漕網、蝦漕網、五智網(兵庫)	倍良、鰯、沙魚、鰯、鰯、鰯、鰯			
	構造ハ大體打網網ニ類似ス通常一艘曳ナレトモ近來二艘曳トナスモノヲ生セリ			小鯛、鰯、鰯、火魚			
	幕狀ヲ爲シ洋上ニ於テ魚群ヲ圍ミ後速カニ網裾ヲ繰上ケ魚ノ逸逸ヲ防キ然ル後翼網部ヨリ漸次網ヲ船中ニ繰上ケ捕獲ス		各種揚線網及改良揚線網	鰯、脊鰯			
	構造略前者ト同シクシテ魚群ヲ圍ミタル上分銅ヲ下シ網裾ニ附シタル錨網ニ依リ之ヲ締結スルヲ異ナリトス			脊鰯、日本海方面ハ鰯、真鰯			
	一ノ囊網ニ兩翼ヲ連接セル網ニシテ之ヲ使用スルニハ此網ノ兩翼ヲ開張シテ之ヲ群ヲ圍ミ漸次翼網ヨリ之ヲ船中ニ繰入レ漁獲ス			鯛、鰯、鰯			

第七九漁網

四一八

類	網	敷
八手網	多ク方形又ハ長方形ヲナシ自然ニ魚ノ入り來ルヲ待チ或ハ或ル手段ヲ以テ魚ヲ網上ニ誘致シテ捕獲スルモノナリ	扇網(岡山)ニ艘張網(東京灣)八田網、碓敷網、碓打網(兵庫)
(許)四艘張網	多ク方形ニシテ浮子ヲ缺ク網ヲ平カニ水中ニ沈メ魚ヲ誘致シ網ヲ曳上ケテ漁獲ス	飼取網(三重)
棒受網	方形ニシテ風呂敷ノ如キ網ニシテ浮子ニ代フルニ長キ竹ヲ以テスルモノ多シ此網ヲ使用スルニハ通常二本ノ竹ヲ船ノ軸艙兩部ニ於テ舷外ニ突出シ之ヲ以テ網ヲ開廣シタル上潮流ヲ受ケ網ヲ灣形トナサシメ投餌シ魚ヲ網中ニ誘致シ漁獲ス	真鱈

此ノ外兵庫縣津名郡假屋、岩屋、野島地方ニ「玉筋魚、込シ網」ナルモノアリ他ニ類例ナキモ數網類ニ屬スルモノナリ又大砲網、追羽手、罩(但馬地方ノ蛙落シ網)四本網(樂々浦ニ使用スル抄網)モ雜網類トシテ整理スヘキモノニシテ本表ニ計上ヲ要セス

第八〇

漁獲物

(報告期翌年三月限)

大正何年

魚										類	數	量	價	額	單	價	
鱈	鱈	旗	鮪	鮪	惣	鰹	鰹	背	真								鱈
		魚	(シビトモ云フ)		太		目	黒	眞	鱈							

第八〇漁獲物

四一九

類													
△ 鯛 コチ	△ 鱈 チイ	△ 抄 サ	△ 鱒 ミラ	△ 鱈 ハシキ	△ 飯 ハチ	△ オ	△ 鮭 ホ	△ 笠 カ	△ 雞 イ	△ 油	△ 目	△ 倍	△ 玉 カ
		双 フ				コ	及 火 ガシラ	子 コ	魚 キ	目	張 ム	良 ラ	筋 ナ
		魚 イ				ホ	魚 シラ						魚 コ

魚

△ 好 イ	△ 白 ウ	秋 サ	文 ト	鱈 シヒラ	鮭 カマス	鱈 アデ	鱈 サハラ	鱈 カシヒ	鮭 ヒラメ	黒 クロ	鯛 カヒ	鱈 アカ	鱈 トモ云フ	鱈 ハシキ
魚 ナ	鱈 ウ	魚 ト	鱈 ヒ							鯛 ヒ				

類										類			
△馬 ^バ	△貽 ^イ	△煙 ^{エン}	蛸 ^{テウ}	北 ^{ホク}	赤 ^{アカ}	烏 ^ウ	蝶 ^{テフ}	蛤 ^{カク}	牡 ^{ウシ}	鮑 ^{ボウ}	計	其ノ他	
刀 ^タ	貝 ^{ガイ}			寄 ^キ	貝 ^{ガイ}	貝 ^{ガイ}	螺 ^カ	蠣 ^{カキ}		△淡水産		△鹹水産	

魚

△鮪 ^{ユシヨウ}	△鰺 ^{ウグイ}	鰻 ^{ウナギ}	鯉 ^{コヒ}	鮎 ^{アユ}	鱒 ^{マス}	鮭 ^{サケ}	鱈 ^{タラ}	鱈 ^{タラ}	鱈 ^{タラ}	△鰯 ^{アサギ}	△鰹 ^{カツノ}	△白 ^{シロ}	△石 ^{イシ}	△太 ^タ
					(アノマス)モ含ム							魚 ^{イサ}	魚 ^{イサ}	魚 ^{イサ}

第八〇 漁獲物

藻類					動物産								
海	石	和	紫	昆	計	其	珊	海	鯨	海	△	△	△
羅	花	布	菜	布	他	ノ	瑚	豚	鼠	蟹	他	川	ガ

第八〇 漁獲物

水 他 ノ 其										貝類			
△	タ	龍	蝦	△	蛤	柔	槍	△	鳥	計	其	△	△
ズ	ラ	蝦	飯	飯	魚	魚	魚	真	賊	他	ノ	辛	馬
ワ	バ							鳥	賊			螺	鹿
イ	蟹												貝
蟹	(ヲ謂フ)	蝦	蛤	魚	魚	魚	賊	賊					

		蛋白質	脂肪	灰分	水分
△魚類良否檢定法	鯛	一七七	三二	一四	七九
	鯉	一八九	〇八	一四	六九
	ボラ	三〇〇	四三	一三	七六
	マダラ	一七二	四五	一四	七〇
	カツヲ	二五二	二二	一〇	七七
	スバキ	一八六	二六	一〇	七七
	サバ	二二二	四九	一五	七五
	鯖	一七九	一五	一三	七四
	イワシ	二三四	六七	一六	七三
	鰯	一八四	一七	一六	七三
ニシン	六八四	一三九	六九	二〇九	
カズノコ	二〇二	一三	〇五	七七	
新鮮ナルモノ……… 腐敗ニ近キモノ………	コノシロ	二〇四	四八	一五	七三
	鮎	一七七	一九	一六	六九
	サケ	一六八	七九	一三	七〇
	鹽サケ	一八四	九三	一五	七〇
	ハウバウ	一八二	三三	一二	七四
	サワラ	一九二	一七	一四	七六
	ハゼ	一八四	〇五	二〇	七九
	キス	一八二	〇六	一三	八〇
	石持	二二三	二八	〇九	八三
	アヂ	二二〇	〇八	〇五	七七
ムツ	一八〇	六二	一一	七四	
イサキ	一九六	〇八	一三	七六	
鮫	二二二	〇二	一〇	八五	
眼	透キ通り水晶ノ如ク				
	眼球光澤ナシ				
鰓	鰓濃紅				
	蒼白				
鱗	弾力性ヲ有ス				
	鱗落易ク肉柔軟				

△冷蔵魚

氷詰メノ魚ハ「活ケ物」ニ比シ價格非常ニ廉ナルモ味ニ於テハ大差アルモオニアラズ要スルニ冷蔵ハ魚ノ鮮度即チ新鮮、美味、滋味ノ三者ヲ保存スルモノニシテ氷ノ存在セル間ハ何等「活ケ物」ト差アラズ

△魚食ト季節

魚類ニ旬^シアリ寒鰯、土用鰻ノ如キ美味ノ時期ヲ謂フ、魚類ハ一般ニ肥臑^{ヒツ}期、孕卵^{イラン}期、産卵期アリ一年間ニ於テ肥ユル時、卵ヲ持ツ時、子ヲ産ム時トアルナリ、肥臑期最モ美味ニシテ次第ニ其ノ味ヲ損ス、左ニ魚食ノ旬ヲ記シ參考ニ供ス(神戸市内調査)

- 一月……かに(鹽ゆで)、をこせ(すまし汁、ちり)、なまこ(三杯酢)、かながしら(付焼)、はせ(煮付)、あんかう(味噌煮)、ひらめ(刺身)
- 二月……このしろ(味噌焼、付焼)、あなご(付焼)
- 三月……あこう(刺身、吸もの、鹽焼)、あぶらめ(刺身、吸物、鹽焼)、ます(刺身、鹽焼)、あづまかれい、さは(刺身、煮付、鹽焼)、かます、めはる(煮付)
- 四月……はら(てり焼、天ぷら)、さはら(鹽焼、照焼、煮付)、かつを(刺身)、いさぎ(鹽焼、煮付)
- 五月……す、き(鹽焼、刺身)、こしやうだい(刺身、鹽焼、煮付)
- 六月……あかつは(煮付)、あゆう(鹽焼、味噌焼、煮付)
- 七月……いしかれい(刺身、煮付)、すみやきだい(味噌汁、鹽焼、刺身)、さかたふか(湯かき、からし味噌)、がんどひらめ(刺身、煮付)、さす(鹽焼)、べら(煮付、ふらい)
- 八月……あじ(鹽焼、煮付)、たちうを(鹽焼、煮付)、てんこち、さごし(刺身、鹽焼)、ほした

第八〇 漁獲物

四三〇

い(何れに用ひても佳)、いわし(鹽焼、煮付)
 九月……たこ(煮付、酢物)
 十月……こだひ、まだひ(刺身、鹽焼)、ひらめ(刺身、煮付)、ちぬ(煮付、鹽焼、刺身)、いせえび、まえび(酢物)
 十一月……まながつを(刺身、味噌漬)、あなご(付焼)
 十二月……ばら(鹽焼)、をこせ(味噌汁、ちり)、ぐじ(味噌漬、鹽漬、煮付、照焼)、やがら(吸物)
 △魚介類方言、産卵期、漁期、漁具並漁場
 魚介類孕卵ノ時季、魚期ノ始終、漁具ノ種類並漁場等ノ狀況ヲ知ルハ水産業經營上及水族保護ノ政策上緊要ナルノミナラス水産統計調査上必須ノ要項ナリ左ニ其ノ一斑ヲ記シテ參考ニ供ス

鱈	潤目鱈	背黒鱈	真鱈	鱈
まかつを、まんだら、たてまだら等ヲ含ム	とんぼいわし(但馬鱈ノ三分ノ一ハ潤目鱈ナリ)	たれくち、ほ、たれ、こしなが、ひろくち、かたくち、ひしこ、かなやま、いりいわし、まいわし(内海)(白子鱈ハせくろノ兒)	かご、こにしん、あぶらにしん	かご、こにしん、あぶらにしん
夏季	?	三—三	三—五	四—五
五	五	五	三	四
—	六	三	五	五
角釣、網	流網	巾着網、地り網	刺網	建網、刺網
南海	北海、南海	南海	同	北海

惣太鯉	鯖	旗魚	鰯	鰯	鰯	鰯	鰯	鰯	鰯
めちか、すばた、ちやぶくろ、こがつを、ふくらい、うづわ、すちがつを、すま、やいとがつを、わたなべ、のどくち、おほぞ、うらまわり等ヲ含ム	ま、ぐろ、しび、くろしび、めち、めばち、きはだ、よこわ、はつ、びんなが等ヲ含ム	かちきまぐろ、かちきとし、ないらき、びんば、はりを、あきのいを、まかちき、あきたらう、くろかは、はたうを、はせをかちき、あぶぎうを、めかちき、しろかは等ヲ含ム	はらじろ、やすめじろ、をいを、あを、いなた、はまち、わかほご、わらさ、ひらす、ひらまさ、かんばち等ヲ含ム	まだら	すけだら、すけそう、きつねだら(但馬)はそだら、きじだら等ヲ含ム	さめ、あをさめ、かどうさめ、ねづやさめ、もうかざめ、ひらがしら、あぶらさめ、めじろさめ、つのさめ、をながさめ、よしきり、そはさめ等ヲ含ム	まだひ、おほだひ、こだひ、れんこだひ、はなをれだひ、かすこだひ、ちたひ、きだひ、ひれこたひ、べにたひ等ヲ含ム	ちぬ、ちん、かいづ、けいづ、きちぬ等ヲ含ム	おほくちかれひ(内海)てつくひ、がんぞうびらめ等ヲ含ム
同	?	?	一—三	一—三	?	五—六	五—六	五—六	
五	二	夏 秋	三	三	三	同	同	同	
釣敷網、建網、曳網	延繩、下釣	延繩、曳網	大敷網、延繩	手延繩	手延繩、延繩	延繩、鉦	延繩、下釣	建網、手延繩	
同	南海、北海	南海	南海、北海	北海	同	南海、東海	南海、北海	同	

第八〇 漁獲物

四三一

第八〇 漁獲物

四三六

鮑	牡蠣	蛤	蝶	烏	赤	北寄貝	蛸	煙	貽貝	馬刀貝	馬鹿貝	辛紅螺	流螺
まだか、またがひ、をがひ、めがひ、ひめがひ、くろがひ、るぞあはび、とこぶし等ヲ含ム	いたほがき、ながき等ヲ含ム板浦蠣ハ明石ノ特産				魁蛤	うばがひ等ヲ含ム			せいがひ	竹煙	女郎貝、こつぶがひ、かもがひ	あかにし(なかにし、つべたがひヲモ辛螺中ニ計入ス)	てんぐにし
二一	五八	五二	九二	五一	夏	同	四一	夏	四一	五一	二一	五一	五一
四季	一〇	二	四季	同	二	二	二		三	二	四季	三	四季
一	二	四	一	一	四	四	四	一	二	四	一	一	一
いさり	曳網	介捲、介突	いさり	介捲	介捲、鐵籠	鉄、鐵爬	介捲、如籠	鉄、鐵鈎	貽貝起	馬刀貝突	介捲	曳網	手繰網、建網
北海	南海、明石附近	南海、北海	南海、北海	南海	各地	東北海	南海	九州	南海	南海	同	同	同

蛸	猴	瑣	柔魚	槍柔魚	真鳥賊	烏賊	瀬戸貝	藻貝	蚌	玉	大斧貝	蛸	蛸
手長だこ、足長だこ、やなぎだこ			二番柔魚、するめどんきう、あかい、まついか等ヲ含ム、胴長八九寸、北海ニ多ク群ヲナシ晝ハ海底ニ潜ミ夜間食餌ヲ覓ム篝火ヲ以テ之ヲ誘致ス	一番柔魚、けんさきいか、しろいか、どんきう、どうきん等ヲ含ム	しりやけ	かふいか、みづいか、はりいか、ひいか、せんどういか							
七一	?	五一	七一	四一	四一	七一	七一	七一	七一	五一	五一	六一	六一
八四季	三	六二	八	五四季	五四季	一〇	一〇	一〇	一〇	同	同	同	同
一	九	六	二〇	一	一	三	一	一	三	一	一	一	一
蛸壺、釣	曳網、手繰網	同	釣	同	曳網	三すまる掛	介捲	介捲	三桁打瀬網	貝突	貝突	如籠	如籠
同	南海	南海、北海	北海	同	同	同	同	同	同	同	南海	他	圓山川其

第八〇 漁獲物

四三七

第八〇 漁獲物

漁業別

漁獲物

四四二

沖ノ瀬手繰網		手繰網		打網		五智網		イサリ		磯配繩		泥漕		泥漕		磯建	
グチ、オコゼ、ハゼ、タモリ、イカ、雜魚	鯧、鰈、小鯛	イカ、鰈、蝦類	アナゴ、メバル、タナゴ、バレタレ、(鮎ノ小ナル如キモノ)	コチ、鰈、ナダレ(一名シタ)グチ、エソ、蝦等	鯛、鰭、コロ鯛、ニベ石首魚等	鰯、鯖、鰯、鯧、飯等	鰯、鰈、コチ、ニ又其他諸魚	サソエ、ナマコ、蛸、ボラ、イナ、油目、アイ等	油目等	アナゴ、ガシラ(メバルノ類ニテ口大ナク赤)アマズ等	狗母魚、蝦、石首魚、其他釜雜魚(グチ類似)	車蝦、蝦、烏賊、狗母魚其他	鰈、ナダレ	鰯、鰈、鰯、鰭等	油目、倍良、目張、海老等(平目ニテハ海鰻、海老、鰻、アイ等)		

但河川定置漁業、管内海面漁業ニ付テハ漁獲賣上收入金額ノ千分ノ十ノ縣稅ヲ徵セラル、爲
益調査困難ノ傾向ナキニシモアラス

第八一 遠洋漁業

(報告期翌年三月限)

大正何年

漁	船	動力						漁	船	乗組員	噸數	船數	旋網	沖曳	流網	延繩	一本釣	鰯釣	投網	曳網	計
		有モス			有ラ																
		ノ	有	機	モ	ス	ラ														
鯉	鯉	ノ	有	機	モ	ス	ラ	機	蒸												
		乗	噸	船	乗	噸	船	乗	噸	船											
		組	數	數	組	數	數	組	數	數											
量數																					
額價																					
量數																					
額價																					
量數																					
額價																					
量數																					
額價																					
量數																					
額價																					

第八一 遠洋漁業

四四三

第八二 水産養殖

第八二 水産養殖 (報告期翌年三月限)																	
面水ルス供ニ用ノ共公											養殖場數 (年末現在)	養殖場面積 (年末現在)	收 獲 額 — 高 一 買 ニ 付 價 格	大 正 何 年			
△ 蛤	△ 鯨	紫 菜	蛎	蛭	灰	牡 蠣	龍 蝦	鱒	鰻	鱈	鯉 (ア メ マ ス ト ラ 合)	數			量	價	

第八二 水産養殖

第八二 水産養殖																	
面水ルサセ供ニ用ノ共公										養殖場數 (年末現在)	養殖場面積 (年末現在)	收 獲 額 — 高 一 買 ニ 付 價 格	大 正 何 年				
合 計	其 ノ 他	△ 鯨	龍 蝦	金 魚	鱒	鰻	鯉 (ア メ マ ス ト ラ 合)	池 沼 其 ノ 他	稻 田	計	其 ノ 他			△ 馬 鹿 貝	數	量	價

備考

(注意)

- 一、二種以上ヲ混養スルモノハ養殖場數及面積ハ主ナル一方ニ記入シ收穫高ハ之ヲ區別シ相當欄ニ記入スヘシ養殖種類外ノ收穫物ハ記入ヲ要セス
- 二、公共ノ用ニ供スル水面ト連接シ一體ヲ成ス公共ノ用ニ供セサル水面ハ公共ノ用ニ供スル水面トシテ調査スヘシ(△漁業法第三條)
- 三、公共ノ用ニ供スル水面ノ養殖場ハ漁業法ノ免許ニ依ルモノヲ調査スヘシ△故ニ免許出願中ニシテ許可未定ノ状態ニ在ルモノハ調査ニ及ハス
- 四、貝類ハ殻附ノ儘計算スヘシ
- 五、紫菜其ノ他藻類ハ水ヲ切りタル時ノ數量價額ヲ調査スヘシ
- △漁業組合カ漁業法第五條ノ地先水面専用ノ免許ヲ受ケ年々鰻、鯉等ノ放養ヲナセルモノハ漁業組合所在ノ町村ニ於テ調査シ面積ハ許可ノ面積、數量及價額ハ組合員ノ漁獲高ヲ組合ヨリ報告セシムヘシ
- △稻田ノ場數面積ハ稻收穫迄ノ時期ニ於テ調査スルヲ可トス
- △養殖ノ年月淺ク未タ收穫ナキモノト雖其ノ場數及面積ハ調査スヘシ
- △放流ノ目的又ハ試殖ノ目的ニ依ルモノハ調査ニ及ハス
- △本表ハ養殖場所在ノ町村ニテ調査スヘシ
- △公共ノ用ニ供スル水面及公共ノ用ニ供セサル水面ノ解釋ニ就テハ抽象的ニ之カ説明ヲ試ムルコト頗ル困難ナルヲ以テ一例ヲ擧ケテ之ヲ示サンニ海灣、湖水、河川ノ如キハ一般ニ公共ノ用ニ

- 供スル水面ト稱スルヲ得ヘク稻田、池、沼、溜池ノ如キハ一般ニ公共ノ用ニ供セサル水面ト稱スルヲ得ヘシ併シ沼ノ如キハ湖水ト區別シ難キモノアリ要スルニ實際ノ狀況ニ鑑ミ之ヲ判定スルヲ可トス
- △第一項注意末段ニ養殖種類外ノ收穫物ハ記入ヲ要セストアルハ、養殖ノ目的ヲ以テ養殖シタルモノハ全部調査シ、本表列記以外ノ種類ノモノハ其ノ他ニ掲上スヘシ、養殖ノ目的以外ノ收穫高ハ漁獲物表ニ計入シ本表ニ記入ヲ要セサル意味ナリ
- △本表ノ收穫高ハ養殖シタルモノヲ販賣若クハ配付シ又ハ原料若クハ食用ニ供シタルモノノミヲ調査スヘキ義ト解シ可ナルヤ果シテ然リトセハ鯉ノ養殖ハ地方ニ依リテハ最初稻田ニ於テ相當成育セシメ復之ヲ池沼其ノ他ニ移スカ普通ナレハ此場合ハ稻田ノ收穫ハ皆無トナルモ差支ナキヤトノ廣島縣ノ問ニ對シ本省ニ於テハ見解ノ通リトノ回答アリ
- △同上廣島縣ヨリ發玩ノ爲養殖スルモノハ除外スヘキカトノ問ニ對シ本省ハ愛玩用及自家用ハ除クト回答アリ

第八三 水産製造

第八三

水産製造物

(報告期翌年三月限)

大正何年

四五〇

食											數	量	價	額	單	價
素					類											
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ						
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ	鯉 ^カ					
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ	鯉 ^カ					
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ	鯉 ^カ					
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ	鯉 ^カ					
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ	鯉 ^カ					
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ	鯉 ^カ					
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ	鯉 ^カ					
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ	鯉 ^カ					
鯨 ^カ	身 ^シ	鱈 ^カ	ニ ^ス	一 ^フ	甲 ^カ	計	其 ^ノ	鯧 ^イ	鯖 ^サ	鮪 ^イ	鯉 ^カ					

料

乾 鹽				乾								
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ
鯨 ^カ	潤 ^シ	背 ^セ	真 ^マ	計	其 ^ノ	△ ^ア	△ ^イ	△ ^ロ	△ ^ヘ	△ ^カ	鯨 ^カ	田 ^タ

第八三 水産製造物

四五二

料													
乾 燻			乾										
鮓 ^{ニシ}	鱈 ^ス	鮭 ^{サケ}	計	其 ノ 他	△ 鳥 ^{トリ} 介 ^{カイ}	△ 馬 ^{ウマ} 刀 ^{タガ} 貝 ^{カイ}	△ 鱈 ^{サケ} 兒 ^コ	蝦 ^{エビ}	煙 ^{タバコ}	淡 ^イ 菜 ^{サイ}	鮑 ^{アホ}	貝 ^{カイ} 柱 ^{ハシラ}	海 ^イ 參 ^{ソウ}

食													
煮			乾 鹽										
玉 ^イ 筋 ^ナ 魚 ^{イサ}	背 ^セ 黒 ^{クロ} 鱈 ^{イワシ}	真 ^マ 鱈 ^{イワシ}	計	其 ノ 他	△ 鱈 ^{サケ}	鯛 ^{タイ}	鰯 ^{ササギ}	鱈 ^{サケ}	鱈 ^{サケ}	鮭 ^{サケ}	鮭 ^{サケ}	秋 ^{アキ} 刀 ^{タガ} 魚 ^{イサ}	文 ^フ 鰻 ^{ウナギ} 魚 ^{イサ}

料													
合	類					雜					製		
	計	其 ノ 他	澁 海 苔	佃 煮	生 節	△ ウ ル カ (<small>貼ノ腸</small>)	△ 焼 魚	△ 半 平	△ 竹 輪	△ 蒲 鉾	計	其 ノ 他	△ 鰯

食

鹽											乾		燻	
△ 鯨	鯨	鮓	鰯	鮓	鮓	鮓	鮓	鮓	鮓	鮓	鮓	計	其 ノ 他	△ 沙 魚

備考	總計	油							合計	
		海ノ計	其ノ他	△玉筋魚	鯨油	鰹油	鰯油	鯨油		鯨油
									(一斗ハ四貫五百四十五匁 十貫ハ二斗二升)	

料										肥				
類					雜					粕	榨			
其ノ他	△乾蝦糠	鯨粕	荒粕	鯨粕	鰹粕	鰯粕	鯨粕	笹目	胴鯨	干鯨	計	其ノ他	鯨	鯨

第八三 水産製造物

(注意)

- 一、本表ハ他ヨリ原料ヲ仕入レテ製造セシモノト漁夫自ラ製造セシモノトヲ問ハス總テノ製造物ヲ調査スヘシ
- 二、製造期ノ翌年ニ互ルモノハ前年製造初期ヨリ其ノ年製造終期ニ至ル迄ノモノヲ記入スヘシ例ヘハ澁海苔ノ如キハ普通十一月ヨリ翌年四月迄ヲ製造期トスルヲ以テ本表ニハ其ノ期間製造ニ係ルモノヲ記入スルカ如シ
- △水産製造物トハ漁獲物ニ素乾、煮乾、鹽乾、鹽藏等ノ加工ヲ爲シタルモノヲ謂フ
- △調査方法 本調査ハ製造人、仲買人、問屋又ハ小賣商人等ニ就キ調査スヘキモノナリ、場合ニ依リ製造物ノ種類ヲ別記シタル報告用紙ヲ製シ之ヲ當業者ニ配付シ毎月若クハ各種漁獲物製造ノ季節毎ニ調査記入セシメ之ヲ四期別ニ取纏ムルモノノ方法ナルヘシ
- △魚類及藻類ノ繕詰ハ本表ニ包含セス
- △蒲鉾、竹輪ハ正味ノ目方ヲ調査シ板及竹ノ目方ヲ計算ニ入ルヘカラス
- △於胡菜、石花菜ノ如キハ之ヲ本表食料素乾ノ其ノ他ニ記入セス、漁獲物藻類中其ノ他ニ記入スヘシ
- △田麩、力煮、魚鼠腸、鹽辛類、鯛煎餅、鯛味噌ノ如キハ食料雜類ノ「其ノ他」ニ調査スヘシ
- △海盤車、海藻類ノ肥料ニ供スルモノハ肥料雜類ノ其ノ他ニ調査スヘシ
- △水産製造物ノ解

節類	讀ミ方	方言又ハ所屬製品其ノ他
----	-----	-------------

ほんぶし、かめぶし
まんわりぶし

素乾

鯉節	カツラブシ	
鯖節	マダラブシ	
鯖節	シビブシ	
鯖節	サバブシ	
鯖節	イワシブシ	
其ノ他		
甲付錫	カウツキイカ	かふつきいかヲ乾燥シタルモノ
一番錫	ケンサキイカ	やうりいかヲ以テ製シタルモノ、ぶどう錫ごとう錫、笹錫等ヲ含ム
二番錫	スルメイカ	するめいかヲ以テ製シタルモノ
鱈身	フカヒレ	ふかのひれヲ乾燥シタルモノ
鱈身	ミカキニシ	鱈ノ脊部ヲ切離シテ乾燥シタル肉ナリ
鱈身	カズノコ	みかきにしんヲ製スル時ノ副産
鱈身	ゴマメ	背黒鱈ヲ乾燥シタル者九州ニ産スル鱈子ヲ含ム(銀ハ乾燥シテ支那ニ輸出ス「カナギ」ト稱ス)
鱈身	タラ	ぼうたら、ストツクツイツシユ等ヲ含ム
鱈身	カレイ	
鱈身	タコ	
鱈身	ハモ	
袋錫	フクロイカ	〔するめいかヲ原料トスルモ製法甲付錫、一番錫、二番錫ト異ナルヲ以テ本省ニハ其ノ他トシテ報告スヘキモノナリ〕
アオリ鳥賊	アオリイカ	アオリイカヲ原料トス其ノ他前ニ同シ

第八三 水産製造物

第八三 水産製造物

鹽 乾

眞 鱈	マイワシ
背 黒 鱈	セクロイワシ
潤 目 鱈	ウルメイワシ
鱈	アヂ
文 鰩 魚	トビウヲ
秋 刀 魚	サンマ
鯖	サバ
舒	カマス
鱈	ブリ
鱈	タラ
鱈	シヒラ
鱈	タイ
鱈	カレイ
其ノ他	
煮 乾	マイワシ
眞 鱈	セクロイワシ
背 黒 鱈	イカナゴ
玉 筋 魚	イリコ
海 參	

鹽目刺、鯔刺、丸乾、一本乾、開乾等ヲ含ム
 同
 同
 鹽あぢ、むろあぢ、くさや等ヲ含ム
 鹽とびうを開乾ヲ含ム
 鹽さんま、開乾ヲ含ム
 鹽さは、開乾ヲ含ム
 鹽かます、開乾ヲ含ム
 鹽ぶり、ひぶりヲ含ム
 鹽たら、ひらきたら、米國式開鱈等ヲ含ム
 鹽しいら、開乾等ヲ含ム
 鹽たひ 同
 鹽かれい 同
 まいわしヲ煮乾シタルモノ
 せぐろいわしヲ煮乾シタルモノニテいりいわしハ之ニ屬ス
 かうなごトモ謂フ
 かいしんとモ謂フなまこヲ煮乾シタルモノ支那貿易品

第八三 水産製造物

貝 柱	カヒバシラ
鮑 菜	アハビ
煙 蝦	イガヒ
鱈 兒	アゲマキ
馬 刀 貝	エビ
鳥 介	シラス
其ノ他	マテガヒ
	トリガヒ
燻 製	サケ
鮭	マス
鱈	ニシン
沙 魚	ハゼ
其ノ他	
鹽 製	(魚類ニ撒鹽又ハ立鹽漬シタルモノ)
眞 鱈	マイワシ
背 黒 鱈	セグロイワシ
鯖	サバ
鮪	マダロ

〔はたてかひ、いたやかひ、いたらかひ、たいらき等ノ柱ヲ煮乾シタルモノ支那輸出品〕
 めいほう、はいほうヲ含ム
 いのかひ、ひめかひ、せどがひ、しうりかひ(周利貝)ノ煮乾
 えひ、皮ヲ剥キタルモノヲ含ム
 (魚類ニ撒鹽又ハ立鹽漬シタルモノ)
 正月用ノ赤鱈
 アンチヨビーヲ含ム

第八四 民有林野面積

第八四 民有林野面積 (報告期翌年四月限)

大正何年末現在

圖六四

合 計	私 有	社 寺 有		公 有									
		計	院 有	計	其 他 公 共 團 體 有	部 落 有	町 村 有	市 有	郡 有	道 府 縣 有			
											針葉樹林	立	
											闊葉樹林	木	
											針闊混清樹林	地	
											竹林	計	
											無立木地	合	
											計		

備考

(注意) 一、ハ删除

- 一、本表ハ大正十年ノ調査ヲ以テ第一回トシ以後毎三年ニ調査報告スヘシ
 - 二、本調査ハ土地臺帳ノ面積ニ基キ見込面積ヲ記入シ實測シタルモノハ其ノ實測面積ニ依ルヘシ
 - 四、共有ノ林野ハ持分ニ依リ部分林(府縣有林ニ私人カ植栽シ其ノ樹木ヲ兩者ノ共有トシ分收スルカ如シ)ハ分收歩合ニ依リ區分シ各所有別ニ記入スヘシ但シ公有林野官行造林地ニ付テハ分收歩合ニ依リ區分セズ其ノ全面積ヲ國ト樹木ヲ共有スルモノ、欄ニ合算記入スヘシ
 - 五、市町村組合又ハ町村組合ノ所有ニ係ル林野ハ市町村有ノ欄ニ記入スヘシ
 - 六、地上權其ノ他ノ權利ニ依リ森林ヲ造成シタルモノハ土地所有ノ如何ニ拘ラス其ノ權利者所屬ノ各相當欄ニ記入スヘシ
 - 七、市制第六條指定ノ市ノ區及北海道、沖繩縣ノ區有ハ市有欄ニ記入スヘシ
 - 八、立木地欄ノ各面積ハ地目ノ如何ニ拘ハラズ現狀樹林狀態ヲナセル箇所ニ就キ無立木地欄ノ面積ハ現狀樹林狀態ヲナサ、ル箇所(伐採跡地、災害跡地等ヲ含ム)ニ就キ調査スヘシ
- △注意事項四ノ但書ノ意味ハ町村有林野ニ官行造林ヲナシタル場合ニハ分收歩合ニ依リ區分ヲ要セサルヲ以テ全部町村有欄ニ記入スルヲ謂フ
- △本表ハ國有林ノ調査ニアラサルヲ以テ國有林ニ部分林ヲ設定シタルモノアルモ調査ヲ要セズ
- △本表ハ現狀調査カ、結局反別ハ大體土地臺帳ヲ根據トシ立木、無立木ノ區別ハ現狀調査トス
- (一) 長野縣問、本表ハ地目カ山林原野トシテ土地臺帳ニ存スルモノ、ミニ付調査スルモノナリヤ、若シ然ラスシテ現狀ニ依リ調査スヘキモノトセハ地租條例ニ荒地ト稱スルモノモ

第八四 民有林野面積

四六五

第八四 民有林野面積

四六六

無木地トシテ調査スルヤ

本省答、本表ハ土地臺帳ニ基キ面積ヲ調査スルモノニシテ地租條例ノ荒地ハ調査ニ及ハス

(二) 北海道間、從來現狀主義ニ依リ地目ノ如何ニ拘ラス森林原野ノ狀態ヲナスモノヲ全部調査セルカ今回ノ改正ハ長野縣ニ對スル回答ニ依レハ土地臺帳上ノ山林及原野ノミヲ調査スルモノ、如シ如何

(三) 本省答、現狀主義ニ依リ調査スヘキモノトス
愛知縣間、山林原野以外ノ地目ニ屬スル場合ハ假令林野ヲ爲シアリト雖之ヲ調査スルノ要ナキヤ

(四) 本省答、地目ノ如何ニ拘ラス現狀森林タルモノハ調査スヘシ
長崎縣間、本表ニハ地目原野ト雖現狀ニ依リ立木無立木地ニ區分調査スヘキモノナリヤ

(五) 本省答、御見解ノ通り
山林原野以外ノ地目ニ屬シ林相ヲ爲シタル場合ハ地目ノ如何ニ拘ラス現狀森林タルモノハ調査スヘシ

△開墾目的ニ非ラサル伐採跡地ハ伐採ニ適スル巨木ナキモ種樹繁茂シ幼林ノ狀態ニアリテ森林ヲ形成スルモノトセハ立木地ト見做スモノトス

△伐採跡地、災害跡地ニシテ直ニ用材薪炭材ニ供シ得ルモノカ存在セサル以上ハ幼樹又ハ普通下草ノ存在スルモノト雖總テ無立木地トシテ調査ス但森林ヲ形成スヘキ幼樹ノ存在スル箇所ハ此ノ限リニアラス

△實測シタル反別ナキトキハ土地臺帳ニ於ケル山林及原野ノ合計反別ヲ參考トシテ樹林別ニ實際

ノ反別ヲ見積リ記入スルモノトス

△森林所有者ノ區分

- 御料林 帝室ノ所有
- 國有林 國ノ所有
- 公有林 道廳府縣、郡市町村、部落、水利組合、土功組合ノ如キ公法人ノ所有
- 社寺有林 社寺ノ所有
- 私有林 公益法人即チ森林組合、農會等ノ如キ若クハ非公益法人即チ營利會社ノ如キ又ハ個人ノ所有(以上森林法第一條參照)

但森林ノ立木竹ヲ所有スル爲地上權、賃借權其ノ他土地ニ關シ使用又ハ收益ヲ爲ス權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ權利者ヲ以テ森林所有者ト看做ス、二箇以上ノ權利同一ノ土地ノ上ニ存スル場合ハ最後ニ設定セラレタル權利ヲ有スル者ヲ以テ前項ノ森林所有者トス(森林法第二條)

△供用林トハ直接收益ノ目的ヲ以テ經營スル森林ニシテ保安林ニ對スル名稱ナリ

△本表ハ保安林、學校林等總テノ民有林野即チ公有林、社寺有林及私有林ヲ調査記入スヘキモノトス

△部落有トハ區、大字、舊村等市又ハ町村ノ一部ニ於テ所有スルモノヲ謂フ
△市町村組合又ハ學校組合等ノ所有ニ屬スルモノハ市又ハ町村有ノ欄ニ記入スヘキモノトス
△其ノ他ノ團體有ニハ水利組合土功組合ノ如キ公法人ノ所有ニ屬スルモノヲ記入スヘキモノトス
△伐採跡地ニシテ造林ノ見込立チ天然造林トシテ計上シタルモノハ立木地トシテ調査スヘキモノトス

△無立木地ニハ草刈地放牧地ヲモ含ム

第八四 民有林野面積

四六七

第八四 民有林野面積

△調査方法 本表並天然造林表ニ付テハ實査ノ狀況ヲ記録スヘキ林野調査簿ヲ調製シ年々之ニ依リ調査報告スルヲ要ス

林野調査簿様式

字	年次	現況	伐採	造林	備考	番地		目地		別反		地主	
						大正	年	大正	年	大正	年	大正	年

伐採跡地無立木地トシテ報告云々

△北海道廳ノ林野面積臺帳

北海道廳ニテハ大正八年六月訓令第六十一號ヲ以テ勸業統計取扱ノ手續ヲ定メ區役所、町村役場及戸長役場ニハ民有林野面積臺帳、工場臺帳、會社臺帳ヲ備付ケシメタリ其ノ理由トスル所ハ民有林野面積ハ調査頗ル困難ナルノミナラス、其ノ増減移動ハ開墾、伐採、被害、造林等ト密接ナル關係アリ是等ノ事實ニ基キ年々林野面積ヲ加除訂正セサルヘカラス是レ臺帳ニ依ルニ非サレハ頗ル困難トスル所ナリ又工場會社票ハ同一ノ工場會社ニシテ其ノ名稱、所在地、創業、創立年月等毎年相違セルモノアリ之カ眞偽ヲ確ムル爲符箋遺付スルモノ年々尠カラス大正七年分ノ如キハ約一千箇所ニ及ヘリ是レ區町村ニ於テ據ルヘキ臺帳ナキニ基因スルコト明ナルヲ以テ特ニ之ヲ規定セシモノナリト云フ民有林野面積臺帳様式左ノ如シ

(表 面)

第八四 民有林野面積臺帳															
地番號		所有者名													
地目(田畑山林耕地等)															
總面積		内現狀林野面積													
		現狀林野面積内譯													
年次	種別	土地臺帳面積						見込内譯面積							合計
		現狀森林	現狀原野	計	立木	地	無立木地	計	計	計	計	計	計	計	
		箇面	箇面	箇面	箇面	箇面	計	計	計	計	計	計	計	計	
		所積	所積	所積	所積	所積	計	計	計	計	計	計	計	計	
大正	前年末現在														
	開墾ニ依ル異動														
	被害ニ依ル異動														
	伐採ニ依ル異動														
	人口造林新植ニ依ル異動														
	其ノ他異動														
	差引本年末現在														
大正	前年末現在														
	開墾ニ依ル異動														
	被害ニ依ル異動														
	伐採ニ依ル異動														
	人口造林新植ニ依ル異動														
	其ノ他異動														
	差引本年末現在														
大正	前年末現在														
	開墾ニ依ル異動														
	被害ニ依ル異動														
	伐採ニ依ル異動														
	人口造林新植ニ依ル異動														
	其ノ他異動														
	差引本年末現在														

第八四 民有林野面積

年次	種別	土地臺帳面積			見込内譯面積							合計
		現状森林	現状原野	計	立木地			無立木地				
		箇所積	箇所積	箇所積	針葉樹林	闊葉樹林	竹	計	農地	其他	計	
大正	前年末現在											
	開墾=依ル異動											
	被害=依ル異動											
	伐採=依ル異動											
	人口造林新植=依ル異動											
	其ノ他異動											
差引本年末現在												
大正	前年末現在											
	開墾=依ル異動											
	被害=依ル異動											
	伐採=依ル異動											
	人口造林新植=依ル異動											
	其ノ他異動											
差引本年末現在												
大正	前年末現在											
	開墾=依ル異動											
	被害=依ル異動											
	伐採=依ル異動											
	人口造林新植=依ル異動											
	其ノ他異動											
差引本年末現在												
備考												

- 調査例
1. 本表記載事項ハ森林ニ關スル各表調査例ノ各項ヲ準用スヘシ
 2. 開墾ニ依ル異動以下ノ各項中増加ハ黒書減少ハ赤書スヘシ

第八五 基本財産林、模範林、學校林 (報告期翌年四月限) 大正何年末現在

備考	學校林			計	基本財産林	模範林	計
	小學校	實業學校	其ノ他				
	學校數	箇所	面積				
官立	道府縣有						
	郡有						
公立	市有						
	町村有						
私立	部落有						
	其ノ他ノ公團體有						
計	學校數	箇所	面積				

(注意)

一、本表ハ大正十年ヲ以テ第一回トシ以後毎三年ニ調査シ報告スヘシ

二、基本財産林ニシテ模範林ヲ兼スルモノハ基本財産林ニ合算記入シ模範林ニハ「兼」ノ字ヲ附シ

第八五 基本財産林、模範林、學校林

第八五 基本財産林、模範林、學校林

別記スヘシ

四七二

三、學校林ハ其ノ土地ノ所有者ノ何人タルヲ問ハス學校ノ爲ニスル森林ヲ調査スヘシ
 四、市町村組合又ハ町村組合ノ所有ニ係ルモノハ町村有ノ欄ニ記入スヘシ
 △本表ノ箇所ハ一團地ヲ以テ一箇所トスルヤ又ハ一筆ノ地ヲ以テ一箇所トスルヤハ實際ニ於テハ何レノ場合モアリ故ニ筆數又ハ土地ノ接續ニ依リ一團地ト目セラル、ヤ否ヤノ如キニ關セス一箇所ト認メラル、モノヲ單位トシテ調査スヘシ
 △本調査ハ基本財産林、模範林、學校林ノ屬スル土地ノ市町村即林地所在ノ市町村ニ於テ調査シ若シ學校林カ二箇所ニ跨リタル場合ニハ學校數ハ一トシテ調査スヘシ此ノ場合甲乙兩村ニ於テ重複計上セサル様打合ヲナスモノトス
 △市町村基本財産林ニシテ學校ノ爲ニスルヲ目的トスルモノ、如キハ基本財産林ノ部ト學校林ノ部ト雙方ニ調査ヲ要ス
 △現ニ立木タルト無立木タルトニ拘ラス設定林地ハ總テ所在市町村ニ於テ調査スルモノトス
 △學校基本財産林、學校樹栽培、演習林ハ學校林ニ計上スヘシ
 △模範林ノ解、林野關係法令中模範林ノ名稱ナキモ明治四十二年三月左記林發四十九號山林局長ノ通牒以來此名稱ヲ用ユ「地方林業ノ指導獎勵ノ爲府縣ニ於テ府縣有林ヲ設置シ合理的施業ヲ爲シテ現實ノ模範ヲ示シ兼ネテ府縣有財産ヲ造成スルノ計畫アルハ林業ノ啓發ヲ期スル方法トシテ誠ニ喜フヘキ事柄ニ付是等ノ用地ニ充ツルカ爲テ不要存置國有林野ノ買受ヲ必要トセラル、場合ハ可及的便宜ヲ圖ルニ吝ナラス候（中略）向後模範林設置ノ計畫ニ關シテハ右豫メ御諒察相成度依命此段及通牒候也」

第八六

民有林野開墾

（報告期翌年四月限）

大正何年

備考	計	私有	社寺有	公有	田	畑	宅地	焼畑切替畑	其ノ他形質變更	計
					箇所面積	箇所面積	箇所面積	箇所面積	箇所面積	箇所面積

（注意）「一、ハ刪除」

二、共有ノ林野ハ持分ニ依リ部分林（府縣有林ニ私人カ植栽シ其ノ樹木ヲ兩者ノ共有トシ分收スルカ如シ）ハ分收歩合ニ依リ区分シ各所有別ニ記入スヘシ
 三、地上權其ノ他ノ權利ニ依リ森林ヲ造成シタルモノハ土地所有ノ如何ニ拘ハラズ其ノ權利者所屬ノ各相當欄ニ記入スヘシ
 △本表ニ於テ調査スヘキ開墾トハ森林ヲ田畑、宅地若クハ燒畑、切替畑ト爲シ其ノ他土地ノ形質ヲ變更スル行爲ヲ謂フ
 △森林法第三條 本法ニ於テ開墾ト稱スルハ地租條例ニ規定スルモノ、外燒畑、切替畑其ノ他

第八六 民有林野開墾

四七三

第八六 民有林野開墾

四七四

土地ノ形質ヲ變更スル行爲ヲ謂フ
 △土地ノ區分 (明治十七年三月太政官布告第七號地租條例)

名	稱	區	分
有租地	第一類 第二類	田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地 池沼、山林、牧場、原野、雜種地	
地目	變換	第一類中又ハ第二類中ノ各地目變換スルモノ	
地類	變換	第一類地ヲ第二類地ニ變換スルモノ	
開墾	墾	第二類地ニ勞費ヲ加ヘ第一類地ト爲スモノ	
燒	畑	森林ヲ伐採シ其跡地ヲ燒キ一時畑地ト爲シ地力衰ヘ農作物ノ收穫ナキニ至リ之ヲ放棄スルモノ	
切替	畑	森林ヲ伐採シ其ノ跡地ヲ一時畑ト爲シ其ノ肥料分消失シタルトキ其ノ地ニ造林シ相當歲月經過後再ヒ之ヲ伐採シテ畑地トナシ交互此方法ヲ取ルモノ	
其ノ他形質變更		鑛業用ノ坑口掘鑿、土石ノ採掘、木炭窯ノ製造、其ノ他山林タルノ狀態ヲ失シタ場合ヲ謂フ、前記第二類地ヲ鹽田若クハ鑛泉地トナシタル場合亦同シ	

△砂防法第二條ノ砂防制限地、森林法第三十二條ノ林野開墾制限地ヲ地方長官ノ許可ヲ得テ開墾シタルモノモ無洩調査スヘシ

△開墾ノ箇所面積ハ現實開墾シタルモノヲ記入スヘシ

△民有林野開墾ノ箇所トハ筆數ヲ指スモノナリトセハ一箇所ノ開墾計畫地ニシテ其ノ一部ノミ開墾ヲ了シタル場合ハ其ノ年内ノ分ヲ掲クヘキモ箇所ハ之ヲ如何ニ記入スヘキカ或ハ開墾計畫地全體ノ開墾ヲ了リ地目地類ノ變換手續ヲナシタル年ニ於テ全部ヲ調査スルヲ可トスル如キモ本問ノ如キ開墾計畫地ノ一部ヲ了シタル場合ハ此箇所ト面積ハ毎年調査報告スルモノトス

第八六 民有林野開墾

四七五

第八七 造林用苗木

備考	計		
	山行	小苗	山行
			千本

四七八

(注意) 「一、ハ删除」

- 二、市町村組合又ハ町村組合ノ所有ニ係ルモノハ市町村有ノ欄ニ記入スヘシ
- 三、苗圃面積ハ現在苗木養成ノ爲ニ使用スル總テヲ調査スヘシ
- 四、小苗トハ苗圃ニ於テ尙培養ヲ要スルモノ山行トハ次年ニ於テ山地移植ニ適スルモノヲ謂フ
- 五、苗木ノ本數ハ千本ヲ以テ單位トス
- △其ノ他ノ團體ノ欄ニハ水利組合、土功組合、社寺ノ如キ公法人若ハ産業組合、農會等ノ如キ公益法人ノ養成シタル苗圃ハ勿論青年團體ノ如キモノ、養成シタルモノヲモ記入スヘキモノトス
- △道府縣郡市町村又ハ部落ノ設立ニ係ル學校ニ於テ其ノ學校林ニ養成シタル苗圃ハ其ノ學校所屬ノ各相當欄ニ記入スヘキモノトス
- △本表樹木ノ種播ハ其年三四月頃ニ行フヲ以テ其ノ年ニ播種シタルモノ、十二月末現在ハ總テ一年未滿ニシテ小苗ノミノ筈ナリ
- △苗床一坪ニ付床替苗木ハ百四十四本ニシテ溝畦畔ハ苗床ノ四分ノ一乃至三分ノ一ヲ普通トス故ニ苗圃一坪當苗木ハ百本内外ナリ

△苗木販賣ヲ目的トスル會社ハ苗木商ニ自家用即殖林ヲ目的トスルカ如キ會社ハ其他ノ欄ニ記入スヘシ

△苗圃ノ坪數中ニハ直接苗木養成ノ爲ニ使用スルモノハ道路タルト肥料小屋敷地タルトヲ問ハス總テ之ヲ包含シ調査スヘシ

第八七 造林用苗木

四七九

第八八 民有林野人工造林

第八八 民有林野人工造林

(報告期翌年五月限)

天正何年

四八〇

新植		有		社寺有		私有		合計	
道府縣	郡	市町村	部落	其ノ他	面積數量	面積數量	面積數量	面積數量	面積數量
杉									
扁柏									
松									
落葉松									
花柏									
羅漢柏									
其ノ他									
計									
樟									
闊葉									

補植		有		社寺有		私有		合計	
道府縣	郡	市町村	部落	其ノ他	面積數量	面積數量	面積數量	面積數量	面積數量
杉									
扁柏									
松									
落葉松									
花柏									
羅漢柏									
其ノ他									
計									
苦竹									
淡竹									
江南竹									
其ノ他									
計									

第八八 民有林野人工造林

四八一

第八八 民有林野人工造林

四八二

林 樹 葉 潤						林 樹 葉 針							
計	其 他	椴 <small>トウモロコシ</small>	栗 <small>トウモロコシ</small>	樺 <small>トウモロコシ</small>	樟 <small>トウモロコシ</small>	計	其 他	羅漢 <small>トウモロコシ</small>	花 <small>トウモロコシ</small>	落葉 <small>トウモロコシ</small>	松	扁 <small>トウモロコシ</small>	柏

備考														
合	計													

(注意) 「一、削除」

- 二、播種シタルモノハ數量ヲ別記シ升ヲ以テ示スヘシ但面積ハ植付ノモノニ合算スヘシ
- 三、混淆植栽ノモノハ各樹種ニ區別シ記入スヘシ
- 四、其ノ他ノ欄ニ掲ケタルモノニシテ顯著ナルモノハ其ノ樹種又ハ竹種名ヲ備考ニ記入スヘシ
- 五、共有ノ林野ハ持分ニ依リ部分林(附縣有林ニ私人カ植栽シ其ノ樹木ヲ兩者ノ共有トシ分收スルカ如シ)ハ分收歩合ニ依リ區分シ各所有別ニ記入スヘシ
- 六、市町村組合又ハ町村組合ノ所有ニ係ルモノハ市町村有ノ欄ニ記入スヘシ
- 七、地上權其ノ他ノ權利ニ依リ森林ヲ造成シタルモノハ土地所有ノ如何ニ拘ハラズ其ノ權利者所屬ノ各相當欄ニ記入スヘシ
- 八、公有林野官行造林地ニ付テハ掲載ヲ要セス
- △新植面積ハ植栽區域ノ面積ヲ記入スルモノトス
- △補植トハ新植ノ箇所中枯死其ノ他成績ノ不良ナル部分ヲ補フ爲メ植栽スルヲ謂フ
- △一町歩ニ對スル植樹數ハ大正二年以前ハ坪二本一町歩六千本位ノモノアリ大正五六年頃ヨリハ一町歩三千本乃至四千五百本位トナレリ
- △經費ハ地盤保護工事ヲ要スル時ハ松植込ノ經費坪拾錢乃至拾四錢トシテ一町歩參百圓以上ヲ要スル所アルモ普通ノ場所ニテハ四拾七圓乃至五拾圓位ナリ

第八八 民有林野人工造林

四八三

第八八 民有林野人工造林

△山林一町歩ニ對スル人工造林費概要

年度	種目		數量	單價	金額	備考
	地拵	苗木				
初年度	下	植付	三〇〇本	一五〇〇	四五〇〇	一反步三人
	計	刈	五八	〇二五	七五〇〇	一反步三百本
二年目	下	補植	三〇〇本	一五〇〇	三三〇〇	一人二百本植
	計	刈	三八半	一五〇〇	二八七五	一人八畝步下刈
三年目	下	補植	三〇〇本	一五〇〇	二六二五	一割枯損
	計	刈	三八半	一五〇〇	一八七五	一人百本植
三年目ヨリ七年目迄ハ年々下刈十二人半此金額拾八圓七拾五錢ヲ要スルヲ以テ累計造林費ハ貳百八拾七圓貳拾五錢ナリ		計	三二二五			

第八九

民有林野天然造林

(報告期翌年五月限)

大正何年

計	針葉樹林		濶葉樹林		針濶混淆樹林		計	道府縣	郡	市町村	部落	其ノ他	計	社寺有	私有	合計	
	計	伐採跡地	計	伐採跡地	計	伐採跡地											
																	無立木地

第八九 民有林野天然造林

備考

(注意) 「二、削除」

- 一、本表ハ下種萌芽ニ係ルモノヲ調査スヘシ
- 三、伐採跡地ハ當該年伐採セシ箇所中天然造林ニ附シ將來成林確實ノ見込アル箇所ニ付調査計上シ無立木地ハ從來ノ無立木地及前年以前ノ伐採跡地ニ當該年ニ於テ防火線設置、播キ起シ其ノ他天然造林ノ準備ヲナシタル箇所ノミニ付調査計上スヘキモノトス
但本表ニ計上シタルモノ、内ニ前年以前ニ報告シタルモノアル場合ニハ之カ重複ニ係ル面積ヲ當該各欄ニ内書スヘシ
- 四、共有ノ林野ハ持分ニ依リ部分林(府縣有林ニ私人カ植栽シ其ノ樹木ヲ兩者ノ共有トシ分收スルカ如シ)ハ分收歩合ニ依リ區分シ各所有別ニ記入スヘシ
- 五、市町村組合又ハ町村組合ノ所有ニ係ルモノハ市町村有ノ欄ニ記入スヘシ
- 六、地上權其ノ他ノ權利ニ依リ森林ヲ造成シタルモノハ土地所有ノ如何ニ拘ハラズ其ノ權利者所屬ノ各相當欄ニ記入スヘシ
- △毎年又ハ數年ヲ出テスシテ伐採スル薪炭林地ヲ伐採セル場合ハ毎年又ハ兩三年毎ニ天然造林トシテ報告スヘシ此ノ場合第八四表民有林野面積表ニハ同表注意八ニ依リ區分調査スルモノトス
△成林見込確立ノ標準、本表ハ天然下種ニ依リ發芽シ若ハ切株ヨリ萌芽シタル場合ニ於テ成林ノ見込確立シタルモノヲ調査スヘキ筈ナリ其ノ將來成林確立ノ見込ハ大概左記標準ニ依ルヘキモノトス
- (イ)伐採跡地ニ稚樹發生シテ成林ノ見込アルモノ

- (ロ)稚樹密生セサルモ多少ノ補植ヲ爲ストキハ成林ノ見込アルモノ
- (ハ)又混淆發生ノ場合ニ於テハ手入ヲ爲シテ優良ノ稚樹ヲ保護スルトキハ成林ノ見込アルモノ
- △本表反別ハ天然下種又ハ萌芽ノ區域面積ヲ謂フ
- △天然下種ノ解 天然下種トハ母樹ヨリ落チタル種子カ發芽シテ森林ヲ成スモノヲ謂フ例ヘハ松林ヲ伐採後其落下セシ種子ノ自然發芽シタル場合ノ如キ又ハ海邊原野等ノ無立木地ニ自然落下シタル種子ノ發芽シテ森林ノ状態ヲ爲セルモノ、如キ是ナリ
- △第三項注意但書ニ重複ニ係ル面積ヲ内書スヘシトアルハ、前年度ニ天然造林ニ付シタル箇所中次年ニ至リ成林ノ見込ナキ爲メ更ニ手入ヲナシタル場合ニハ其ノ部分ノミヲ當該各欄ニ内書スルモノトス
- △前年報告シタル防火線設置播キ起シ其ノ他天然造林ノ準備等ヲナシタルモノニシテ之ヲ毎年施行シタル場合ハ毎年再ヒ掲上報告ヲ要スルモ重複ナル故内書ヲ要ス
- △伐採跡地ニシテ當該年ニ於テハ成林ノ見込ナク其ノ後ニ於テモ何等天然造林ノ準備ヲ爲サ、ルニ係ラス數年後天然ニ林相ヲ爲シタル場合アリトセハ、伐採ノ當該年ニ於テ見込ヲ付シ報告スヘキモノナルニ見込ヲ誤レル結果後年ニ成林ノ事實ヲ發見スルニ至レルモノナリ然ルニ本表ハ當該年ニ於ケル天然造林ヲ調査シ スヘキモノナルヲ以テ此ノ如ク數年ヲ經タルモノハ報告ヲ要セス
- △本表ハ當該年伐採セシ箇所中天然造林ニ附シ將來成林確實ノ見込アルモノヲ調査スルノ趣旨ナレハ伐採年内ニ於テ成林ノ見込立タス翌年又ハ翌々年後ニ至リ成林ノ見込確立シタルモノニ於テハ此ノ反別ハ缺如スルコト、ナルモ調査ヲ要セス之レ從來調査困難ナリシ爲調査範圍ヲ限定セシモノナリ

第九〇 民有林伐採

材												計	其他
樹			葉				潤						
櫻、ミネバリ、水芽、白樺	澤、胡	胡、桃	桂、朴	厚、樹	七、樹	械、樹	鹽、地、刺桐、櫛	黃、楊	槲、櫟	樟、樟	樟、樟		

第九〇 民有林伐採

用												面積 材積 價額	公 有	面積 材積 價額	社 寺 有	面積 材積 價額	私 有	面積 材積 價額	計	大 正 何 年
樹			葉				針													
檜、拍、水、松	金、松、羅、漢、松	蝦、夷、松、檜、松	梅、榎	樅、白、檜、唐、檜	姫、小、松、五、鬚、松、朝、鮮、松	羅、漢、柏	花、柏	落、葉、松	松、柏	扁、柏	杉、柏									

第九〇 民有林伐採

竹	薪		材											
	合	炭	計	樹		葉			潤					
				其	桐	胡桐、白楊、芋木	山毛櫸	厚皮櫸	檜	栗				
江	淡	苦												
南														
竹	竹	竹	材	他	他	木	櫸	櫸	櫸	櫸	櫸	櫸	櫸	櫸

備考	林	
	計	他

(注意) 「一、削除」

- △伐採面積ハ伐採木ノ占領面積即チ伐採木ノ被覆セシ地積ヲ計算スヘキモノトス
- 二、點狀擇伐(抜伐)ノ面積ハ調査ヲ要セス
- 三、薪炭以外ノ用途ニ充ツルモノハ總テ用材欄ニ記入スヘシ
- △用材トハ建築土功其ノ他ニ使用スル木材ヲ謂フ
- 四、用材トシテ伐採シタルモノ、枝條根株ニシテ薪炭材ニ供スルモノハ其ノ材積及價額ニ限り薪炭材ノ各相當欄ニ記入スヘシ
- 五、本表ニハ伐倒シタル儘ノ材積ヲ記入シ價額ハ山元相場(立木賣渡價額)ニ依リ計算スヘシ
- 六、用材ノ材積單位ハ尺角長サ十尺ニ相當スルモノ即チ實積十立方尺ヲ以テ石トシ薪炭材ノ材積單位ハ長サ二尺ノモノヲ高サ五尺幅十尺ニ積立テタルモノ即チ層積百立方尺ヲ以テ一棚トス (此ノ層積ニハ間隙アルヲ以テ其ノ實積ハ三割ヲ減スルモノト看做シ即チ一棚ハ用材ノ七石ニ相當スルモノトス)
- 七、桐ハ林野以外ノモノヲモ調査シ林野以外ノモノニ付テハ「*」印ヲ附シ別記スヘシ
- 八、竹ノ材積ハ地方慣用ノ束ニ依リ計算シ其ノ一束ノ數量ヲ備考トシテ記入スヘシ
- 九、其ノ他ノ欄ニ合算セルモノニシテ顯著ナルモノハ其樹種又ハ竹種名ヲ備考トシテ記入スヘシ

第九〇 民有林伐採

第九〇 民有林伐採

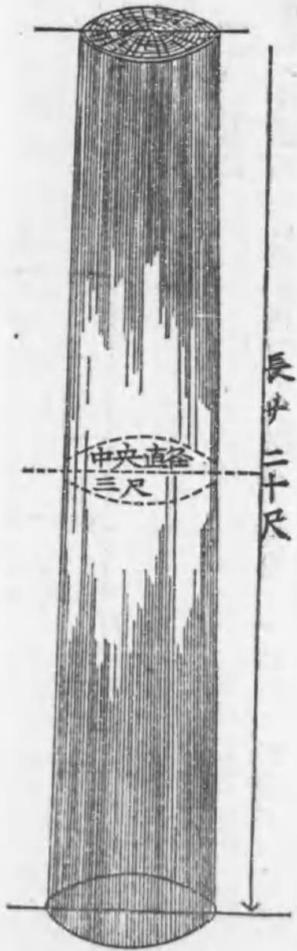
四九二

- 一〇、共有ノ林野ハ持分ニ依リ部分林（府縣有林ニ私人カ植栽シ其ノ樹木ヲ兩者ノ共有トシ分收スルカ如シ）ハ分收歩合ニ依リ區分シ各所有別ニ記入スヘシ
- 一一、地上權其ノ他ノ權利ニ依リ森林ヲ造成シタルモノハ土地所有ノ如何ニ拘ハラズ其ノ權利者所屬ノ各相當欄ニ記入スヘシ
- 一二、公有林野官行造林地ニ付テハ掲載ヲ要セス
- △風害、病蟲害、火災等ニ罹リタル後其被害木ヲ伐採シタルモノモ調査スヘシ
- △試驗木、支障木等伐採ノ目的材木ノ利用ニアラサルモノト雖調査スヘシ
- △林野以外ノ桐ノ反別ハ調査ニ及ハス
- △用材ノ材積計算法

用材ノ材積ハ石ヲ以テ單位トス、尺角長サ十尺ニ相當スルモノ即實積十立方尺ヲ以テ一石トス

(一)伐採シタル幹材積計算法

左ノ如キ幹材ノ材積ヲ知ラント欲セハ、中央直徑ノ二尺ヲ自乘シ之ニ圓積率〇・七八五四ヲ乘シテ中央斷面積ヲ出シ之ニ長二十尺ヲ乘シ十立方尺ニテ除シテ得タル商ハ其ノ材積ナリ



中央直徑 圓積率 長 幹材積
 $3^2 \times 0.7854 \times 20$
 $R = 14.1372$
 $10_{立方尺}$
 答 一四石一三七二

(二)立木材積計算法(形數式法)

立木材積ノ計算法ハ左表ニ示ス所ノ形數ヲ用フルトキハ實用上便利ニシテ容易ニ算出スルヲ得ヘシ(形數トハ想像圓柱體ニ比較シタル樹木體積ノ割合ニシテ樹齡、樹種、地位等ノ異ナルニ從ヒ一定セサルモノナリ此算法ニモ種々ノ方法アレトモ左ノ形數表ハ實用上便利ナルモノトス)

左ノ如キ立木ノ材積ヲ知ラント欲セハ



目通直徑 圓積率 高 形數 樹幹材積
 $3^2 \times 0.7854 \times 30 \times 0.55$
 $R = 5.18364$
 $10_{立方尺}$
 答 五石一八三六四

目通直徑ノ二尺ヲ自乘シ之ニ圓積率〇・七八五四ヲ乘シ又之ニ高サ三十尺ヲ乘シ更ニ形數〇・五五ヲ乘シ之ヲ十立方尺ニテ除シテ得タル商ハ其ノ材積ナリ

第九〇 民有林伐採

四九三

形 數 表			
高	形數	高	形數
3.0	0.60	13.0	0.49
3.5	0.57	13.5	0.48
4.0	0.56	14.0	0.48
4.5	0.55	14.5	0.48
5.0	0.55	15.0	0.47
5.5	0.54	15.5	0.47
6.0	0.54	16.0	0.47
6.5	0.53	16.5	0.47
7.0	0.53	17.0	0.47
7.5	0.53	17.5	0.46
8.0	0.51	18.0	0.46
8.5	0.51	18.5	0.46
9.0	0.50	19.0	0.46
9.5	0.50	19.5	0.45
10.0	0.50	20.0	0.45
10.5	0.50	20.5	0.44
11.0	0.49	21.0	0.44
11.5	0.49	21.5	0.43
12.0	0.49	22.0	0.42
12.5	0.49	22.5	0.41

本表ハ松、杉、樅、扁柏、蝦夷松、檜等數種ノ形數ヲ平均シタルモノナリ、但此ノ方
法ニ依ルトキハ末口五六尺ノモノニ付テハ大ナル遠算ヲ生スルコトアリ

(三)立木材積計算法(目測式)
目測ニテ立木ノ長サヲ檢シ立木一間ニ付一寸太リノ計算ニテ平均徑ヲ求メ之ヨリ材積ヲ計
算ス

立木一間ニ付一寸太リハ當業者一般ノ認ムル所ナリ

△薪炭ノ材積計算法

薪炭材ノ材積單位ハ長サ二尺ノモノヲ高サ五尺幅十尺ニ積立テタルモノ即チ層積百立方尺ヲ以
テ一棚トス

(一)石數ヲ棚ニ換算法

薪炭材ノ一棚ノ層積百立方尺ニハ間隙アルヲ以テ其ノ實積ハ三割ヲ減シ即チ七十立方尺アル

モノト看做スヘキモノナルヲ以テ一棚ハ用材ノ七石(一石ハ十立方尺)ニ相當スルモノトス
故ニ或ル薪炭材ノ石數ヲ以テ計算セシモノハ七石ヲ以テ除スレハ棚數ヲ得ルモノトス例ヘ
ハ二千一百石ノ薪炭材アリトシ之ヲ棚數ニ換算センニハ二千一百石ヲ七石ニテ除シ得タル
モノ即チ棚數ナリ

(二)實數ヲ棚ニ換算法

或ル薪炭材ノ重量ヲ以テ計算セシモノハ左記下段ノ重量ヲ以テ一棚トシ換算スヘキモノト
ス

樹 種	一立方尺ノ重量	一棚ノ重量
松、杉	三・一〇—一五・五〇〇	二一八—三八五
櫛類	四・二〇〇—七・八四〇	二九四—五四九
樺	六・三〇〇—六・六六〇	四四一—四六六
檜	五・一〇〇—六・八一〇	三五七—四七七
楓類	四・五九〇—六・二九〇	三二一—四四〇
トネリコ	五・五〇〇—六・一五〇	三八五—四三一
櫻	四・四五〇—六・二六〇	三一—四三八

(備考) 右一立方尺ノ重量ハ空氣中ニ放置セラレテ自然ニ乾燥セル木材即チ通常ノ有
様ニ於ケル木材ノ重量ナリ
尙森林家ノ研究ニ依レハ薪炭材一棚ノ重量ハ概シテ山毛樺帶ノ天然林ニ於テ生木ニ
テ約三百九十九貫枯木ニテ約三百一十一貫ナリト謂フ

第九〇 民有林伐採

△竹ノ材積計算法

竹ノ材積ハ地方慣用ノ束ニ依リ計算スヘキ規定ナルヲ以テ能ク其地方々々ノ實際ニ就キ調査スルヲ要ス左ニ一例ヲ舉ケテ參考ニ供ス

胸高周圍	國有林施業案編成規程		兵庫縣統計規程		江南竹一東ノ本數	
	東	京	東	京	東	京
一尺三寸	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
一尺二寸	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇
一尺一寸	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇
一尺	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
九寸	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
八寸	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇
七寸	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇
六寸	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇
五寸	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇
四寸	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇
三寸	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇
二寸	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇

一胸高トハ普通胸高三尺ト稱スルヲ以テ地上ヨリ三尺ノ高サヲ謂フ
一京都ニテハ苦竹及淡竹ノ胸高四寸以下ハ周圍三尺繩バヲ一東トス

一東京ニテハ四寸五分以下ハ繩束トシ根本ヨリ一尺五寸上リテ一尺八寸繩束トス
一又京都ニテハ一尺二寸以上ノ苦竹淡竹ハ一本ヲ單位トシテ價格ヲ定メ四寸以下ハ五捨六入トス東物ノ取引ハ一駄ヲ單位トシ四束ヲ以テ一駄トス
一京都ニテ江南竹胸高周圍一尺四寸以上ノモノハ一本ヲ單位トシ價格ヲ定ム苦竹同様四束一駄トス
東京ニ於ケル女竹一東ノ本數

名	稱	長	直徑	一東ノ本數
大	中	四間	八分	八一〇
中	四(ヨツ)	二間半	六分七分	一二一五
間渡(マワタシ)		二間	五分	一八一〇
		六尺一尺九尺	三分四分	東ノ周圍一尺三寸

△本表調査方法
川邊郡中谷村ニ於テハ本表ノ資料ニ供スル爲調査員ノ手許ニ秘密書類トシテ左記様式ノ臺帳ヲ調製セシメ隨時記入翌年ニ至リ集計報告セシムルコト、セリ

民有林伐採臺帳										
伐採年月	大字	字		地目	臺帳面山林		竹種及	伐採數量		備考
		地番	字		反別	採別		同額	氏主	

第九〇 民有林伐採

第九〇 民有林伐採

○加西郡富田村民有林野伐採票様式左ノ如シ

(表) (部ノ林樹)

地目	地位	山林ノ通稱	内				町反畝拾歩	所有者氏名	移轉年月
			針樹	潤樹	針樹	滑樹			
大字	字	地番	其他	其	他				
種樹	造林	樹齡	考	備					
立木疏密度ノ	程立木疏密度ノ								

(裏)

伐採年月	伐採反別	種樹	材用材ハ尺ノ數	元同價上額山	松	茸	雜茸	栗
一九								
一八								
一七								
一六								
一五								
一四								
一三								
一二								
一一								
一〇								

第九〇 民有林伐採

皮 樹					實								
厚	櫛	金	扁	杉	計	△其	△揚	△栲	△野	檜	胡	油	椿
皮	櫛	金	扁	杉		ノ	梅	栲	生	(茴香)	桃	桐	
櫛		松	柏		他	實	實	實					

樹	子 種 用 林 造										數	量	價	額	單	價	
	栗	其	樟	樟	櫟	落	松	扁	杉								
栗	計	ノ				葉	松	柏									

第九一 林野産物 (報告期翌年四月限)

大正何年

醋 酸 石 灰	木 タ ー ル	△ 杉 粉	松 煙	松 脂	△ 其 ノ 他 菌 類	椎 茸 (乾 燥 シ タル モノ)	松 茸 (生 ノ モノ)	五 倍 子	莖 及 蔓					
									計	葛	羊 齒	木 通		

△ 門	△ 注 連	△ 自 然 生 蔬 菜	柴 草 (生 ノ モノ)	樟 葉	竹 皮	皮 樹								
						計	其 ノ 他	△ 雁 皮	棕 栲	肉 桂	鱗 木	黄 蘗	化 香 樹	

△燐寸用白楊又ハ赤松木片	△下 駄 材	△車 輛 用 材	△包 裝 箱 用 材	△曲 輪 木	△樽 木	△鐵 道 枕 木	△板 以 外 ノ 挽 材	△板	△丸 及 角 材	炭 木			
										計	其 他	黒 炭	白 炭

△經 木	△製紙原料木材	合 計

(注意)

一、本表ハ御料、國有、公有、社寺有、私有林野ニ於ケル總生産額ヲ調査スヘシ
 二、本表ノ東ニ付テハ其數量ノ説明ヲ備考ニ記入スヘシ
 △本表ハ林野ニ於ケル生産物ノミヲ調査記入スヘキモノトス即林野以外ノ地ヨリ生産ナルモノハ調査ヲ要セス
 △造林用種子、樹實(列記外ノモノハ團栗、椎ノ實等)樹皮(列記外ノモノハ羅漢柏、楊梅、ヌルデ、ヤマナシ、樺、栗、山毛櫸ノ皮等)ノ其他トアルハ各列記以外ノモノニシテ有用ノモノヲ種類別ニ調査記入スヘシ
 △樹實團栗ハ本縣ニテハ野生ノモノ、ミヲ掲クヘシ
 △樹皮ノ解

用 途

杉 皮 主トシテ屋根葺用
 檜 皮 (扁柏) 屋根葺用、又茹(マヘハダ、マキハダト稱ス)ヲ作り船、桶ノ隙目ヲ塞クニ用フ縣下水上郡檜皮業組合ニテハ其ノ荷作仕立方ヲ左ノ如ク定メ量目賣買トナセリ各地一様ナラサルヘキヲ

以テ實地ニ就キ調査スルヲ要ス

仕立方	一丸量目	一駄	一駄ノ葎坪
長三尺仕立	八	五	普通 二〇
長二尺五寸仕立	五	八	同 一五

但一駄ノ葎坪ハ品質ノ上中下ト賣買契約金高ニ依リ一定セス
屋根葎用、茹、火繩用

浸出液ヲ以テ靛皮用又ハ漁網ノ染料トナス
栓(コルク)、浮子

浸出液ヲ以テ靛皮用又ハ漁網ノ染料トナス
浸出液ハ黄色ノ染料又藥用トス

十貫ヨリ約一貫五百匁ノ莖ヲ得鳥蟲類ノ捕獲用、又ハ絆瘡膏
其ノ他藥用

蒸餾シテ桂皮油ヲ製ス醫藥用、石鹼香料、リキエール酒香料
棕栲繩ハ濕潤ニ堪ユルヲ以テ船具用、垣根用等水濕雨露ニ觸
ル、所ニ用ウ

製紙原料
羅漢柏、白樺、楊桃、赤楊、ヤシヤブシ、鹽麩樹、ヤマナシ、
櫟、栗、山毛櫨ノ皮等有用樹皮ヲ調査記入スルモノトス

金ノ皮
厚皮ノ皮
化皮ノ皮
黃皮ノ皮
雜木ノ皮
肉桂皮
棕栲皮
雁皮
其ノ他皮

其ノ他皮

△竹皮ハ下駄表、草履等ヲ作ルニ用ヒ又包物ニ供ス

△柴草ノ糶ニハ飼料又ハ肥料等ニ供スル灌木及芝草類ニ就キ生ノ重量ヲ記入スヘキモノトス

△自然生蔬菜ニハ自然生ノ蕨、薇、山葵、薯蕷、獨活、筍等ヲ記入スヘシ

△蔓及莖ノ解

一 藤 蔓 藤蔓細工、藤布、箕等ヲ製シ又製繩原料トナル

一 木通蔓 花籠、靴等ノ細工ニ用ヒ又製繩原料ニ供ス

一 羊 齒 葉柄ニテ果物籠、花籠、ビール罎入等ヲ作ル

△五倍子ハ鹽麩樹ノ翼葉ニ生スル蟲癭ナリ、良質ノ單仁ヲ多量ニ含ムヲ以テ媒染劑醫藥用其ノ他
靛皮劑ニ供セラレ歐洲産ニ比シ數等優位ニ在ルヲ以テ頗ル輸出ニ適ス從來本邦ニテハ婦人ノ齒
ヲ染タル鐵漿ノ用ニ供シ又染工ニモ用キタリ然ルニ近來靛皮用トシテ染料樹皮ヲ壓倒スルノ傾
向アリ五六月ノ頃小黃蜂來リテ葉ニ産卵シ其ノ葉ノ邊緣捲縮シテ一種軟厚ノ塊トナリ其ノ内ニ
小蟲棲息シテ五倍子トナル

△松茸ハ二百匁一斤ニテ賣買行ハル、地方アルヲ以テ百六十匁一斤ニ換算スヘキ事ヲ注意スヘシ

△椎茸ハ生一貫匁ノモノヲ乾燥スルトキハ百匁トナル

△松脂ハ黒松又ハ赤松ヨリ採取スルモノニシテ之ヨリ松精油及固松油ヲ製ス黒松ハ赤松ヨリ探脂
量多シ(固松油ハ松脂ヲ蒸餾シテ松精油ヲ採取シタル殘滓ナリ)

△松煙ハ肥松ヲ通氣ヲ少クシテ燃燒セシメテ製ス製墨其ノ他黒色顔料トシテ汎ク用ヒラル

△木材乾留、木炭製造ノ際ニ生スル煙中ニハ種々ナル物質ヲ含有シ其ノ中ニハ工業上重要ナル物
質存在ス、故ニ現時ハ木材ヲ乾燥シテ木炭ヲ造ル際ニ生スル揮發分全部ヲ捕收シテ諸種ノ重要
物質ヲ製造ス之ヲ木材乾留ト稱ス

第九一 林野産物

五二二

ニ依リテ支障ナシ但シ此ノ場合内容ノ計算方ヲ備考トシテ記入スヘシ
 例城崎郡ノ下駄材ハ束取引ニシテ三十足乃至四十足ヲ一束トス此ノ目方ハ生木ニテ十貫乃至十
 二貫ナリ價格ハ雜木ノ分七拾五錢内外ニテ一足貳錢乃至貳錢五厘桐材ニテ貳圓拾錢一足ハ七錢
 内外ナリ云々ト記入スルノ類
 △燐寸用木片トハ燐寸軸木ニ用ウル木片ヲ謂ヒ主トシテ白揚、赤松等ナリ
 △經木トハ經木眞田其ノ他經木製品ノ原料ニシテ之ヲ削ラハ直ニ經木製品ノ原料タルモノヲ謂フ
 △製紙原料木材ハ木材其ノ儘ノモノニアラスシテ外皮及腐蝕等製紙ニ適セサル部分ヲ除キタルモ
 ノニシテ主トシテ樅、桐ノ如キモノヲ請フ

第九二

民有林野放牧

(報告期翌年一月限)

大正何年九月末日現在

計		有		公		道府縣		面 積	牛 頭	馬	其 ノ 他 數
		其 ノ 他	部 落	市 町 村	郡	無 立 木 地	立 木 地				
無 立 木 地	立 木 地	無 立 木 地	立 木 地	無 立 木 地	立 木 地	無 立 木 地	立 木 地				

第九二 民有林野放牧

五二三

備考	合計		私有		社寺有	
	無立木地	立木地	無立木地	立木地	無立木地	立木地

(注意) 「二、削除」

- 一、本表ハ大正十年ノ調査ヲ以テ第一回トシテ以後毎三年ニ調査報告スヘシ
- 三、立木地、無立木地ノ雙方ニ放牧シタル場合ニ在リテハ其ノ主ナル一方ニ記入スヘシ
- 四、市町村組合又ハ町村組合ノ所有ニ係ルモノハ市町村有ノ欄ニ記入スヘシ
- △牧場トハ其ノ目的ニ依リ施設シタル場所ヲ謂フ、民有林野放牧地トハ牧場ノ目的ニアラスシテ單ニ雜草アリ又ハ放牧ニ適スルカ爲放牧セシ所ヲ謂フ
- △本表ハ實際放牧ノ面積ヲ調査記入スヘキモノトス例ヘハ一區域二十町歩ノ林野ノ中ニ約八町歩ヲ放牧ノ爲メ使用スル場合ニハ八町歩ヲ放牧面積トシテ記入スルカ如シ
- △本表ハ民有林野中ノ放牧地ナルヲ以テ河川堤塘敷等ニ屬スルモノハ調査ヲ要セス

△(一)多人數共同ニテ民有林野ニ柵ヲ廻ラシ草アル期間ノミ互ニ牛馬ヲ飼養スル場合(二)前項ノ場合ニ於テ飼養上一定ノ料金を各放牧者ヨリ徴收シ其ノ施設經營ノ資(人夫賃ノ管理者手當等ニ要スル費用)ニ供スル場合ト雖調査ヲ要ス

第九三 民有林野被害

第九三 民有林野被害(火災ヲ除ク) (報告期翌年四月限) 大正何年												
計	社 寺 有					公 有					被 害 面 積	被 害 價 額
	其 他	雪 害	水 害	病 蟲 害	風 害	其 他	雪 害	水 害	病 蟲 害	風 害		
											立 木 地	
											無 立 木 地	
											計	

備 考	合 計	私 有				
		其 他	雪 害	水 害	病 蟲 害	風 害

(注意) 「一、删除」

- 二、本表ハ被害面積一町歩以上ノモノニ限り調査スヘシ
△被害面積トハ被害區域ノ段別ナリ
- 三、被害價額ハ實際ニ亡シタルモノヲ計算スヘシ
△實際ニ亡シタルモノトハ例ヘハ被害前ノ價額壹萬圓ナリシモ被害ニ依リ殘存價額貳千圓トナリシ場合ニハ八千圓ハ實際ノ亡失價額ナリ
- 四、本様式ニ定ムルモノ、外顯著ナル被害アリタルトキハ備考トシテ記入スヘシ
- 五、公有林野官行造林地ニ付テハ掲載ヲ要セス

第九三 民有林野被害

第九三 民有林野被害

△伐倒シアル木竹ノ被害ヲモ含ム
 △價額ハ民有林伐採表同様山元相場ニ依ル
 △盜伐ノ欄ナキハ盜伐ハ物件ノ滅失毀損ニアラスシテ單ニ占有ノ移動ニ過キサラルヲ以テナリ
 △二項被害面積一町歩トハ一市町村ニ於ケル集團被害面積一町歩以上ヲ謂フ
 △一町歩以上ノ集團地ニ於テ點々風損木等アリタル場合ニ於テ其被害ノ程度ヲ表ハスニ區域面積ヲ以テスルヲ適當トスル場合ニハ區域面積ヲ以テシテ占領面積ヲ以テシテ占領面積ヲ以テ適當トスル場合ニハ占領面積ヲ以テスヘシ此ノ場合ニハ占領面積合所一町歩以上ノ場合ノミヲ報告スヘキモノトス
 △竹林ノ被害面積ハ立木地ノ部ニ合計記入スヘシ

第九四

民有林野火災被害

(報告期翌年四月限)

大正何年

原 因 別 被 害										放 火 二 因 ル モ ノ	無 願 火 入 二 因 ル モ ノ	火 入 二 因 ル モ ノ	林 内 焚 火 二 因 ル モ ノ	林 内 作 業 二 因 ル	煙 草 ノ 吸 殻 二 因	蒸 汽 機 關 車 二 因	工 場 二 因 ル モ ノ	其 他 ノ 原 因 二 因	森 林 以 外 ヨ リ ノ 延 燒 二 因 ル モ ノ	其 他 ノ 原 因 二 因 ル
度	延 燒 數	面 積	材 燒 積	損 害 額	度	延 燒 數	面 積	損 害 額												

第九四 民有林野火災被害

第九四 民有林野火災被害

害被別因原				害被別林樹				計	計											
ノモル因ニ火失		放火ニ因ルモノ		計	地 被 物	針 澗 混 淆 樹 林	針 葉 樹 林													
林内 作業 ニ 因 ル モノ	林内 焚火 ニ 因 ル モノ	火入 ニ 因 ル モノ	無願 火入 ニ 因 ル モノ					原因 發生 延燒 數	面積 燒 材 積 失	損害 額	原因 發生 延燒 數	面積 燒 材 積 失	損害 額							
					1															

第九四 民有林野火災被害

害被別因原											三、私 有	計								
ノモル因ニ火失		放火ニ因ルモノ		計	地 被 物	針 澗 混 淆 樹 林	針 葉 樹 林													
林内 作業 ニ 因 ル モノ	林内 焚火 ニ 因 ル モノ	火入 ニ 因 ル モノ	無願 火入 ニ 因 ル モノ					原因 發生 延燒 數	面積 燒 材 積 失	損害 額	原因 發生 延燒 數	面積 燒 材 積 失	損害 額							

第九四 民有林野火災被害

害被別林樹				害被別因原										
計	地	被	物	計	失火ニ因ルモルノ									
					原因不明ノモノ	其ノ他ノ原因ニ因ルモノ	森林以外ヨリノ延焼ニ因ルモノ	工場ニ因ルモノ	其ノ他ノ原因ニ因ルモノ	蒸気機關車ニ因ルモノ	煙草ノ吸殻ニ因ルモノ			

(備考)

(注意) 「一、削除」

- 二、一火災原因ノ發生ニ依リ同一市町村内ニ於ケル同一所有別ノ數箇森林ヲ燒失シタル場合ニ於テモ原因發生欄ニ於テハ一回ト記入スヘシ同一市町村内ニ在ル同一所有別ノ森林ニ延焼シタル場合亦同シ
- 三、一火災原因ニ依リ他ノ郡市ノ森林ヨリ延焼シ又ハ同一郡市町村内ノ他所有別ノ森林ニ延焼シタル場合ニハ延焼ヲ受ケタル最初ノ市町村及所有別ノ森林ニ於テ其ノ度數ヲ延焼欄ニ各一回ト記入スヘシ
- 四、燒失材積ハ火災ニ依リ減滅シタル材積ヲ掲ケ損害額ハ火災前ニ有セシ價額ヨリ火災後ニ殘存スル價額ヲ差引タル差額ヲ掲クヘシ但利用價カ費用價ニ滿タサル造林地ニ付テハ費用價ヲ掲クヘシ
- 五、火災ハ大小ニ拘ラス總テ記入スヘシ
- 六、原因別被害ノ立木地ニ於ケル地被物ノ被害ハ調査ヲ要セス
- 七、公有林野官行造林地ニ付テハ掲載ヲ要セス
 - △地被物トハ樹木以外ノ小柴雜草、落葉、落枝、藥草、蘚苔、腐蝕土等ヲ謂フ
 - △樹林別被害ノ地被物ノ損害額ハ立木地ニ屬スルモノ、ミヲ掲クヘシ
 - △無立木地ノ損害額ハ地被物ノ損害ノミヲ掲クヘシ
 - △竹林ノ被害ハ原因別被害ニ計上シ樹林別被害ニ掲上ヲ要セス
 - △林内作業ニ因ル失火ニハ失火原因カ列記以外ノモノニシテ林内作業中ニ係ルモノヲ調査スヘシ

第九四 民有林野火災被害

第九四 民有林野火災被害

△地被物損害額算出方

肥料、燃料、食料其ノ他ニ直接利用セラル、モノナルトキハ燒失物ノ山元價額ヲ損害額トシ直接利用サレサルモノハ損害ナキモノトス

△本表ハ林野警防ノ嚴格周到ヲ期スルニ在ルハ勿論ナルモ森林火災保險施行ノ場合從來ヨリモ詳細ナル危險分布ノ狀況ヲ知ルノ必要アルニ依ル

或人ノ計算ニ依レハ本邦ノ森林木材價格約四拾五億圓ノ價值アリ之ニ朝鮮、臺灣、樺太ヲ加フルトキハ總額五拾九億圓トナル然ルニ我國從來ノ森林ニハ火災保險制度ナキヲ以テ金融業者ハ之ヲ擔保トシテ投資スルコトヲ危險トシ貸出ラナサ、ル爲造林費等ノ調達ニ困難ヲ感シ此ノ莫大ノ資本ヲ利用スルコト能ハス國富ハ徒ニ山野ニ死蔵セラル、狀態ナリ、然ルニ今森林火災保險業ヲ開始セントスルモ其利率ノ基礎タルヘキ危險林ノ算定不能ノ爲之ヲ實施スル能ハス之ヲ外國ノ例ニ徵スルニ獨逸ハ一八九五年以來新業開始相當ノ成績ヲ擧ケ其他合衆國、佛、蘭、白ノ諸國亦實施ノ計畫アリ本邦又之レカ準備上調査ノ必要アリ今同特ニ詳密ノ調査ヲ要スルニ至レルモノトス

幸ニ森林火災保險業開始セラル、ニ至ルトキハ假リニ材木價ノ五分トスルモ總額貳億九千萬圓ノ多額ノ資金ヲ融通セラル、コト、ナリ、林業經營者カ火災ノ損失危險ヨリ免カレ得ルト共ニ延ヒテハ植林ノ効果ヲ確實ニシテ造林ヲ獎勵スル點又造林費其ノ他不足ノ場合所有森林ヲ擔保トシテ資金ノ調達ヲ爲シ得ルト謂フ點等極メテ有益ノ事業ナリトス

第九五

博覽會、共進會、品評會

(報告期二月限)

大正何年

府 縣 主 催	開 會 數	開 會 日 數	經 費
郡 市 町 村 主 催			
其 ノ 他 主 催			
計			
備 考			

(注 意)

一、數府縣又ハ數郡市町村聯合シテ開催ノ場合ハ主タル會場所在地ヨリ報告スヘシ

△農産物多收穫品評會、立毛品評會ノ如ク開催期日ノ定メ難キモノ、開催日會ハ審査開始日ヨリ終了日迄ヲ通シテ開催日數トシ記入スヘシ

△本表ニハ米麥競進會ノ類ヲモ含ム

△郡主催ニテ各町村ノ稻立毛品評會ヲ開催シタルカ如キ場合ハ郡役所々々所在地町村ヨリ報告スヘキモノニシテ、郡役所カ市内ニ在ルカ如キ場合ハ市長ヨリ報告スヘキモノナリ但此ノ場合報告洩又ハ重複報告ナキ様郡役所ニ於テ注意ヲ要ス

△農會主催ハ其ノ他主催ノ欄ニ記入スヘシ

△二箇年ニ跨リ開催シタル場合ハ閉會ノ年ニ於テ調査シ開催日數經費全部ヲ調査ス

第九五 博覽會、共進會、品評會

臨時報告様式

二 臨時報告様式

(規則第二條報告用ニシテ便宜上
編者ニ於テ添付シタルモノナリ)

市町村	一 田圃又ハ山林病蟲害		發生區域ノ見積段別	被害作物又ハ樹木ノ積量	被害作物又ハ樹木見積價額
	大字町村	發生病類			
發生被害蔓延ノ程度狀況					

(注意)

一、蟲類以外ノ動物被害モ本様式ニ準シ報告スヘシ

二 農作物風雨水旱霜雹被害

甲號 電報又ハ電話報告 (緊急ノ場合)

一、田、桑園及桑園以外ノ畑別被害段別 (水害ノ場合ニハ浸水段別)

二、面積

三、被害地方 (何地方又ハ何川沿岸等)

四、被害主要農産物及其ノ損害見込額 (損害見込額ハ推定シ得ル場合ニ限ル)

乙號ノ一 農作物何月何日 風雨、水、旱、霜、雹被害概報

損害見積高算出方法其ノ他狀況	計	田		畑(桑園ヲ除ク)		桑園		計	被害地名
		被害面積 害見積高	農作物被害見積高	被害面積 害見積高	農作物被害見積高	被害面積 害見積高	農作物被害見積高		
(イ)流失又ハ埋没シタルモノ									
(ロ)滯水ノ爲收穫皆無ノモノ									
(ハ)同上五割以上減收ノモノ									
(ニ)同上三割以上五割未滿ノモノ									
(ホ)同上三割未滿減收ノモノ									
計									

(注意)

一、霜、雹、風、旱等ノ害ニ關シテハ「(イ)流失又ハ埋没シタルモノ」及「(ロ)滯水ノ爲」ノ四字(ハ)

(ニ)(ホ)ノ同上ノ二字ヲ除キ(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)ヲ順次繰上ク

一、風害、旱害等ノ如ク被害程度期ナラヌシテ本表上段ノ様式ニ依リ區分シ難キ時ハ適宜其ノ被害區分ヲ變更シ報告スルモ妨ケナシ

臨時報告様式

臨時報告様式

五三〇

- 一、被害見積高ハ被害面積及被害作物ノ數量ヲ基礎トシ計算記入スヘシ
 - 一、水害霜害ニシテ被害激甚ナル場合ハ左記區別ノ略圖ヲ添付報告スヘシ
- 水害 青色
霜害 赤色
(被害激甚地方ハ特ニ濃色トス)

考 備	乙號ノ二 養蠶何月何日何々被害概報			
	春、夏、秋蠶ノ別	平年收購高	被害ノ歩合	收購減少額
		石		損害價額
				被害狀況及被害地名

		丙號ノ一 農作物何月何日				風、雨、水、旱、霜、被害細報							
被害地名 ノ被害 状況	計	稻	麥	菜種	大豆	何々	其他	流失又ハ埋没シタルモノノ被害面積	數量	見積高	被害面積	數量	見積高
								滯水ノ爲收穫皆無ノモノノ被害面積	數量	見積高	被害面積	數量	見積高

(注意)

- 一、霜、雹、風、旱害ノ場合ハ本表流失又ハ埋没シタルモノ、一欄同第二欄中「滯水ノ爲」ノ四字及第三欄ノ計ヲ省ク
- 一、作物ノ種類ハ其ノ地方重要ナルモノヲ記載スヘシ

臨時報告様式

五三一

事 記	被害月日	被害ノ所在地	被 害		原 因
			面 積	數 量	
			見積價額		

三 森 林 火 災

何 郡 市

大 正 何 年

丙 號 ノ 三 何 月 何 日 養 蠶 被 害		被 害 數 量	損 害 見 積 高	被 害 地 名 被 害 ノ 狀 況
收 滿 減 少 額	合 本 年 豫 想 ニ 對 ス ル 減 收 歩	分	石	円

丙 號 ノ 二 何 月 何 日 桑 園 被 害				
計	全 株 ノ 枯 死 セ ル モ ノ	枝 條 ノ 枯 死 セ ル モ ノ	葉 ノ 枯 凋 セ ル モ ノ	被 害 段 別 又 ハ 數 量
				損 害 見 積 高
				被 害 地 名 被 害 ノ 狀 況

臨時報告様式

五三四

四 漁業者ノ遭難		月日時	船	數	乗組總員	死亡	負傷	死亡不明	人員計
遭難種類	遭難ノ場所								
遭難當時天候ノ模様其他ノ一般遭難ノ状況									

(注意)

一、緊急ノ場合ハ概要ノミ速報スヘシ

五 各種ノ災害及産業上著シキ影響ヲ生スヘキ事件

一 虫害、風雨水旱霜雹ノ農作物被害及森林ノ火災、漁業者ノ遭難以外ノ災害並産業上著シキ影響ヲ生スヘキ事件ノ發生シタル場合ハ發生ノ月日、事件ヲ記述報告スヘシ

三 工場統計報告規則

(明治四十二年十一月二十五日
農商務省令第五十九號
大正十一年二月二十八日省令第四號改正)

第一條 左ニ掲クル工場ノ工業主ハ市町村長ノ配付スル別記様式ノ工場票ニ毎年十二月三十一日現在ニ依リ調査記入シ翌年一月十五日迄ニ工場所在地ノ市町村長ニ報告スヘシ但シ鑛業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 職工平均一日五人以上ヲ使用スル工場

二 原動機及電動機ヲ使用スル工場

三 工場法施行令第三條ニ掲クル事業ヲ營ム工場

二箇以上ノ工場ヲ有スル工業主ハ工場毎ニ前項ノ工場票ニ調査記入スヘシ

第二條 市町村長前條ノ工場票ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ一月三十一日限り地方長官ニ差出スヘシ

地方長官前項ノ工場票ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ道府縣名並番號ヲ記入シタル上三月三十一日限り農商務大臣ニ差出スヘシ

第三條 第一條ノ報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條 工業主カ法人、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ前條ノ罰則ハ法人ノ代表者又ハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 本則中市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

(様式)

工場統計報告規則

五三五

工場簿記帳簿

四川水

一 工場所在地		市郡		村町		大字		地番	
二 工場名									
三 創業年									
四 主要事業									
五 一箇年間採算日数	日	開始	月	日	終業	月	日		
六 事務員数									
七 技術員数									
八 平均一日使用数									
九 其ノ他従業者数									
計									
在									
現									
未									
年									
八									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									
八									
九									
計									
一									
二									
三									
四									
五									
六									
七									

工場統計報告規則

五三八

工場票記入方注意

- 一、本票ハ十二月卅一日現在ノ左記イ、ロ、ハ、ニ、ニ該當スル工場ニ付調査記入スル者トス但シ鑛業ニ付テハ報告ヲ要セサルモ兵庫縣ニ於テハ縣ノ必要上尙之ヲ工場票ニ準シ調査報告方通牒セリ
- △本項即チ規則第一條第一項但シ書ニ於ケル鑛業トハ鑛業法及砂鑛法ノ適用ヲ受クル鑛業ヲ謂フモノニシテ左記ニ該當セサルモノトス
- 一明治四十三年十月農商務省訓令第二十八號鑛物並砂鑛業ヲ製煉スル者報告方ニ依ル報告者ノ事業
- 二大正九年十二月内閣訓令第一號職業分類中鑛業ニ該當スルモノ
- △十二月三十一日現在ノ工場トハ十二月三十一日ニ現在シタル意味ニシテ翌日迄持續スルコトヲ條件トセス從テ午前中ニ廢業シタルモノ或ハ午後ニ創業シタルモノモ總テヲ包含ス
- △十二月三十一日ニ工場移轉ノ途中ニアルモノハ前所在地ニ於テ報告スヘシ
- △工場ノ營業事務所等ニシテ工場ノ事務又ハ技術等ニ從事スル場所ハ工場ニ近接シ又ハ多少ノ距離ヲ有スルモノト雖工場ノ一部ト看做シ調査スヘシ
- △多數ノ職工ヲ使用スル工場カ工場員ノ食用米搗精ノ爲工場外相當距離ノ場所ニ獨立ノ精米場ヲ設ケ電動機ヲ使用スル場合ハ一工場トシテ取扱フヘシ又其ノ工場ノ附屬ト看做サルヘキモノハ合併シテ報告スヘシ
- イ、職工平均一日五人ヲ使用スル工場
- ロ、原動機及電動機ヲ使用スル工場ニ在リテハ職工ノ多少即チ平均一日五人未滿又ハ職工ヲ使用セズ工場主一人ノミノ場合ト雖之ヲ調査スルモノトス
- ハ、工場法施行令第三條ニ掲クル左記事業ヲ營ム所ノ工場法第一條第二號ニ該當スル工場ハ職工ノ

多少ニ拘ラス調査ヲ要ス

毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造、動物ノ剝製、金屬ノ熔融又ハ精煉、水銀ヲ用キル計器ノ製造、磷寸ノ製造、火藥爆藥又ハ火工器ノ製造又ハ取扱、塗料又ハ顔料ノ製造、「エーテル」ノ製造、溶劑ヲ用キル護謨製品ノ製造、脂肪油ノ精製、溶劑ヲ用キル油脂ノ採收、「ボイル」油ノ製造、油ノ蒸溜又ハ精製、乾燥油又ハ溶劑ヲ用キル挺草紙布又ハ防水紙布ノ製造、亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用キル事業、金屬、骨、角又ハ貝殼ノ乾燥研磨、硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎、織物又ハ編物ノ起毛、製棉、麻ノ梳解

其ノ他農商務大臣ノ命令ヲ以テ指定シタル事業
 △參照工場法(明治四十四年三月法律第四六號)

- 第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス
- 一 常時十五人以上ノ職工ヲ使使スルモノ
- 二 事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得(以下略)
- △工場法施行令(大正五年八月勅令第一九三號)
- 第三條 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二條ニ該當スルモノトス(前記(ハ)ノ工業ニ付之ヲ略ス)

二、左記該當ノモノ

- 一 農家ノ一隅ニ小規模ノ日本形水車ヲ設備シ副業的ニ精米ヲナスモノト雖調査報告ヲ要ス
- 一 自家ニテ販賣スル米麥ヲ搗製スルニ原動機(水車)ヲ使用スルモノハ家族ノミニテ從事シ又ハ五人未滿ノ職工ヲ使用スルモ報告ヲ要ス

工場統計報告規則

五三九

工場統計報告規則

五四〇

- 一 原動機又ハ雷動機ヲ使用スル工場ハ雇傭關係ナキ者ノミニテ作業スルモノト雖第一條第一項第二號ニ依リ報告ヲ要ス
- 二 本票ニ依リ報告ヲ要スル工場ノ意義

△本票ニ依リ報告ヲ要スル工場ノ意義
 關法學博士ハ工場トハ加工生産ノ行ハル、場所ヲ謂フト云ヘリ、本省統計課ノ解釋ハ下ノ如シ、工場統計報告規則ニ於ケル工場ノ意義ハ工場法ニ於ケル工場ト同意義ナルモ適確ナル定義ヲ下スコト困難ニシテ箇々ノ場合ニ於テ各種ノ資料ト四圍ノ事情トヲ參酌シテ決定スルノ外ナシ普通ニ認容セラル、定義ヲ舉クレハ左ノ如シ

工場トハ製造(原料ト名稱ヲ異ニスル)若クハ加工(原料ト名稱ヲ異ニセサルモ之ヲ變造、修製、裝飾、精製スルコト)又ハ仕上ケ、仕別ケ、包裝、荷造(既ニ製造加工ヲ終リタル物品ニシテ單獨ニ又ハ集團的ニ一定ノ形態又ハ外裝ヲ有セシムルコト)等ノ作業ヲ成期間ニ涉リ繼續シテ爲スヲ目的スル一定ノ場所ヲ謂フ(發電、變電及蓄電所ハ直チニ此說明ニ該當セザルモ工場トス)

- 一 本票ニ記入報告ヲ要セサルモノ左ノ如シ
 - イ、農家力單獨ニ或ハ數人共同シ自家食用ノ爲小規模ノ日本形水車小屋ヲ設ケ米麥ヲ搗精シ又ハ小麦粉ヲ製造スルカ如キモノ
 - ロ、湯屋ニ於ケル汲水電動機ノ餘力ヲ利用シ自家又ハ近親二三ノ食用米ヲ搗精スルカ如キモノ
 - ハ、耕地灌排事業及湯屋業等ハ工場ト見ルヲ得ヘカラザルヲ以テ假令原動機ヲ使用スルモ報告ヲ要セス
 - ニ、官營又ハ監獄内ノ工場ハ調査ヲ要セス但公營ハ之ヲ調査ス
 - ホ、左記各作業場
- 一 建築場但シ大建築ヲ爲ス場合ニ於テ長期ニ涉リ一定ノ設備ノ下ニ材料其ノ他ニ付製造加工ヲ

爲ストキハ其ノ場所ニ限り又ハ建築場全體ヲ通シテ工場ト認ムル場合アルヘキヲ以テ注意ヲ要ス

- 一 海岸其ノ物ノ場所ニ於ケル露天ノ和船建築場但シ前項但書ノ注意ヲ要ス
- 一 土石ノ採掘場
- 一 獨立セル瓦斯又ハ石油ノ貯藏場
- 一 養蠶所又ハ蠶種製造所
- 一 屠畜場
- 一 鯨船
- 一 浚渫船
- 一 商店其ノ他ニ附屬スル荷造場但シ工場ニ附屬セルモノハ工場ノ一部トス
- 一 監獄ノ勞役場、養育院又ハ精神病院其ノ他特殊病院内ニ於ケル作業場
- 一 學校及官公立ノ試驗場ニ於ケル作業場
- 一 河原又ハ草野等ニ於ケル晒場但シ工場ニ接續シ又ハ之ニ附屬セルモノハ工場ノ一部ト認メララル、コトアルヘキヲ以テ注意ヲ要ス
- 一 組合員ノミカ使用スル生産組合ノ作業場

本票各欄記入方注意

欄外右肩「工場法適用ノ有無」トアル箇所ニハ現ニ工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ニ在リテハ「適用」ト記シ、適用ヲ受ケサル工場ニ在リテハ「不適用」ノ文字ヲ記入スヘシ
 道府縣番號トアル箇所ハ道府縣ニ於テ記入スヘキモノナルヲ以テ工場主ニ於テ記入ヲ要セス
 一、工場所在地

工場統計報告規則

五四一

工場統計報告規則

郡市町村大字地番號ヲ記入スヘシ

二、工場名

工場名ナキ工場ニ付テハ工業主名ヲ記入スヘシ

分工場ニシテ獨立工場ト認ムヘキモノハ同一構内ニ在ル場合ト雖各別ノ工場票ヲ用キ所在地又ハ建物ヲ異ニスル場合ト雖附屬工場ト看做サルヘキモノハ本工場ニ合併シテ記入スヘシ
分工場ヨリ差出スモノハ何々分工場ト記入スヘシ

三、

創業ノ年ニハ工業主ノ異動又ハ營業組織ノ變更ニ拘ラス現在ノ事業ヲ創始シタル年ヲ記入スヘシ但シ事業ノ種類ヲ全然變更シタルトキハ其ノ變更シタル年ヲ記入スヘシ
事業開始後數十年ヲ閱シ創業ノ年時詳ナラサルモノハ大體ノ年又ハ年號ヲ記入スヘシ假令ハ享保年間若ハ元録年間ト記入スルカ如シ

同一工場票ニシテ創業ノ年ノ記入年々同一ナラサルモノアリ報告ノ際前年分ト對照シ相違セサルヲ要ス

四、

主要事業ニハ製造工業ニ在リテハ主要製品ヲ、加工其ノ他ニ在リテハ主タル事業ヲ記入スヘシ例セハ陶磁器製造工場ニ於テ陶磁器以外ニ煉瓦、瓦、土管ヲ製造シ又ハ清酒釀造場ニ於テ清酒ノ外濁酒、白酒、味淋等ノ釀造ヲ爲ス場合ノ如キハ陶磁器又清酒ト主要製造ノミヲ記入スヘシ又絲布ノ漂白ヲ主要トシ併セテ絲布ノ精練、整理、洗濯等ノ加工ヲ併セ爲ス如キ場合ハ絲布ノ漂白ト主要事業ノミヲ記入スヘシ

五、

農商務省統計課編纂ノ工場統計表ハ爾今別記分類表ニ依リ區別集計セラル、筈ナルヲ以テ工場票主要事業欄記入ノ際ハ該分類調査ニ差支ナキヤウ記入スヘシ

一箇年間操業日數

一箇年間操業日數ニハ休業日數ヲ除キタルモノヲ記入シ創業後一箇年ニ充タサルモノハ創業後ノ日數ヲ記入スヘシ

作業季節ノ前年ヨリ本年ニ跨リタルモノハ其ノ操業日數及前年ノ始業月日竝本年ノ終業月日ヲ記入スヘシ

△本欄始業及終業月日ハ操業二年ニ跨ル場合ト雖月次ノ順ニ依ラサルモノハ前年ヨリ本年ニ跨ル季節工業ト看做サルヘキヲ以テ何年ト明示スル必要ナシ

六、事務員數

事務員數ニハ専ラ事務ニ従事スル者ノミトシ工業主ヲ

本欄雇備關係ナキ家族ヲ使用スル場合ト雖之ヲ記入スヘシ

七、技術員數

技師、技手等ヲ記入シ工業主ヲ包含セス但雇備關係ナキ家族ヲ技術員トシテ使用スル場合ト雖之ヲ記入スヘシ

八、職工數

職工ニハ其ノ名義ノ如何ヲ問ハス主トシテ作業場内ニ在リテ工場ノ目的トスル作業ノ本體タル業務ニ付勞役ニ従事スル者及直接ニ其ノ業務ヲ助成スル爲勞役ニ従事スル者ノ全部ヲ包含ス從テ職工長、伍長、工長、普通職工、臨時職工、日雇職工ハ勿論工場建設物ノ修繕等ニ従事スル常備ノ大工、左官及工場法施行令第二十八條ニ規定スル徒弟ヲモ含ム但シ工業主及雇備關係ナキ其ノ家族ハ之ヲ包含セス

平均一日使用ノ職工數ニハ一箇年ヲ通算シタル一日平均使用數ヲ記入スヘシ但シ一定ノ季節ノミニ作業スル工場ニ在リテハ其ノ季節ニ於ケル一日平均使用數ヲ記入スヘシ

工場統計報告規則

工場統計報告規則

五四四

年末現在ノ職工數ニハ年末休業ノ工場ニ在リテハ作業休止當時ノ員數ヲ、一定ノ季節ノミニニ作業スル工場ニ在リテハ其ノ季節ニ於ケル常態ノ一日ノ員數ヲ記入スヘシ
年齢別ハ前項ニ掲ケタル各調査期ニ於ケル現在ニ依リ滿年ヲ以テ計算記入スヘシ
(參照)工場法施行令

第二十八條 工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一、一定ノ職業ニ必要ナル智識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト
 - 二、一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト
 - 三、品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト
 - 四、地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セラレ、コト
- △本項但書ニ工業主ヲ包含セストアリ今茲ニ精米工場ニシテ「モーター」ヲ備付工業主自ラ作業ニ従事スル者アリ此ノ場合ハ職工欄ニ記入スヘキ者ナキヲ以テ斜線ヲ劃スルカ又ハ其ノ旨記入シ置クヲ要ス

九、其ノ他從業者數

其ノ他從業者數ニハ給仕、小使、門衛、掃除夫、賄方、生絲工場ニ於ケル教婦及専ラ作業場外ニ在リテ運搬ニ従事スル者等ヲ含ミ工業主ヲ包含セス
雇傭關係ナキ家族ヲシテ作業ニ従事セシメタル場合ハ之ヲ本欄ニ記入スヘシ

一〇、實働時間別職工數

- 一、實働時間別職工數ハ(八)年末現在ノ職工數ニ符合スルコトヲ要ス
實働時間ハ勤務時間中休憩時間及食事時間ヲ除キタルモノトス
- 二、普通職工一人一日ノ實收賃金

本欄賃金ニハ賄、被服等又ハ其ノ代價ヲ給與スル場合ニ在リテハ之ヲ合算記入スヘシ
△普通職工トハ普通一人前ノ仕事ヲナシ得ルモノト認ムヘキ職工ノ謂ナリ

普通職工一人一日ノ實收賃金ハ一箇年間ニ於ケル一人一日ノ平均實收賃金ヲ記入スヘシトハ普通職工全部ニ對スル賃金ノ調査ニアラスシテ普通職工ト認ムヘキ或ル一人ニ對シ既往一箇年間ノ實收賃金總額(賄、被服又ハ其ノ代價等ヲ含ム)ヲ作業日數ニ平均シタルモノナリ、賃金ニハ時間外作業ニ依ル増給額ヲモ加算スヘキモノトス

一一、職工一日休憩時間

休憩時間ニハ食事時間ヲ包含ス

本欄及一三、公休日數中女及十五歳未満ノ男ノ休憩時間及公休日數ノ異ナル場合ニハ主タル一方ニ付記入スヘシ

一二、職工一箇月公休日數

本欄ニハ工業主ノ定メタル常時一箇月ノ公休日數ヲ記入スヘシ但臨時ニ休業シタル日數ヲ含まス

一四、原動機及電動機

原動機及電動機ニハ運轉休止中ノモノト雖總テ記入スヘシ
原動機及電動機ニハ暖房用、沸湯用、乾燥用等ニ使用スル汽罐及發電機蓄電池等ヲ包含セス
原動機ト直結ノ發電機アルトキハ其ノ原動機ノミニ付キ記入スヘシ
原動機及電動機ニシテ設備完成セルモノハ未タ運轉開始セサルモノト雖記入スヘシ
原動機及電動機ノ實馬力カ一馬力ニ充タルトキハ「〇・五」或ハ「〇・二五」等ノ如ク記入スヘシ

工場統計報告規則

五四五

工場統計報告規則

五四六

日本形水車一基ヲ兩工場ニ於テ同時ニ使用シ得ル装置アリトセハ機關數ハ主ナル一方ハ墨書シ他ノ一方ハ朱書シ使用馬力ハ各別ニ計算シ若シ各別ニ計算シ得サルモノ及交互ニ使用スル場合ニハ機關數ノ記載方ニ準シ記入シ且其ノ旨欄外ニ記入スヘシ
工場法施行規則第一條ノ原動機中ニハ日本形水車ヲ含マサルモ本票ニハ之ヲ包含ス
電動機ハ一、二馬力ノ小規模ノモノト雖自家發電ト他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノトヲ同ハス總テ計上スヘシ

△原動機及電動機ノ解

凡ソ機械ヲシテ諸種ノ動作ヲ遂行セシムルニハ外部ヨリ之ニ動力ヲ與ヘサルヘカラス、動力ノ量ニシテ僅少ナランニハ人力ヲ以テ之ニ代ヘ得ヘキモ強大ニシテ又繼續的ニ使用シ容易ニ消耗セサル動力ヲ要スル場合ハ原動機ヲ使用セサルヘカラス、原動機ハ斯ノ如キ動力ノ發生ヲ目的トスルモノナリ之ヲ別ツテ左ノ六種トナス

- 一 蒸汽發動機
 - 二 內燃發動機
 - 三 熱氣發動機(ライダース式)
 - 四 水力發動機
 - 五 風車
 - 六 電動機
- 而シテ蒸汽發動機ハ水蒸汽ノ膨脹力ヲ利用シ、動力ヲ發生セシムル機械ナルモ之ニ附隨シテ蒸汽ヲ發生スル装置ヲ必要トス、此ノ装置ヲ蒸汽罐ト稱ス、但シ蒸汽罐ハ本工場票ニ記入ヲ要セサルモノトス
- 蒸汽罐 (一、コーニツシユ型汽罐 燃料ノ焚口一箇ノモノ
二、ランカシヤイア型汽罐 同 二箇ノモノ
三、水管式汽罐 多數ノ鐵管ノ相集マリテ作ラレタルモノ)
- 本票様式原動機ノ區分左ノ如シ

名稱

蒸汽機	蒸汽機	內燃機	瓦斯機	石油機	水力機	ベルトン水車	日本形水車	上射水車	胸射水車	下射水車
-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	-------	------	------	------

蒸汽罐ヨリ導ク蒸汽ノ壓力ニ依リ活塞ノ往復運動ヲ繼續セシメ之ニ依リ回轉動ヲ發生セシムルモノ
水車ニ於ケル水ノ代リニ蒸汽ヲ用キテ車ヲ回轉セシムル装置ニシテ一般ニ高速ナル回轉數ヲ生セシムルニ適スルヲ以テ發電機並船舶推進機運轉用トシテ用キラル
蒸汽發動機ハ燃料ヲ機關ノ外部ニ於テ燃燒シ本機ハ其ノ内部ニ於テ燃燒スル爲メ內燃發動機ト稱ス
瓦斯ノ爆發力ヲ利用セルモノ
石油ヲ蒸發器ニ依リ蒸汽ニ變態セシムル装置ヲ有スルノ外瓦斯機關ニ同シ
反動式水車トモ稱ス、水量多量ニシテ落差比較的大ナラサル場合ニ用ウ、水ノ重量及落下スル力ヲ以テ水路ヲ有スル固定セル軸ノ周圍ニ取付アル羽根ヲ動カス装置ニシテ發電機運轉用其ノ他大ナル動力ノ發生トシテ用途廣シ
衝撃式水車ト謂フ、落差大ニシテ水量比較的多量ナラサル場合特ニ利益アル形式ニシテ高速ナル回轉ヲ得ルニ適スルヲ以テ發電機運轉用トシテ實用セラル高キ水源地ヨリ鐵管ニテ導キタル水ヲ下層ヨリ猛烈ナル勢ヲ以テ水車ノ羽根ヲ衝撃廻轉セシム
流水、車ノ真上ヨリ羽根ニ落込ミ車ハ其ノ重サニ堪ヘ得スシテ回轉スルモノ
羽根ノ中央ニ水ヲ導キ車ヲ旋轉セシムルモノ
車ヲ水流ノ途中ニ置キ其ノ下方ノ羽根ハ水流中ニ浸漬シ流レ込ム水ノ爲ニ回轉スルモノ

工場統計報告規則

五四七

工場統計報告規則

五四八

電動機(モートル)

- (一) シヤント、モーター
- (二) シリウス、モーター
- (三) コンバウンド、モーター
- (四) インターポール、モーター

本機ハ發電機ノ反對ニシテ電氣的ノ勢力(エネルギー)ヲ機械的ノ勢力ニ變化スル裝置ナリ即チ發電機ニ依リ發生シタル電流ヲ電動機ニ送り入ル、時ハ電動機ハ回轉シ以テ他ノ機械ヲ動かス

△馬力

- 一、一馬力トハ三三、〇〇〇封度(三、九六〇貫ニシテ米一石三十九貫トスレハ百石ニ相當ス)ノ重量ヲ一分時間ニ一呎(一尺五厘八四)ノ高ニ揚クル力ヲ謂フ人ノ勞働力七人ニ相當スト
- 一、電動機ノ馬力欄ニ「キロワット」ト記入セルモノアリ「キロワット」ハ電力計算ノ單位ニシテ一、〇〇〇ワットヲ謂フモ左ノ計算ニ依リ馬力ニ換算記載スルヲ要ス

七四六ワットハ 一馬力

一キロワットハ 一馬力三分四厘

一、「ボルト」(電壓)「アンペア」(電流)ヲ「キロワット」ニ換算ノ方法

$$\text{電力 (キロワット)} \times \text{電壓 (ボルト)} = \text{電流 (アンペア)}$$

$$\text{電力 (1,000ワット)} = \text{キロワット}$$

一、馬力時間トハ一日使用實馬力ニ運轉時間ヲ乘シタルモノニシテ往々實馬力欄ニ馬力時間ヲ記載セサルモノアリ

△水車ノ馬力計算方法

一秒時ノ流水ノ速力(呎)ニ水ノ幅ト深トヲ乘シ(圓管ノ場合ニハ口、喉、四角ノ面積× $\frac{1}{4}$ 圓管ノ面積)之ニ一立方呎ノ水ノ重量即六十二封度五(海水ハ六十四封度)ト水ノ高サ(落差)ヲ乘シ之ヲ一秒ノ時馬力五百五十呎封度ヲ以テ除シ更ニ能率ヲ乘スルコト能率左ノ如シ

下射水車(下タ受ケモノ)

胸射水車(中受ケモノ)

上射水車(上ハ受ケモノ)

渦旋水車(タービン式ノモノ)

今水ノ速力、幅、深、高等ヲ假ニ定メテ此計算法ニ依リ計算スルトキハ左ノ如シ

流水ノ速力ヲ一秒時三呎トシ水ノ幅ヲ二呎トシ深ヲ一呎トシテ相乘スルトキハ六立方呎トナル之ニ一立方呎ノ重量六十二封度五ヲ乘スルトキハ三百七十五封度トナル之ニ高サヲ十呎トシテ乘スルトキハ三千七百五十呎封度トナル之ヲ一秒時ニ對スル馬力五百五十呎封度ニテ除スルトキハ六馬力八トナル之ニ能率〇・七〇(上射水車)ヲ乘スルトキハ四馬力七七トナル(一呎ハ我邦一尺五厘七毛ナリ)

一五、一箇年間消費高

一箇年間消費高ニハ燃料タルト原料タルト問ハス所定ノ單位ニ依リ記入スヘシ但シ一定ノ季節ニ於テノミ作業スル工場ニ在リテハ其ノ季節ニ於ケル消費高ヲ記入スルモノトス消費高ハ動力用、炊事用、暖房用、浴場用等全部ヲ記入スルモノナリ

瓦斯ニハ天然瓦斯ヲ含ム

本欄ヲ列記以外ノ種目ニ付テハ調査ヲ要セス

舊様式燃料消費高トアリタルニ新様式ニハ燃料ノ二字ヲ除キ薪ノ調査ヲ省キタルハ比較的調査ノ困難ナルト工場ノ消費ニ關スル參考資料トシテハ他ノモノヨリ關係薄キニ因ル

一六、一箇年間製造高

一箇年間製造高ノ製品種類ハ可成細別シテ記入スヘシ例セハ織物ニ付テハ單ニ綿織物又ハ絹織物等ト記入セス白木綿、緋木綿、著尺縞木綿或ハ羽二重、斜子等ト記入スルカ如シ

第工場統計報告規則

五四九

工場統計報告規則

五五〇

- 數量ニハ買、斤、噸、相、俵、箇等ノ單位ヲ記入スヘシ
- 精米、染色、洗濯、裁縫、製網、其ノ他修整整理等ノ如キ加工又ハ賃業ニ係ルモノハ數量欄ニ加工又ハ賃業ノ文字ヲ記入シ價額欄ニ賃金總額ヲ記入スヘシ
- 作業季節ノ前年ヨリ本年ニ跨リタルモノハ其ノ期間内ノ製造高ニ付調査スヘシ
- 價額ハ實際販賣セルモノハ其ノ價額ニ依リ調査シ未タ販賣セス貯蔵シアルモノニ付テハ其ノ調査期間内ニ於ケル其ノ地方市場ノ毎月平均相場ヲ平均シタルモノヲ以テ計算スヘシ
- 一七、本票記入數字
- 本票ニ記入スル數字ハ十百千萬等ノ文字ヲ用キヌ例ヘハ一萬三千六百五「一三、六〇五」ノ如ク記入スヘシ
- 一八、本票中記入事實ナキ欄ニハ斜線ヲ附スヘシ
- 一九、工業主名
- 工業主數人ニテ共同シ同一工場ニ於テ交互ニ或ハ同時ニ作業スル場合ニハ工業主ノ中代表者一人ヲ定メ一工場ト見做シ差出スヘシ
- 工業主カ個人ナラハ其ノ氏名ヲ記入シ會社ナラハ其ノ代表者記名シ各捺印ノ上差出スヘシ

○工場分類 (農商務大臣官房統計課調査)

大分類	中分類	小分類
一	製絲業	生絲、玉絲、天蠶絲、柞蠶絲、紬絲等
二	紡績業	綿絲紡績 絹絲紡績 麻絲紡績(ラミー、黃麻等) 毛絲紡績

染織工場

染織工場	機械及器具工場
三 撚絲業	一 機械製造業
四 製綿業	
五 織物業	
六 ノ染色整理其他加工業	
七 組物編物業	
八 雜業	

一 綿撚絲	一 蒸汽機關、蒸汽タービン、石油機關、瓦斯機關、水車、其ノ他ノ原動機、蒸汽罐、瓦斯發生裝置及原動機ニ附屬スル機械裝置
二 絹撚絲	二 電氣機械
三 其ノ他撚絲	三 金屬工用、木工用、染織工用、其他各種製造用及加工用機械
四 線綿、打綿等	四 農業用、土木用、建築用機械
五 綿織物及絹織物	五 探鑛用及製煉用機械
六 絹織物及其他交織物	六 起重機、昇降機、運搬機、唧筒、水壓機、空氣及瓦斯壓縮機、乾燥機、冷却器、送風機、試驗機、動力電導裝置、其他一般機械類
七 毛織物及其他交織物	
八 其ノ他織物	
九 絲布ノ染色	
一〇 絲布ノ漂白、精練、整理、起毛、洗濯等	
一一 莫大小	
一二 麻真田	
一三 絲組物(紐、洋燈心、蠟燭心、弦、房類、レース等)	
一四 層物整理及ベニ製造	
一五 刺繡	
一六 其ノ他	

工場統計報告規則

五五一

機械及器具工場

二	船舶車輛製造業	一	汽船 汽關車、電車、其ノ他鐵道用客車貨車類 自動車、自轉車、自動自轉車 其ノ他ノ車輛類(馬車、人力車、荷車、其ノ他)
三	器具製造業	一	理化學器、醫療器、測量器、錶盤、製圖器、其ノ他學術器、タイプライター、金銭出納器、計算器類 時計、溫度計、晴雨計、壓力計、其ノ他ノ計量器 度量衡器、瓦斯及水量メーター 樂器、蓄音器 寫真器、活動寫真器、眼鏡、顯微鏡、其ノ他ノ鏡類 電池、電鈴、電燈球、電燈用器、洋燈、其他ノ照明器具 瓦斯及水道用器、消火器類 工器具(及鑿斧、鉋、鋸、其他)農具、木工具(鋤、鍬、スコップ、シヨベル、其他)及物類(刀、鋸、剪刀、剃刀、庖丁、其ノ他) 銃砲、彈丸、其ノ他ノ兵器類 金庫、其ノ他器具類 鐵、鋼、銅、真鍮、鉛、錫、其ノ他金屬ノ條竿、線、板、筒、管、箔、粉、其ノ他加工セサル材料品 ホルト、ナット、リベット、針、釘類 線索、鏈鎖、金網、撥條等 絶緣電線 鑄鐵、鑄鋼、可鍛鑄鐵、セミスチール、真鍮、其他金屬ノ鑄造製品 罐類、バケツ、金盃、洋傘骨、洋燈口、金、甲馳等 戶金具、建築用又ハ家具用金物類 金銀器、銅器、青銅器、真鍮製品、アンチモニー製品、アルミニウム製品 鍍金製品(金銀銅亞鉛ニツケル其ノ他ノ金屬ヲ鍍シタル製品 其ノ他ノ金屬製品
四	金屬品製造業	一	蒸釜、タンク、煙突、橋梁、鐵塔、其ノ他鐵板及鐵骨ノ加工又ハ組立金屬品ノ瓦斯及電氣熔接又ハ切斷 陶磁器及七寶 硝子及硝子製品、珐瑯製品 セメント、石灰、炭炭 煉瓦、瓦、土管、埴塙、レンボルト等 洋紙、板紙等 和紙 バルブ、其ノ他紙原料 燐寸 火藥、ダイナマイト、雷管、導火線、煙火 燐物油(揮發油、燈油、機械油、ベンゾール、トルオール、ナフタリン等)アスファルト 芳香油(樟腦及樟腦油、薄荷及薄荷油、黑文字油、アンソニオン油等) 脂肪油(菜種油、佳油、胡麻油、亞麻仁油、大豆油、落花生油、棉實油、鯨油、蠟油、木蠟等) 蠟(鯨蠟、蜜蠟、パラフィン蠟等) 醫藥賣藥 工業藥 (染革ヲ含ム) 護謨製品、エポナイト製品 香水、香油、化粧水、白粉、紅、齒磨粉、髮附等 藍、人造染料、其中間生成物(アニリン、ナフトール、ニトロベンゾール、其他) 澱液、漆液、樹脂、ワニシユ、ペンキ、鉛丹、亞鉛華 セルロイド及其製品、人造絹織、薰香類、電炭カルシウム、カーバイト、クノリウム糊料其他

化學工場

五	雜業	一	窯業
二	紙業	一	燐寸
三	發火物製造業	一	火藥、ダイナマイト、雷管、導火線、煙火
四	製油及製蠟業	一	燐物油(揮發油、燈油、機械油、ベンゾール、トルオール、ナフタリン等)アスファルト 芳香油(樟腦及樟腦油、薄荷及薄荷油、黑文字油、アンソニオン油等) 脂肪油(菜種油、佳油、胡麻油、亞麻仁油、大豆油、落花生油、棉實油、鯨油、蠟油、木蠟等) 蠟(鯨蠟、蜜蠟、パラフィン蠟等)
五	製藥業	一	醫藥賣藥 工業藥 (染革ヲ含ム)
六	製革及毛皮精製業	一	護謨製品、エポナイト製品
七	漆器製造業	一	香水、香油、化粧水、白粉、紅、齒磨粉、髮附等
八	護謨製品製造業	一	藍、人造染料、其中間生成物(アニリン、ナフトール、ニトロベンゾール、其他)
九	化粧品製造業	一	澱液、漆液、樹脂、ワニシユ、ペンキ、鉛丹、亞鉛華
一〇	石鹼及蠟燭製造業	一	セルロイド及其製品、人造絹織、薰香類、電炭カルシウム、カーバイト、クノリウム糊料其他
一一	染料製造業	一	
一二	塗料顏料製造業	一	
一三	人造肥料業	一	
一四	雜業	一	

工場統計報告規則

五五四

工場統計報告規則		飲食物工場
一	釀造業	一 啤酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、銘酒
二	製糖業	二 葡萄酒、酒精及酒精含有飲料
三	製茶業	三 酢、醬油、味噌
四	製穀粉業	四 煎餅、菓子、餡、其ノ他ノ菓子材料、砂糖漬、シヤムゼリー、其 他ノ糖菓類
五	製水製業	煉乳、牛酪、乾酪、鹽肉、燻肉、其他
六	清涼飲料水製造業	魚介類ノ鹽藏乾製燻製又ハ鹽藏品、鹽、昆布、海苔、寒天等
七	菓子製造業	湯葉、豆腐、蒟蒻、素麵、各種漬物、香辛料品、調味料品
八	罐詰瓶詰業	
九	畜產品製造業	
一〇	水產品製造業	
一一	印刷製本業	一 壁紙、織物紋紙、形紙桐油、合羽、溢紙、其ノ他ノ防水紙、擬 草紙、紙函、紙蔭、其ノ他
一二	紙製品業	二 屏風、扇子、團扇、提灯和傘等
一三	製材業	板、角材其他ビニヤ板木材防腐ヲ含ム
		水道木管、紡績木管、挽物、樽桶、下駄、燐寸軸木及燐寸小 函及其木地、溢木、コルク等

工場統計報告規則

五五五

工場統計報告規則		雜工場
一	電氣業	四 木竹蔓莖製造業
二	瓦斯業	五 皮革製造業
三	金屬精煉業	六 羽毛製品業
		七 蘭薙麥稈及經木 眞田業
		八 玉石牙骨介甲及 角製品業
		九 雜業
		一 醫療材料
		二 製網、製綑
		三 被服及裁縫品
		四 帽子
		五 玩具
		六 バツキング、アスベスト製品、保溫用品革製以外ノ調帶
		七 セメント製品、石膏製品
		八 防水布、油布、ゴム布、擬草布等
		九 鼻緒、雪駄、笠蓑製品、爪革、小間物、洋傘、卸、袋物、玉簾、煙 管、パイプ、造花、運動及遊戲具、石粉、墨、堊筆、石筆、鉛筆、 萬年筆、其他文具類、團炭、懷爐灰等ノ製造土石類ノ粉碎 其他
		一 簞笥、長持、椅子、桌子、机、戸障子、衣桁、衝立、其他ノ家具 及建具類
		二 籠、簾、檜織、傘骨、柳行李、下駄表、其他、竹、籐、柳、蔓、莖、 等ノ製品
		靴、背囊馬具、調帶、袍類
		筆、刷毛、刷子、揚子等
		一 疊表、莫莖、花莖、野草莖
		二 經木及麥稈眞田
		石材、石細工、寶玉細工、介甲牙骨及角製品等

製表實務心得

往年内閣統計局審査官高橋勝弘先生の各地に於て統計學を講せらるゝや必らず製表實務心得を述べられたり其の要旨とする所は淺近の事柄にして日常必須の智識を授けんとするにあり當時之を聴くもの實用上有益の講義なりとして之を傾聴したり今之を見るに其の必須の文字たること當時と異なるなし只年の移ると共に多少追加を要する點あるを感じたるを以て聊か借越を願みず先生の講義を經とし諸家の説並著者の實驗を緯として本篇を作り以て一般のは叱正を乞ふ所以なり

第一 原稿の整理

(一) 材料の區別 統計材料の出所は三あり

第二次統計 (一) 行政的材料 稅務、裁判、徴兵の結果等

(二) 非行政的材料 官廳に於て登錄する數字にして人口動態、貿易統計等

第一次統計 (三) 行政的にあらす又官の登錄にあらざる事實、例へば國勢調査の如し

以上第一、第二は統計の爲の調査にあらす計らずも統計の材料となるもの、第三は統計の爲に國權の發動するものなるを以て充分調査するを得るものなり、隨て第一は大抵正しきもの、第二の正否は記録の精粗に伴ふ第三の精粗は國民の狀態、事實の性質調査員の勤怠、國民の思わくれに依る(二) 様式 前の第二次統計は多く様式を以て數字體の材料を蒐集し第一次統計は調査票又は口頭を以て調査す、本邦十中の八九は様式調査なり、外國の例に依るに普魯西邊にては様式を制定するに統計局に關係當業者を召して數日間演說説明を聽き然る上協定するが如く慎重に取扱へり、最も注意を要するは様式の記入心得にして歐羅巴人は此所に力を注げり、次に見出に就ては最も善く釋定する

を要す佛蘭西の詮查斯の時巴里のベルシーは僅に戸數三百五軒よりなき所なるに稅務監督局同時の調査に依れば千二百十四軒となり殆んど四倍の差あり然るに双方共數に誤りなしと主張せり依て其の原因を調査せるに詮查斯にては人の住む家のみを調査し稅務監督局は人の住宅は勿論物置、犬小屋まで計算せり故に此の差を生じたるものなること判然せり、是に依て見るも事物の意味は最初より決定し置くべきものなり、又様式を度々改むることは容易の業にあらす又間違の起り易きものなるを以て濫りに變更せざるを要す、「目下の様式、目下の方法は既往の様式、既往の方法と同じかるべし」と云ふ格言あり、凡そ物には備み易く飽き易きは人情にして普通一般に新規を喜ぶ弊あるも統計の如きは妄りに様式其の方法等を變更すべきものにあらす、乍併社會の進歩するに隨ひ昔のものを活用し其の調和宜しきを得て共に進歩し往く所に統計家の苦心存するものとす

(三) 尋問法 乃ち材料を聞く方法なり彼地の統計家曰 (1) 尋問の明瞭ならんことを要す (2) 簡單にして實正なる答をなし得る様すべし即ち數字或は然り、否等の文字を用ゆること (3) 答は成るべく後より溯り檢訂をなし得る方法を以てすること (4) 尋問の條件は全く實用に供し得るものに限ること (5) 機會を利用して充分の材料を徴すること (6) 國民の嫌疑を避くること等なり、又調査を爲すには人民を餘り進歩したる者又正直の者と見るは最も宜しからずベルチヨン氏の説に調査をなすには先方を極無識、極横着、極狡猾の者と見て其の用意をすれば過らなし誤りは中人以下に多きもの故社會の下層へ油斷をせぬやうにすれば手落少なしと

附て言ふ統計の單位觀察を爲すに方り要問の法宜しきを得ざらんか、或は事物の正鵠を誤り、遂に完全の調査を爲し得ざるに終るべし。重複の嫌あるも統計學の大家ハウスホーヘルの要問注意事項と稱するもの左の如し

一、問ふことの分り易きこと」尋問の事柄が被調査者に明瞭に會得さるゝにあらざれば、其の答に

誤謬を來すこと當然なり、故に調査員は尋問の事柄につき、何人にも疑義を生せしめざる様注意せざるべからず、明治の初め戸數を調査せしに兩戸の數を報告したる地方あり、又公生兒私生兒の調査をなせしに公生兒の方へは役人の子供を入れ、私生兒の方へは平民の子供を入れて報告したる地方ありと云ふ是れ畢竟戸數の意義及公私生の區別を明瞭に説き示さざりしが爲なり。

二、疑惑を生せしめざることを「新に課税にてもせらるに非ずやとの疑惑を生せしむるときは、問はれたる事柄を有體に答ふる者少なかるべし。英國にては國勢調査を行ふに方り此の調査の結果は徵税の用に供することを得ずとし、勃國に於ては國勢調査の材料は調査済の上直ちに焼棄することとせり。

三、成るべく手數を掛けざること「例へば年齢を問ふには何年何箇月なりやと問はずして、其の誕生の年月日を聞くが如きはなり家畜にても鶏の孵化後何箇月なりやと問はずして、何時カヘリしやと聞く方事實を間違へざるが如し。

四、親切に説明をなすこと「調査の事項には親切丁寧に説明をなすこと必要なり、然らざれば往々不得要領の答をなすことあり。

五、秘密に立入らざること「例へば一個人の商賣上の損益勘定又は商品の有高を問ふが如きは成べく避けざるべからず、是れ被調査者に疑懼心を抱かしめ、統計の調査上大なる弊害を醸すものなれば最も慎まざるべからず。

六、少しく聞きて多く知ること「成るべく有用の事のみを聞き後に整理し難き事など聞くべからず七、舉動を慎むべきこと「要問の際無益の會話を爲して時間を費し、或は妄りに強制がましき舉動を爲すが如きは深く注意せざるべからず、米國にては國勢調査委員の禮式に關する規程ありと

云ふ

八、問方は簡單、答は正實ならしむること「例へば數字か又は然り否等の文字を以てするが如し、即ち男然、否の如く其の當れる一方に圈點を附せしむるか又は然否の一方を抹消して答へしむるの類なり。

九、答は後より溯りて検査を爲すに便ならしむること「原票の一角に番號又は氏名を記せしむるが如し、但し材料の種類に依り調査済の上は氏名の欄を切斷燒棄し被調査者の嫌疑を避くる手段を採ること肝要なり。

一〇、調査の機會を利用して有用の材料を集むること「例せば獨逸「センサス」の際農事調査又は家畜調査等各種の事項を附帶調査せるが如し。是れ事の序を以て問ふときは容易に調査をなし得られ且手數を省くの利あればなり。

(四)材料の制限 統計は好奇心より起りしものなり、此の心は世の中の開化の本なり併し餘り調査し過ぐるは不可なり、外國の言葉に「自から限ることを知れ」とあり明治六年の勸業統計にゼンダイ屋の枕數、煎餅の枚數等の調査あり、是は今尚話柄に上れり故に際限を超ゆる調査は注意するを要す、調査は粗より精に入るべきものなり。

(五)調査の期節 統計の調査は國內靜謐にして人心の安定せる時を以て可なりとす又收穫高の如きは收穫後に於てすべし、例せば國勢調査は外國は大晦日を多しとするも日本は大晦日に調査せんか諸取引上最も繁忙の時なるを以て好結果を得ざるべきなり、此の外選舉、農時、漁期、事變の後等皆避くべきものなり。

(六)報告期限 報告期限は最初より規定し置くべきものなり、報告期限一定せざる時は責むべき途なし、期限を守らざれば動もすれば今月の事も來月に亘り困ること多し、統計の大數觀察法は同性質

なる全量の事實を同時に調べるを原則とするを以て、此の三ツの内一を缺くべからず、又事物に依つては時を成るべく小さく刻み置くべし一箇年のものは十二箇月を月月に調査し年末に一箇月を加うれば忽ち一年の統計を得らるゝが如し

附て言ふ統計様式に規定しある報告期限は上級官廳に於て各町村の報告を整理して之を公表する上に於て極めて必要のものなり元來統計は多數觀察を必要とするものなれば僅に一村一郡の報告書未到着の場合と雖尙一縣の總計をなす能はず隨て全局を見る事能はずして折角行政及經濟上の施設經營に資せんとする有要なる統計も其効果を減ずるに至るべし現に大正四年米實收額發表の如きも全國民舉つて其發表の一日も速かならん事を希望し當局者亦之が整理督勵に勉め極力其發表の急速ならん事を謀りしも或四縣報告遅延の爲遂に右四縣を除き他府縣の實收額のみを大正五年二月二日に於て公表せらるゝの不得止に至りし事は當時米の豊凶と價格の關係に注意を拂はざる人と雖も新聞紙を手にする者の齊しく認むる所なるべし而して右四縣報告の遅延を致したるは僅に一町一村に於ける報告期限を遵守せられざりし故なるを想へば右四縣當局者の遺憾亦知るべきなり。

文明各國に於ては報告期限の遅延する向に對し種々制裁の設けありて我國には未だ斯る制裁の設なきも一部の怠慢は全國統計の完結を妨ぐるものにして前記米實收報告の如きは明かに此の事を説明せり統計に従事するものは何れも共に國の統計を拵ゆる精神を以て正確なる事實を調査するに勉むると共に報告期限をも恪守せられん事を希望する次第なり。

(七)材料の審査 總て原材料は受付後即時に検査するを要す、其の利益は誤りを正す機会多きを以てなり一箇年經過後誤を正さんとするも其の間には度々人の異動ありて誤を正すに不便を生ず殊に人口統計の動態小票等は毎回受付毎に検査し置くべし、又材料の検査は算盤を入れるゝは勿論疑はし

き處を訊問するに就ては要點を記録し置くべし、而して検査をなすは數字に亂高下ある所必らず誤りあるを以て能く之を糺し置くこと必要なり、以上述ぶる如く蒐集したる統計材料に就ては其の根源に溯り充分に精査するに非ざれば甚しき誤謬に陥り統計をして全く無價値のものたらしむることあるべし材料の審査に付ては違式、誤書、違算、脱漏、重複、分類の錯誤、備考、單位、調査時の九項に涉り調査をなすべきものなり猶必要なる條項を記載すれば左の如し

一、調査の目的物に相違なきや否や、從來食用農産物、工藝農産物、園藝農産物の調査に就き往々調査品目の稱呼又は文字の類似より間違を起したるの實例あり即ち稱呼の類似したるものに在りては人參と胡蘿蔔黃麻と高麻(青麻)の如き、文字の類似したるものに在りては甘藷と甘蔗、蕃椒と蕃茄、南瓜と西瓜、蘿蔔と胡蘿蔔の如きを謂ふ其の他水産物、林産物に於ても間違ひ易きもの例へば煙と竹煙(馬刀貝)淡菜と紫菜は又は石花菜と混同するが如き場合あるべきを以て注意せざる可からず

二、調査事項に重複ありや否や、例へば製茶の調査に於て先づ番茶として記入し後に煎茶に合算するが如き一種のものが二種として數へらるゝことあり

三、脱漏したる事項なきや否や、例へば統計様式に大根と云ふ文字なき爲蘿蔔を脱漏するが如し

四、數字の記入に誤謬なきや否や

五、違算なきや否や

六、一段歩の收穫高又は單價は相當なりや否や

七、様式所定以外の單位を以て計算せしものありや否や、等に就き審査すること肝要なり願ふに統計の信用あると否とは其の原數の正否に依て定まるべきものなるを以て材料蒐集の根本たる市町村に於て最も注意を拂はざる可らず何となれば統計調査の三要素たる正確、完全、整齊は調査記入の時に接近すればする程其の目的を達し得べきものなればなり

茲に某縣統計主任が町村統計事務視察の際發見したる誤謬の一例として語る所に依れば某郡某村に於ける水産製造物の報告中田作の數量、價額意外に多大なりしを以て之を尋問せしに水田より産出するものを掲ぐるものと心得米の收穫高及價額を記入したるものなることを發見せり、又某郡某村に於ける牛馬は元來杜の方多數なり然るに報告に依れば牝の方多數なりしを以て之に就き尋問せしに普通男女と云ふに依り統計樣式に牝とあるは前者は男に後者は女に當るものと誤解したるに基くものなることを發見したり、又車輛の報告は馬車、牛車、荷車、自働車、人力車、自轉車其の他の七種に區別し交通運搬の用に供すべきものを調査すべき等なる往々「其の他」の欄に乳母車を計上したるものあるを發見したり、某縣統計主任は右の誤謬發見以來大に材料審査の必要を感じ町村統計事務の視察を怠らすと謂ふ

(八)中繼表、統計材料の審査を終りて製表をなすに當り、其の材料より直ちに計算をなさず、一應其の數字を調査區別又は町村別に拾ひ上げ計算するを中繼表又は中集表と謂ふ、而して此の中繼表は材料と共に一括し置くべきものなり、從來町村役場に於ける統計材料整理の狀況を視るに多くは此の中集表を缺ける爲各調査區間の比較權衡を知る能はざるのみならず、町村計に誤謬を發見するも何れの調査區に於ける誤謬に基くものが判然せず隨て痛く其の數字の信用を失する場合あるを以て必ず之を調製し置くべきものとす

(九)材料の保存、是れは或年數經過後と雖直ちに取り出さるゝ様年別として保存し置くことなり、獨り材料のみならず主任者の重要な往復文等も將來參考となるべきことあるを以て之を保存し置くれんことを希望す

第二 數字の處理

昔アツペンワル派は數字は之を要せず文字を以て記載するの流派なりしが今はケトリーの流儀に従ひ數字を以て表章することとなり、故に今日の説は「統計は人と物と事に關する數字上の學問」として數は最も大切なるものなり

(一)數字の性質、數字は第一其の性質を辨へざるべからず、統計の數字は悉く真正と謂ふ能はず、真正のもの、真正に近きものあり、要するに之を左の三種に區別すべし 第一は直接調査の數字即ち徴兵検査の統計、學校生徒の統計、人口統計、會計に關する數字等なり 第二は概計數字にして農工商の實業に關係の統計なり之を第一の直接調査の數字の如く分厘も違はざるものと思ふは誤解にして物産の統計は凡て概計的の數字にして第二流のものとなり居れり、故に物産の統計は實際より低きものと稱す歐羅巴も亦同様なり、所謂滋味なきも食ふに如かずにして概數にても段々注意すれば直接の數字に近づくを以て之が改善を計らざるべからず 第三は推計數にして昔の政算術の如きものにて、現今次第に廢せられつゝあるも、英國人は猶多く之を用ふ、之を算出するに少きものを以て多きを推すは危きも、多きを以て少を推せば稍見るべきものを得ることあり、外國の言葉に「巧みなる推計は拙なき實計に勝る」とあり方法如何に依り好結果を得ることあり、又表面より聞くときは隱蔽することあり、歐羅巴に於ても裏面より觀察し推計する方法を採用せることあり、例せば工業の調査に當り原料の量、職工數、器械の噸數等に依り其の生産力を量るの類なり

(二)計算の技術、即ち單位觀察に依り得たる原材料を計算するの技術に三種あり (一)劃線法 (二)計牌法 (三)用機法是なり

第一 劃線法

此方法は一事件を數ふる毎に一線を劃するものなるを以て、夥多の事件を數ふるには不便尠からず

製表實務心得

製表實務心得

五六四

且つ中途に記入を誤るときは之を發見すること容易ならず、故に技術としては迂遠にして幼稚なるものとす左に一例を示さん

- 一、一事件毎に一一一一の如き線を劃するもの此方法は最も誤りを生じ易し
- 二、一丁下正 又は 一二三三三三 田の如く書し 正 又は 田を以て五に代用するが如し前法より稍進歩したる方法なり
- 三、歐洲にては 1 2 3 4 5 10 を用ふるものあり

第二 計牌法

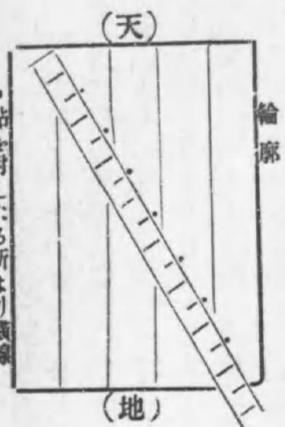
觀察の單位を一ツツ小票に寫し取り、其の種類に依り分類し同種の小票を積み重ね之を計ふる方法にして、恰も骨牌を取扱ふ如きを以て整理上最も便利なり、又單記票を以て調査したる場合に在りては直ちに之を計牌として使用することを得るものとす、例へば農商務省に於ける會社票及工場票の如し要するに計牌法の長所は整理の進行上全材料に關する検査を行ふに便利にして手續上誤謬を發見すること容易なるに在り、從て統計事業の發達に伴ひ一般に此法を採用するに至り歐洲にては國勢調査に世帯票を用ふる場合に在りては列記事項を小票に寫し取り單記票と爲し整理すること普通となれり、小票法は伊太利の「カルトリウス」より起り一、八五〇年獨國は之を伯林の人口調査に用ひたるを始めとす本邦に於ても舊幕時代江戸御船藏に於て材木の調査に用ひたることあり

第三 用機法

材料整理上計算事務を機械に依り行ふの方法にして、最近歐米諸國に於ては國勢調査其他の大調査には電氣集計機を用ふるに至れり、此の機械を用ふるには葉書大の紙片に數の符號若は略字を以て數ふべき位置を定め穿孔器を以て之に穴を穿ち之を機械に投入するものとす、斯くするとき夫々分類集計し得らるへし、電氣集計機は米人「ホルレリス」氏佛國のジャカート氏織物機械より發

明したるものにして本邦にては明治三十九年逓信技師川口市太郎の發明に係る川口式電氣集計機あり大正九年十月一日國勢調査の集計事務には其の改良されたるものを用ひつゝあり統計材料整理上加減乗除を行ふが爲め現今使用せらるゝ計算器の重なるもの大要左の如し

- 一、アリスモメター(獨逸製) 加減乗除に用ふ
- 二、ブルンスヴギガ(同) 同 實用上堅牢の稱あり
- 三、マーチャント(米國製) 同(二と殆んど同構造なり現今各府縣多く之を使用す)
- 四、ゴルドマン式計算器 加減乗除に用ふ其の特長は誤算を發見するに容易なり
- 五、ミリオネール(瑞西製) 加減乗除に用ふ乗除は「ブルンスヴギガ」に劣る
- 六、コントメーター(米國製) 加減乗除に用ふ乗除は前二器に劣る
- 七、ラング氏計算桿(獨逸製) 乗除に用ふ然れども前三器に及ばず
- 八、ザツチャー氏計算尺(米國製) 乗除に用ふ但し長位の數を算出すること能はず
- 九、パロース(米國製) 加算兼印刷に用ふ
- 一〇、フルラー螺旋尺(米國製) 乗除に用ふ五位迄算出するを得
- 一一、ターヘルス圓筒尺(米國製) 二乗及二乗根を算出するに用ふ



●點を附したる所より機械を引くときは横欄八さなる

製表實務心得

(三)野の引き方、統計表に横欄を設くるには普通輪廓の天地の長さを計り之を設けんとする欄の數に割當て一欄何寸何分と計算して横線を引くもの多きも、かくては迂遠且不便なり、依て上圖の如く物差尺の一端を下即ち地の輪廓の所に据へ欄の多きときは五分を一欄とし、少なきときは一寸を一欄とし、尺の上端を左又は右に開らき、求むる欄數の所を上即ち天の輪廓の所に止め、次に五分又は一寸の所に鉛筆又は千枚通し

五六五

の尖きにて、印を付け其の印の所より野を引けば手数と時間を節約し直ちに所用の野線を引き得るものとする、但し線を引く場所定まりたるときは、固定本を用ひなば一層手数を省くことを得べし

(四) 数字の抄寫、数字を人に讀ませ寫すと、自分一人にて寫すとの二法中甲の方法可なるが如しと雖も抄取るものなり、数字を寫し又は扱ふことは誤り勝のものなれば、妄りに急がず所謂そろ／＼急ぐの主義を採るを可なりとす

(五) 計算語、製表の計算は獨算の方法を採りたきものなり、多人數讀上げ算をなすことは妄りに喧噪に流れ且違算を生じ易し、但讀上げ算の場合は第一に讀み方の熟練を要す、之が爲には計算語を定め置くを要す 一はヒト又はピン 二はフタ 四はヨン 五はゴン 七はナナ 八はタコ又はバー 九をキウ 十はトウ等と唱ふ即ち一百一十又は八千八百の如し又一五〇、七八二圓を讀み上げるに十五萬飛んで七百八拾二圓と云ふよりも百五拾圓七拾八錢貳厘也として千位を圓位に讀めば便利なり

(六) 乗算の便法、左記二方法中著者は第一の方法を最便利なりと考ふ

第一の方法は、法の二桁目より實に乘じ最後に一桁目の法を乘す

例(實)五七八に(法)九、二六四を乘する場合は實の最後の八に(法)の二桁目より二六四と乘け一桁目の九を其の次に乘す、實の二桁目七、同一桁目五も亦之と同様の順序に乘す

第二の方法は(法)より一を減じたるものを實の一桁目より乘じたる數を加算す

(例)(實)五七八に(法)九、二六四を乘する場合は(法)の九、二六四より一を減じ九、二六三となしたる數を實の初桁目五に乘じ法の桁數丈上の方より加算するものなり

(七) 檢算、檢査は最も嚴重に行はざるべからず、原稿は勿論印刷の際も度々之を行ふを要す、又檢算

に付て注意すべきは横縦の計のみを檢算する「カギノ手」檢算をなさる様縦横共十分に檢算すべきものなり、参考の爲左に統計表誤謬發見の方法を録すべし

統計表の誤謬發見の方法 統計表に記入せられたる數字は必ずしも正確にして誤謬なしと謂ふべからず。而して其の誤謬を發見する方法は、大抵左記の手續に依るものとす、原材料の蒐集及調査並結果の表章をなすに當り十分の注意をなすこと大切なり。

一、檢算を嚴密にすること 檢算の方法に二あり、(甲)は縦横に一々檢算したる後縦の計を當り、横の計を當り、計と計とを符合せしむるもの、(乙)は單に縦横の計のみを當り、計の計に符合せしむるものとする、而して右二法中、(乙)は計の計に符合するも内譯に於て誤算ある場合に之を發見するを得ざることあり、故に手數なるも、(甲)の方法に依り檢算するを要す左に例を示さん。

町	村	粳	米	糯	米	計
甲		三八〇	二〇〇	二〇〇	四一〇	三八〇に二〇〇を加ふれば四一〇とならずして五八〇となる
乙		二一〇	三五〇	七三〇	二一〇に三五〇を加ふれば七三〇とならずして五六〇となる	
丙		一六〇	一五〇	三二〇	一、四五〇	
計		七五〇	七〇〇	一、四五〇		

然るに縦横の計より加算し來る結果は何れにしても一、四五〇となるが如し

二、比例を算出すること 統計上調査し得たる實數は、之を絶對數又は單立數と謂ふ、而して之を土地の面積或は人口に比例するときは、關係數となりて、利用の途多きのみならず、容易に計數の眞偽を識別し得らるゝものなり、或は前年又は平年に比し或は他地方に比し、或は他の關係數に比照して其の適否を判斷するが如し

- 三、比較をなすこと」例へば某村に於て本年の米の收穫高二千五百石ありとせば前年若くは前々年と比較して著しき相違あるときは、其の原因の存するや否やを考究するが如し
- 四、概定の標準に對照すること」町村に於て食用及特用農産物、果實等の標準收穫高を豫め調査し置き、之と對照するの類を謂ふ
- 五、増減に付ては其の原因を探索すること」原因には常態的原因と變態的原因とあり果して其の原因に依るか否かを調査するを謂ふ

數字は統計の要具 比較は統計の生命

(八)比例 比例は統計上最も大切なる事なり、官府の統計は現在のものを集計するのみならず、進んで比例平均を算出して一見して利害得失の判別をなし得る域に達せざる可らず、日本の統計に於ては此等の點に於て甚敷缺乏を感ずるものなり(先生をして現今の統計年鑑及農商務統計表を一見せしむるの機會なきを恨む)婚姻の統計出生の統計にても其の數のみにては看官望洋の歎なき能はず人口毎百、又は毎千幾何として始めて分明するものとす、又比例の付け方は物に依り、等級の差異あり出生死亡は人口百人に就て行ふべく、婚姻は人口千人に就て行ふべく、自殺統計は人口十萬に就て比例を見るを普通の方法とす、歸する所原數少なければ數の高きものを以て現はすものなり、又平均を出すには數の揃へるもの宜しく、高下不揃の數は面白からず、茲に甲乙二人あり一人は百萬圓の資産一人は無産者なり之を平均して五十萬圓となすも何等の意味をなさず、又原數の中に多き方少き方共誤りあるときは其平均は最も平均の功を奏するものなり、之に反して一方の數のみ誤りある場合は其の平均は劣性のものなり、又平均に就き内部の事實を説明し置かざるときは人を誤ることあり、例へば衛生統計に就て飲酒の關係を表はすに甲國は五合乙國は二合の割合となれる場合一見甲國の消費多く隨て衛生状態不良の感あるが如きも甲國は五合なるも人民の少數のみ飲酒し

乙國は二合なるも一般に飲酒の習慣ありとせば乙國の衛生状態こそ甲國より劣る筈なり故に原數の事情を詳にせざれば往々見解を誤ることあり、又比例に萬一誤りある時は統計の信用失墜するを以て比例の計算は之を再度すべし、之が爲には人を變へて行ふこと必要なり、同一の人にては所謂手盛八杯にて容易に誤りを發見せず又同一の事を再度することは面白からざる感あるものなり、然るに人を變ゆる時は所謂校讎とて何か誤りあるべしと十分調査をなすを以て其の誤謬を訂すを得るものなり

(九)比例數の書き方、概ね次の四に區別す

四・四五 コンマ中央に在り

四・四五 コンマ稍右に片寄る

四・四五 コンマ中央に在るも小數一號小なり

四・四五 コンマ稍右に片寄る小數一號小なり

又亞刺比亞數字なるものは 4/45 4.45 4.45 4/45 4.45 4.45

コンマ以下は通例二位迄を存するも、亦一位に止む、而してコンマより上の數多ければ一位に止めて四四五・八と記し、或はコンマ以下を四捨五入して四四六と整數のみを記すことあり、又コンマ下を一位に止めたる比例數と極微比例數とを併記する場合には後者のみコンマ下を二位まで存して〇・〇三と書することあり、是れ二位迄を存せざれば其の比例數は極微なる爲め終に消滅するに依る又通例百分比例を示すに % 又は 〇/〇

百分比例に % 又は 〇/〇 を用ふ

千分比例に ‰ 〇/〇〇〇 を用ふ

萬分比例に ‰ 〇/〇〇〇〇 を用ふ

(10)指數、指數は英語の「インデックス、ナンバー」にして、或一定の時又は場所を基本とし以て諸般

現象變遷の程度を一目瞭然たらしむる爲に用ゆ、例を示せば
中米一石價格 大正 年 指數

一	二〇・九六	一〇〇
二	二一・三九	一〇二
三	一六・一三	七七
四	一三・〇七	六二

即ち中米一石價格の絶對數にては大正元年と其の後の價格高低の程度は一見直に之を知る能はざるも、之に指數を附するときは二年は元年より二厘高く三年は二割三分低く四年は三割八分安價なることを容易に知り得るなり、現今物價、貨錢其の他各表に應用せらる

(二)數位の切り方、即ちコンマの打方「コンマ」は數位を切るに用ひるものにして歐米に於ては三位に打つことに定まれり、本邦に於ても三位に打つを普通とす、農商務省に於ては明治三十五年刊行の第十七次統計表迄は四位に「コンマ」を打ちたれども以後三位に改めたり蓋し諸外國との比較上三位に打つを便利とすればなり、亞刺比亞數字を用ふるに至ては殊に然りとす
併し數の唱へ方より論ずるときは日本にては萬、億、兆と唱ふるを以て四位に打つを可とし西洋に於ては「サウサンズ」(Thousands)「マリアン」(Million)「ビルヤン」(Billion)「トリリアン」(Trillion)と唱ふるを以て三位に打つを適當とす

日本	一、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
米國	(兆) (十億) (百萬) (千)

(英の「ビリオン」は兆にして米佛の「ビリオン」は十億なり)

印刷の場合に在りては「コンマ」を用ひずして百位と千位の間を少し明くるときは千位の位取たることを示すを得へし、農商務統計表は明治三十八年より此方法を用ふ獨逸にても此方法に依るものあり

(三)「コンマ」と「ポイント」の區別、「コンマ」は「、」を用ふ例へば10.三五の如し、亞刺比亞數字を用ふる場合に於ては「、」を用ふ例へば12,540の如し

「ポイント」即ち「・」は數字の單位を示すに用ひるものにして圓、斤、貫、反、石等の所に置くべきものとす、例へば五百五拾圓五拾錢の場合に五〇五.〇若し又は人口百に付出生三人五分三厘の場合に三五とするが如し併し印刷する場合に在りては單位位下の數字な一段小形の活字を用ふるときは最も便利にして前既に之を記したり

地方統計書を見るに住々「コンマ」と「ポイント」を混同するものあり甚だしきに至ては町村の報告材料中「コンマ」及「ポイント」を用ひざるものあり、數位の判斷に苦しむこと尠からず、演說筆記の如きも句讀點あるときに容易に讀み得るも無きときは時々讀み誤ることあり、天保の頃大阪に淨瑠璃の名人豊竹朝太夫なる者あり、夜毎燈下に義太夫本の句切句切に朱點を施しつゝあるを京都珠數屋の主人が見て太夫程の名人にて其の様な心配は無用なる可しとて笑ひたりとぞ、或る時太夫は珠數の註文狀に二つに折りてくびに掛け候程の大きに御作り被下度候云々

と認め遣はしけるに珠數屋の主人は之を見て「二つに折りて、くびに掛け候程」と讀み大きな珠數を作りたりと謂ふ笑話あり、此は「二つ折り、てくびに掛け云々」と讀むべきを句讀なき爲誤を惹起したる一例なり

(三)略數統計、餘りに下に多くの數あるも其の數は確ならざるもの等は略數を以て記臆に便する方法
製表實務心得

製表實務心得

を採ること必要なり假令人口に就て

獨 五八・五 百五十四 五八

佛 三八・二 又は 三八

英 四〇・七 四〇

の如し國富統計、生産物價額等も千圓單位又は萬圓單位のものあり

(四)和洋數字、日本數字は一、二、三に誤り多く又筆寫に時間を要するを以て近來亞刺比亞數字を用らる事益盛なり、是は原稿を書くに早く印刷の頁數も三分一に減するの便あり、且亞刺比亞數字は活字の種類極めて多きを以て一表中能く讀者の注意を喚起するに適當なる文字を使用し得る便あり試に其の種類を擧ぐれば左の如し

23578 23578 23578 23578 23578 23578

(五)數文の書方

一、字格を正しくし且其の位置を誤らざる事

數字の記入に就ては字の巧拙は問ふ所に非されども必ず楷書を以てし且其の位置を誤らざる様注意すべし何となれば「一二」は「三」「二一」は「三〇」「一一」は「二」に紛はしく又「一二三」は「二二」若は「三二」と間違へらるゝことあればなり又「五」の字は書方に依りては「一五」と誤らるゝことあり

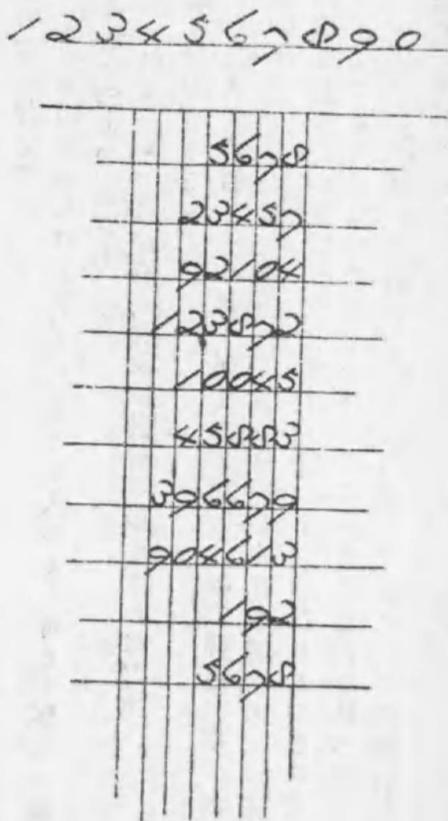
二、頭列を揃へること
此は數字の高低を一目して數の大小を知り得るの便あればなり即ち千位は千位萬位は萬位に其の頭列を揃へ記入するを要す

一、三四七 1,347
五、八五六 5,856

二、一〇〇 (頭列を亂したり)又 2,110
三、五八〇 3,580

- 三、字形を傾斜にせざること
- 四、欄内に密書すべからず稍餘白を存すること例へば 一二三、五七九の如く分書するは非なり英國人は欄内密に挿入するの風あるも是は英人一種特別の眼力あり遺傳とも云ふべきものなり、密に過ぐるときは人の視力を害するを以て學ぶべきことにあらず、新聞の廣告にても知らるゝ如く唯一行「轉居、高橋二郎」と在りても容易に人の注意を惹かざるも、之を左右に二行つゝ空行を存する時は人の目に付くが如し
- 五、文字に濃淡なき様注意すること
- 六、十百千萬億等の字を用ゐざること
例へば二萬五千七百三の場合には二五、七〇三と記入するを可とす是れ一見明瞭なるが爲なり
- 七、壹、貳、參、肆の如き字を用ゐざること
- 八、同の字又に點を用ゐざること
從來會社票に折々資本金總額の欄に何十何萬圓と記入し次の拂込資本の欄に同又は〇と記入したるものあり多數の小票を整理する場合には不使鈔からず且誤謬を來すの基となるを以て之を避くること肝要なり國勢調査の申告書記入に就ても同の字を用ゐざることの注意ありたりと覺ゆ
- (二六)亞刺比亞數字の書體、原稿の字體端麗なることは、計算の過誤を防ぎ得るのみならず、人をして快感を覺らしむるものなり亞刺比亞數字に於て殊に然り、依て左に書體の一例を示す
(此文字を下敷となし練習すべし)

製表實務心得



(七) 数字の大小、統計書印刷の際合計、總計、平均、比例若は増減等の数字は普通より字形を異にしたり文字(例へば「イタリック」の如し)若は太字即ち「ゴチック式活字」(Gothic)又は「アンチック式活字」(Antique)を用ゐるとは閱覽の際便益を感ずること少からざるべし「佛國モリス、プロック」の之を唱へたるは同氏著統計論に見えたり、現今中央各官廳出版の統計書、地方廳刊行の統計書中合計若は總計に太字を用ひたるもの尠しとせず(ゴシック式活字は「ゴツス族」風のものなり「ゴツス族」は亞細亞より起り羅馬帝國を蹂躙せし蠻民。「アンチック式」は古希臘風又は古羅馬風のものなり)

第三 製表の技術

(一) 製表の主旨 統計家曰統計を作る爲には論理學を知るを要す、論理學は人の思想を明かならしむるものなり、即ち統計は事實の性質と種類を區別して之を混合することなく系統的に表章すること肝要なり、是れ論理學の主旨に適するすのにして牛は牛、馬は馬、木は木、竹は竹と種類の性質の混同を許さず、其の表なるものは事實に依て適宜に作製するものにて其の形式に於て最初より一定の式なし、而し製表には巧拙あり、巧に作るものは冗長を簡明に、錯雜を分明ならしむ、其の熟練は畢竟經驗に依るの外なし、詩作に於ける「多讀、多作、多改」は必要條件なり、獨逸の「ハウスホーヘル」製表法の説明に曰統計上觀察の数字は蒐集、排列、類別せんことを要す、其の主旨は事實をして一目瞭然たらしめ、其の同一なるもの、差違なるもの、及誤謬ある處を發見せしむるにあり、現象の變化を發見するは一種の技術なり、故に統計上の智巧を要す、表中の数字は大部の書籍の如く學問の種子を含有し、其の高低數の表はるゝ所の結果に付て深く研究すれば限りなき趣味あるべし、製表の事務に三種あり其の一は「表式を作ること」是は簡易の如くなれども最も高尚の熟練を要す、二は「表中に事實を記入すること」三は「表中の事實を整頓すること」なり其の手續を例示すれば下の如し

寅	丑	子
		卯
巳	辰	卯

① ② ③ ④

製表實務心得

五七六

右の(甲)(乙)(丙)(丁)は事實現象の全體にして其の中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チは各種の現象を表はしたるものなり、例せば或府縣の六箇月間の犯罪數とせば毎月犯罪の種類に依て之を區別することを得、又甲、乙、丙、丁を土地の區別とすれば中の子、丑、寅、卯、辰、巳を土地に就ての犯罪の區分とす、今之に依り統計の事實を穿鑿せんとせば、各種の現象を拾ひ集め、「イ」はイ、「ロ」はロ、「ハ」はハと拾ひ集むるに左の數となる

イ	二二	二二	ト	二四
ロ	一	三〇	チ	一五
ハ	二二	一三	計	一三七

又之を多少の順序に排列すれば左の順となる

ホ	三〇	ニ	イ	一二
ト	二四	チ	ロ	一
ハ	二二	ヘ	一三	

又各種現象分配の狀況を見んとせば左の如き結果となる

計	21	19	21	21	25	30	137
子	2	3	5	1	1	2	15
丑	2	2	3	2	4	5	24
寅	2	3	5	1	1	2	13
卯	2	3	5	1	1	2	13
辰	2	3	5	1	1	2	13
巳	2	3	5	1	1	2	13
計	12	1	21	21	25	30	137

即ち上圖に就き着眼すべき點左の如し

イの現象は規則正しく何れの時、場所及其他の現象の變動に伴はずして二回宛顯れたり故に此の現象は全く獨立のものなるべし

ロは六箇所に於て前後唯一回のみ

ハは或る場所に於ては屢々顯はれ他の場所には稀なり而して其の數は子に於て最も多く夫れより規則正しく遞減

ニ	6	4	4	3	3	1	21
ハ	6	5	4	3	2	1	21
ロ	—	1	—	—	—	—	1
イ	2	2	2	2	2	2	12
子	2	2	2	2	2	2	12
計	12	1	21	21	25	30	137

れ殊に其の現象はイと固有の關係あるに似たり

トは子を除くの外何れの場所に於ても多く顯はれたるのみならず好みて左方に集れるが如し

チの現象はトに反して寧ろ右方に多し

右は統計に適ひたる一の假定的材料に依り製表の方法を示したるものなるも、之を實際の事實に應用すれば限りなき妙味と趣味を感ずるものなり

(二)表の種類、表は大小種々の形あるも歸する所左の三種とす

(甲) 上及右の見出し單一なるもの

地方	男	女	計
總計			

又は

地方	男	女	計
總計			

製表實務心得

五七七

製表實務心得

(乙) 上及右の見出し複雑なるもの

總計	地方		現住人口
	男	女	
	本籍人口	現住人口	
	男	女	男
	女	男	女

又は

地方	本籍人口		現住人口	
	男	女	男	女
總計				

(丙) 上及右の見出し單複相交るもの

總計	北海道 小樽	地方	
		市	區
		本籍人口	現住人口
		男	女
		男	女

又は

地方	市 區			
	本籍人口	現住人口	男	女
總計				

(三) 表の名稱及表頭、表側の文字
表の名稱は勿論表頭(欄頭)又は表側(欄側)の名稱は完全にして簡明なるを要す、表の名稱狹義に失

し表中に羅列したる事項の全部を包容すること能はざるが如き、若は二様の意義を有するが如き曖昧なる名稱を避けざる可らず、而して表頭、表側の配置分合は論理的にして覽者をして一見了解し易からしむることに注意せざる可らず
本邦統計表の表側文字は往々簡單に過ぎて省略に失し閱覽上不便尠からざるものあり、外國統計書を見るに左右兩頁に跨る表に在りては表の兩側に一々同一文字の見出しを附したるもの尠からず我邦にても之に倣ふを可とす、少くとも左側(アラビヤ數字を用ゐる表)には文字及番號併記の見出しを附し右側には數字を以て番號を記入せざる可らず
又假令一行たりとも裏面に跨るものは新規に表頭表側を附するを要す之を見返しと謂ふ
(四) 表頭、表側の番號、統計表見出しの記載事項即ち表頭表側の記載多き時は記載事項の上と之に面する反對の頁に番號を附するときは閱覽上極めて便利なり、一例を示せば左の如し

1 北海道	計	1
2 青森縣	番號	2
3 岩手縣		3
4 秋田縣		4
5 山形縣		5

(五) 日本數字又は亞刺比亞數字に依る表の組立
日本數字を用ゐる場合には比較せんとするもの即ち多少を示さんとする事項を横に列記し亞刺比亞製表實務心得